

令和6年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会 次第

日時：令和6年12月20日（金） 13：30～14：30

場所：久留米市役所本庁舎3階 307会議室

1 議 事

- (1) 個人住民税賦課事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の再実施について

2 その他

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の再実施について

個人住民税賦課事務では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）により義務付けられている標準化基準に適合したシステムの利用を令和8年1月から行うことを予定しており、当該標準化におけるガバメントクラウドや標準準拠システムへの移行は、特定個人情報ファイルの取扱いに係る「重要な変更」に該当するとされている。そのため、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について評価の再実施及び修正を行う必要があり、久留米市情報公開・個人情報保護審議会に意見を求めるもの。

1 評価書名

個人住民税賦課事務 全項目評価書

2 評価実施機関における担当部署

市民文化部市民税課

3 修正箇所

別紙全項目評価書「(別添3) 変更箇所」に記載の項目

4 意見募集（パブリック・コメント）について

令和6年1月1日から令和6年12月2日まで意見募集を実施し、意見の提出はなかった。

（参考）

久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（抜粋）

（情報公開・個人情報保護審議会）

第12条 法第129条に基づき、久留米市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くものとされる事項
- (3) 法第3章第3節の施策を講ずる場合の措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、個人情報保護制度の運営に関する重要な事項

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）（抜粋）

（地方公共団体等による評価）

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

3 前二項の規定による評価書の公示については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

5 地方公共団体等は、前項の規定により意見を聴いた後に、当該評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。

6 地方公共団体等は、前項の規定により法第二十八条第一項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報による一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

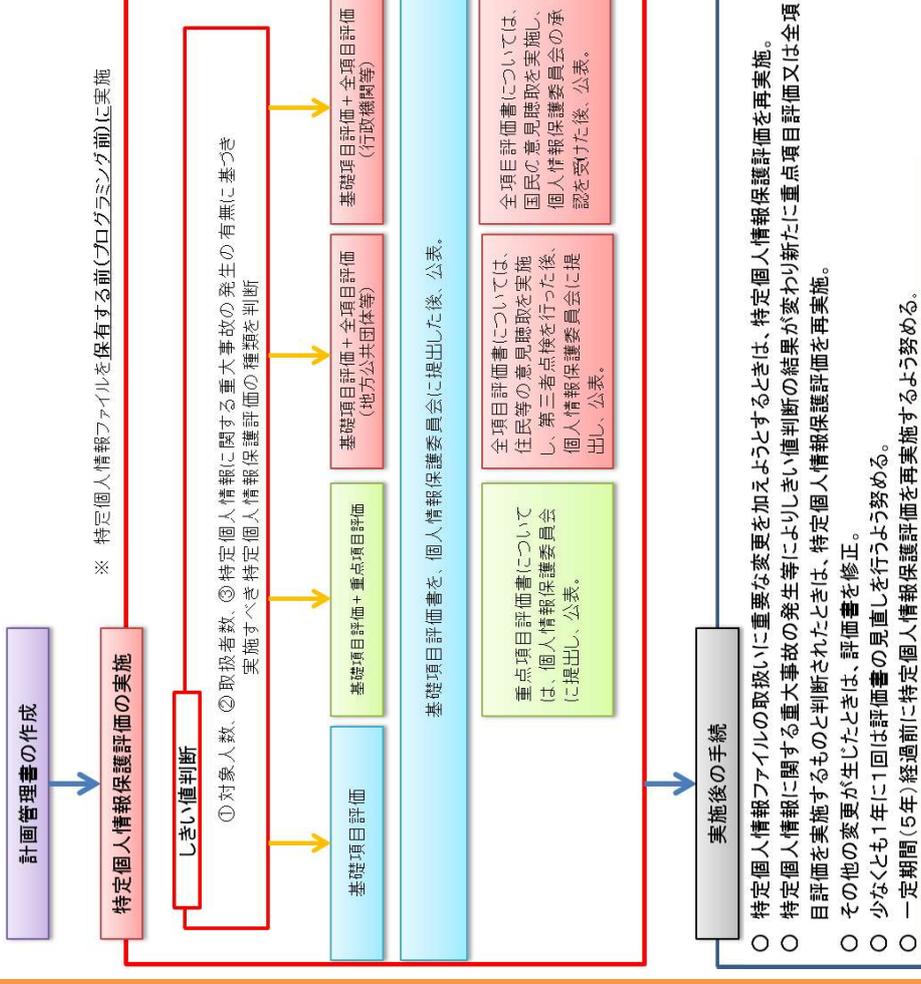
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長その他の機関
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人
 - ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
 - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ

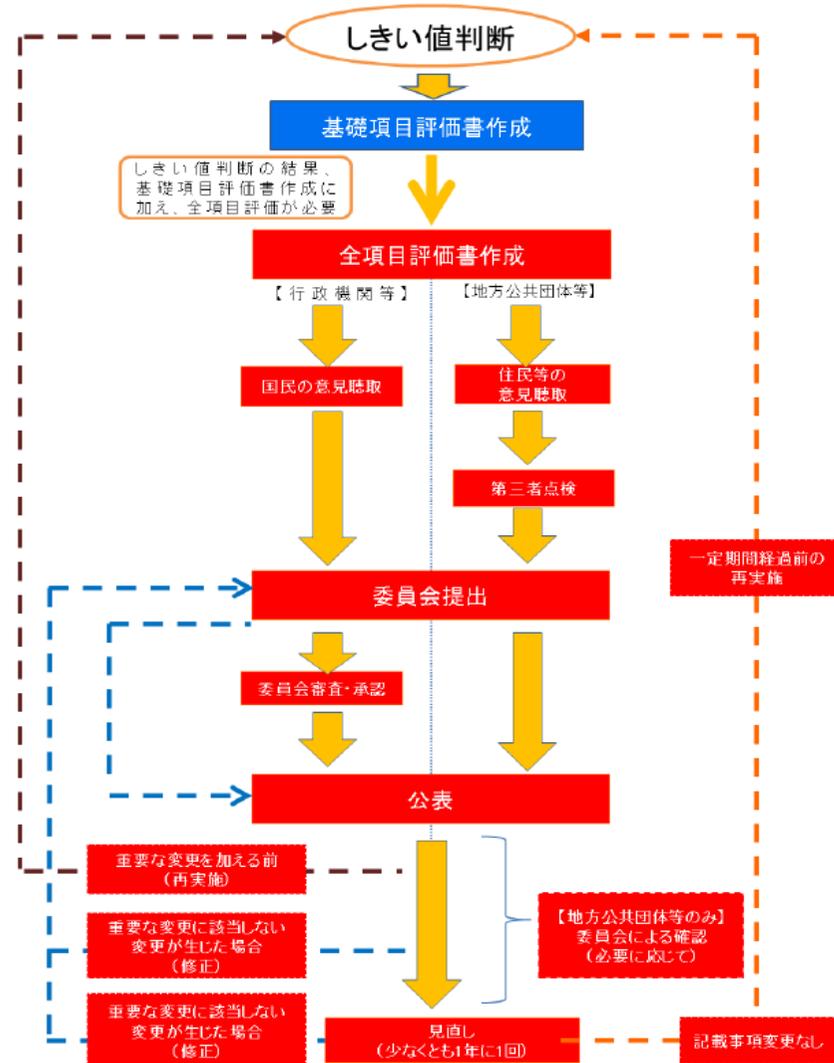


全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



自治体情報システムの標準化・共通化

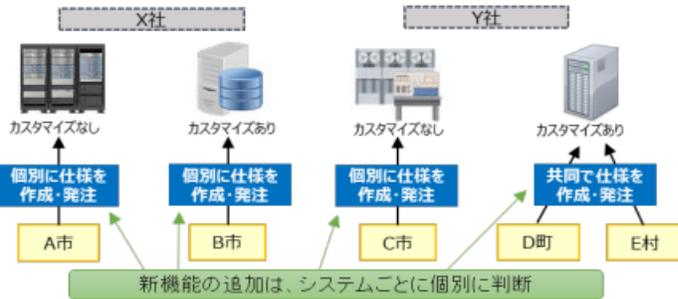
(総務省資料参照)

これまでの取組・現状

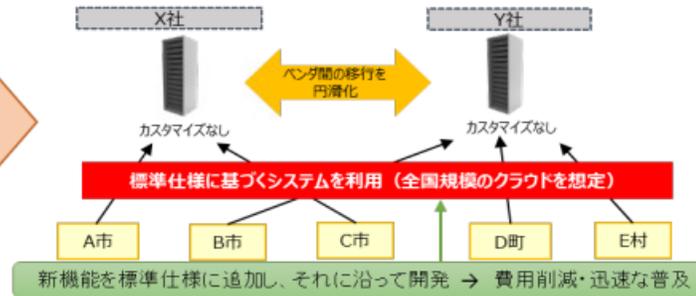
- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

情報システムの標準化イメージ

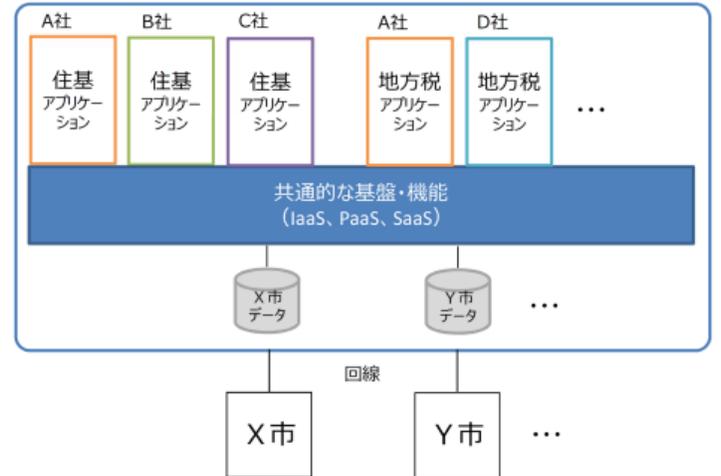
【標準化前】



【標準化後】



ガバメントクラウド



全項目評価書の主な変更点

- ・ 特定個人情報ファイルの保管、消去及び取扱いプロセスにおけるリスク対策について、ガバメントクラウドにおける措置を追加
評価書中…Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去
Ⅳ その他のリスク対策

個人住民税賦課事務全項目評価書における
主な変更点（標準化に伴うリスク対策を除く）

- ① 「Ⅰ 基本情報」の「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」における「他のシステムとの接続」

標準化に伴い他の業務システムとの連携が見直しとなるため、合わせて修正

- ② 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「委託事項3」

標準化に伴い、大量に印刷する帳票については、庁内印刷から庁外での印刷委託へ変更となるため、合わせて修正

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税賦課事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

久留米市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務
②事務の内容 ※	<p>【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に、個人住民税及び森林環境税(以下「個人住民税」という。)を計算し賦課決定する。</p> <p>【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1. 当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</p> <p>2. 当初課税処理 課税支援システムから連携された合算データをもとに個人住民税課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。</p> <p>3. 更正処理 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、更正決定決議書・更正決定通知書等を出力する。</p> <p>4. 照会処理 各種データの照会を行う。</p> <p>5. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</p> <p>6. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。</p> <p>7. 他市町村個人課税データ管理 他自治体で住登外課税される者の課税自治体等のデータを管理する(国民健康保険、児童手当、医療等で必要な情報を一元管理する。)</p> <p>8. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースを更新する。</p> <p>9. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	課税支援システム
②システムの機能	<p>各種課税資料の効率的なデータ管理、適正な申告受付等の個人住民税当初賦課の課税準備処理を支援するシステムで、主に下記の機能を有する。</p> <p>1.住民税課税支援機能 確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料入力後に、資料の優先決定及び加算・減算処理等、システムで一括して合算処理を行い、画面上でデータのチェックやエラー修正を行う機能</p> <p>2.申告支援機能 PCを使用した申告受付により、前年所得情報や扶養情報、社会保険料控除等を画面上で参照でき、その場で論理チェックを行うなど、適正な申告受付を支援する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 課税原票管理システム、行政基本システム ）</p>
システム3	
①システムの名称	行政基本システム
②システムの機能	<p>1. 住登内宛名管理 既存住民基本台帳システムより住民票の異動情報を連携し、住登者の宛名データを異動する。</p> <p>2. 住登外宛名管理 オンライン画面より住登外者の宛名データを異動する。</p> <p>3. 法人宛名管理 オンライン画面より法人の宛名データを異動する。</p> <p>4. 宛名付随情報管理 送付先、口座、納税管理人等、それぞれの宛名に付随する情報を管理する。</p> <p>5. 同一人物管理 同一人物に対して複数の宛名番号を発行した場合に、紐付け管理を行う。</p> <p>6. 返送整理機能 返送されてきた書類に関する調査情報を管理する。必要に応じて公示送達決議書、公示送達書の出力を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 住宅管理システム ）</p>

システム4	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	確定申告書、給与支払報告書等の課税資料をイメージ管理する。課税資料の取込みはスキャニング・データ連携により行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（課税支援システム）
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報又は税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 【内容】 ①国税庁とのデータ連携 ②他自治体とのデータ連携
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書等を電子データで受理し、納税義務者等に税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 【内容】 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額データの連携
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（

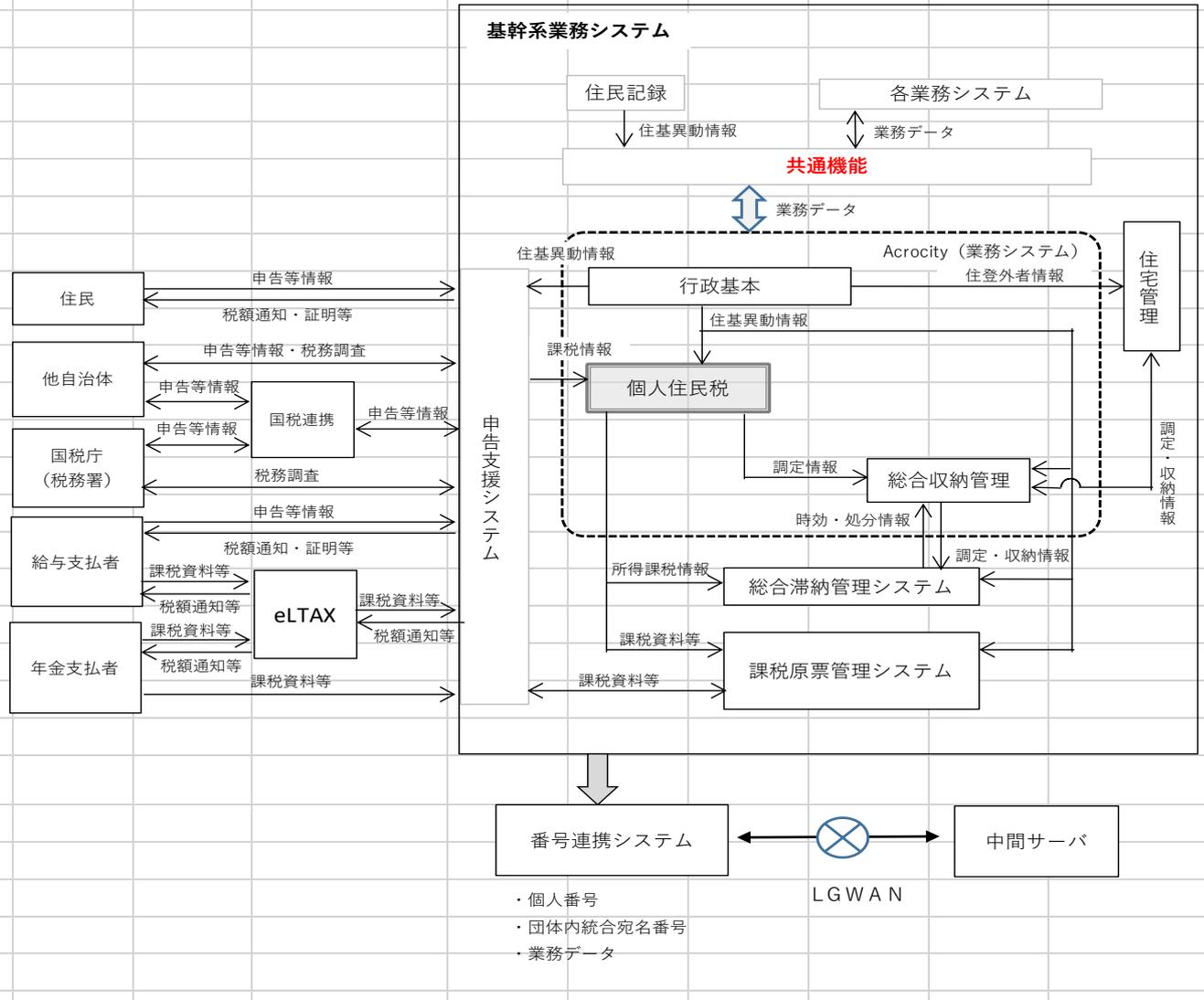
システム7	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住民基本台帳システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。 4. 符号要求機能 処理通番を要求・受信し、符号要求データを既存住民基本台帳システムに送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、各業務システム)
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合データベース及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課に当たり、提出された申告等情報と課税対象者を紐付けることができ、本人特定や複数の申告等情報を合算することが正確に行えるようになる。また、住登外課税を行う場合、久留米市において個人住民税を賦課した旨を住民登録のある他自治体へ通知するためにも必要となる。
②実現が期待されるメリット	①個人番号を含んだ多種多様な申告等情報を電子情報管理することにより、他自治体への資料回送又は他自治体からの資料回送が正確かつ効率的に実現可能となり、また課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することが期待できる。また、久留米市で住登外課税した場合に、住民登録のある自治体でも課税される二重課税を確実に防止できる。 ②庁内他課へのデータ移転、他の行政機関等への情報提供も効率的かつ確実になされ、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることが期待できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

(別添1) 事務の内容

個人住民税賦課に関する事務の内容



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等
その必要性	個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>◎識別情報：対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報：対象者の賦課期日の居住地の把握、税額通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報：算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除算出のために記録 ・障害者福祉関係情報：非課税判定、障害者控除算出のために記録 ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民文化部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活支援第1課・第2課、健康保険課、障害者福祉課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く。)) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)								
③入手の時期・頻度	【当初賦課決定まで】 ①住基情報:毎日入手。 ②生活保護情報:1月に1度だけ入手。 ③住登外情報:1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報:1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報:5月に1回入手。 ⑥国保料等社会保険料情報:1月に1度だけ入手。 ⑦障害者控除該当者情報:申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報:12月まで毎日更新。 ②住登外情報:課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報:期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報:次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。 ⑤障害者控除該当者情報:申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。								
④入手に係る妥当性	個人住民税の賦課決定・賦課更正のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。								
⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に規定されている。								
⑥使用目的 ※	久留米市の課税対象者(住登外課税者含む。)に対し適正な個人住民税の賦課を行う。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、税収納推進課、各市民センター(千歳、高牟礼、耳納、筑邦、上津)、各総合支所市民福祉課(田主丸、北野、城島、三瀬)							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		①既存住民基本台帳システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不突合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。							
	情報の突合 ※	①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。							
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税の賦課決定・賦課更正							
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	個人住民税システム・課税支援システムの運用・保守業務	
①委託内容	個人住民税システム・課税支援システムの運用・保守及び法改正等に伴うシステム改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
その妥当性	システム運用・保守作業を実施するためには、特定個人情報ファイル全体を対象にする必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)第5条に基づく開示請求にて確認できる。	
⑥委託先名	行政システム九州・テクノカルチャーシステム共同企業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2	個人住民税賦課等業務	
①委託内容	課税資料の開封、提出書類の受付・分類作業、給与支払報告書・年金支払報告書・市県民税申告書の整理・確認・補正及び補記、パンチ用課税資料等のスキニング、確定申告書のデータ入力、本人照会文書の作成、課税資料の他市への回送、扶養控除・障害控除に係る調査、課税資料等のパンチ・スキニング業務、特別徴収の手続等に関する業務等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
その妥当性	個人住民税賦課に係る業務を実施するためには、特定個人情報ファイル全体を対象にする必要があるため。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システムの直接操作) <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙	
⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。	
⑥委託先名	TOPPANエッジ株式会社西日本営業統括本部九州第一営業本部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		個人住民税の納税・税額通知書、申告書等の印字、封入・封緘業務
①委託内容		個人住民税の税額通知書、納税通知書、申告書等を納税義務者等に発送するための印字、封入・封緘作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲のうち各種通知等の発送対象者
	その妥当性	多種多様な通知書等を期限までに到達するように印字、発送するためには専門業者への委託が必要不可欠。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑤委託先名の確認方法		久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社西日本営業統括本部九州第一営業本部
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (74) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (25) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項
②提供先における用途	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の4の項
②提供先における用途	恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項
②提供先における用途	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先6～10	
提供先6	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた雇用保険法等の一部を改正する法律第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項
②提供先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項
②提供先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先18	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市個人番号の利用に関する条例(平成27年久留米市条例第42号。以下「久留米市番号利用条例」という。)別表第2の2の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年久留米市規則第96号。以下「久留米市番号利用規則」という。)で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は賦課徴収に関する情報(以下「地方税関係等情報」という。)であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先2	子ども未来部家庭子ども相談課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の3の項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	健康福祉部保健所保健予防課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の4の項
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先4	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の4の2の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	健康福祉部健康保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の8の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (システム内連携)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先6	健康福祉部医療・年金課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の9の項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先7	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の9の2の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	健康福祉部長寿支援課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の11の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先9	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の13の2の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先10	健康福祉部健康保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の16の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先11～15	
移転先11	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の19の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先12	健康福祉部保健所健康推進課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の20の項
②移転先における用途	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先13	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の21の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先14	都市建設部住宅政策課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の23の項
②移転先における用途	高齢者等住宅改造補助事業による高齢者等住宅改造補助金の交付に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先15	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の24の項
②移転先における用途	介護保険利用者負担に係る社会福祉法人等による軽減措置に対する助成事業補助金の交付に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先16～20	
移転先16	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の25の項
②移転先における用途	訪問介護利用者負担額減額措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先17	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の26の項
②移転先における用途	中山間地域等における加算に係る介護保険サービス利用者負担額軽減措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先18	健康福祉部生活支援第1課・第2課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の27の項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先19	都市建設部市営住宅課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の28の項
②移転先における用途	久留米市コミュニティ住宅条例(平成11年久留米市条例第17号)によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先20	都市建設部市営住宅課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の29の項
②移転先における用途	久留米市営住宅条例(平成9年久留米市条例第24号)による単独住宅の管理に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル

住民税			
No.	項目名		
1	市区町村コード	61	転入前住所_郵便番号
2	課税年度	62	転入前住所_市区町村コード
3	宛名番号	63	転入前住所_町字コード
4	個人履歴番号	64	転入前住所_都道府県
5	最新フラグ	65	転入前住所_市区郡町村名
6	無効区分	66	転入前住所_町字
7	未申告区分	67	転入前住所_番地号表記
8	税業務住民種別	68	転入前住所_方書
9	住所_郵便番号	69	転入前住所_国名コード
10	住所	70	転入前住所_国外住所
11	住所_市区町村コード	71	転入前住所_町字
12	大字コード	72	転出先住所_郵便番号
13	小字コード	73	転出先住所_市区町村コード
14	本番	74	転出先住所_町字コード
15	枝番	75	転出先住所_都道府県
16	小枝番	76	転出先住所_市区郡町村名
17	小小枝番	77	転出先住所_町字
18	住所_都道府県	78	転出先住所_番地号表記
19	住所_市区郡町村名	79	転出先住所_方書
20	住所_町字	80	筆頭者
21	住所_番地号表記	81	世帯番号
22	住所_方書	82	寡婦死別離別区分
23	氏名_振り仮名(フリガナ)	83	本籍
24	氏_日本人_振り仮名	84	本籍_都道府県
25	名_日本人_振り仮名	85	本籍_市区郡町村名
26	氏名	86	本籍_町字
27	氏_日本人	87	本籍_地番号または、街区符号
28	名_日本人	88	国民健康保険_納付額_特別徴収分
29	性別	89	国民健康保険_納付額_普通徴収分
30	生年月日元号	90	国民健康保険_現在の国保資格区分
31	生年月日	91	介護保険_納付額_特別徴収分
32	続柄コード1	92	介護保険_納付額_普通徴収分
33	続柄コード2	93	介護保険_現在の加入有無
34	続柄コード3	94	生活保護の受給開始年月日
35	続柄コード4	95	生活保護の受給廃止年月日
36	氏名_外国人漢字	96	生活保護の受給停止年月日
37	氏名_外国人アルファベット	97	生活保護の受給停止解除年月日
38	通称	98	生活保護区分
39	通称_フリガナ	99	後期高齢者医療_納付額_特別徴収分
40	在留資格	100	後期高齢者医療_納付額_普通徴収分
41	在留期間等コード_年	101	後期高齢者医療_現在の介入有無
42	在留期間等コード_月	102	障害者控除認定書の障害区分
43	在留期間等コード_日	103	障害等級
44	在留期間等満了年月日	104	初回手帳交付年月日
45	氏名優先区分	105	手帳返還年月日
46	国籍等_国名コード	106	手帳再交付年月日
47	国籍名等	107	精神障害者保健福祉手帳_有効期間終了年月日
48	住民状態	108	住民登録外課税区分
49	住民増異動日	109	住民登録外課税者住民登録市区町村コード
50	住民減異動日	110	住登外通知の通知結果
51	住民となった年月日	111	他団体課税対象区分
52	異動年月日	112	他団体課税対象者の課税先市区町村コード
53	異動届出年月日	113	合併前_市区町村コード
54	異動事由	114	個人住民税申告書発送希望
55	転出予定年月日	115	発送希望引継ぎ期間区分
56	転出届出年月日(転出異動日)	116	申告案内文書発送希望
57	転出年月日(確定)	117	事業所・家屋敷課税の申告書発送希望
58	消除の届出年月日	118	基礎年金番号
59	消除の異動年月日	119	市税事務所コード
60	消除の事由	120	出国期間_開始年月日
		121	出国期間_終了年月日
		122	削除フラグ
		123	世帯主コード
		124	自治会コード
		125	事業所・家屋敷課税対象者_宛名番号
		126	物件情報管理一連番号
		127	課税非課税区分
		128	物件所在地_郵便番号
		129	物件所在地
		130	物件所在地_市区町村コード
		131	物件所在地_都道府県
		132	物件所在地_市区郡町村名
		133	物件所在地_町字
		134	物件所在地_番地号表記
		135	物件所在地_方書
		136	店舗名
		137	電話番号
		138	家屋敷区分
		139	被扶養者_宛名番号
		140	扶養者_宛名番号
		141	被扶養者履歴番号
		142	扶養関係区分
		143	専従区分
		144	障害区分
		145	扶養区分
		146	世帯外被扶養者区分
		147	住登外被扶養者区分
		148	世帯外配偶者区分
		149	配偶者・被扶養者の合計所得
		150	国外居住親族扶養控除等適用書類_提出有無
		151	専従者続柄1
		152	専従者続柄2
		153	専従者続柄3
		154	専従者続柄4
		155	扶養者は正対象控除
		156	扶養者は正理由
		157	登録根拠区分
		158	設定根拠区分
		159	専従者控除額
		160	年齢
		161	続柄
		162	専従給与収入額
		163	事業所コード
		164	資料区分
		165	資料番号
		166	課税情報履歴番号
		167	徴収区分
		168	徴収区分2
		169	徴収区分3
		170	課税前フラグ
		171	世帯コード
		172	特別徴収義務者指定番号
		173	事業所内一連番号
		174	受給者番号
		175	課税非課税区分(森林環境税)
		176	強制非課税区分
		177	公的年金の種類
		178	年特継続区分
		179	非課税判定区分
		180	年金特徴中止区分
		181	翌年度仮徴収中止区分
		182	青白区分
		183	配専区分
		184	本人専従者区分

185	特徴一括徴収区分	247	特別障害者人数	309	普徴11期_期割充当又は委託納付額
186	更正理由区分	248	同居特別障害者内数	310	普徴12期_期割充当又は委託納付額
187	異動日	249	国外居住扶養人数	311	普徴1期_内年特期割額
188	更正日	250	配偶者の国外居住区分	312	普徴2期_内年特期割額
189	通知年月日	251	他専人数	313	普徴3期_内年特期割額
190	更正入力年月日	252	専従者控除(配偶者)	314	普徴4期_内年特期割額
191	特徴開始月	253	専従者控除(その他)	315	普徴5期_内年特期割額
192	特徴終了月	254	公的年金等以外の合計所得金額	316	普徴6期_内年特期割額
193	普徴開始期	255	セルフメディケーション税制適用有無	317	普徴7期_内年特期割額
194	普徴終了期	256	外国税額控除余裕額	318	普徴8期_内年特期割額
195	年金特徴開始月	257	外国税額控除限度額	319	普徴9期_内年特期割額
196	年金特徴終了月	258	年税額	320	普徴10期_内年特期割額
197	23歳未満扶養親族	259	普徴年税額	321	普徴11期_内年特期割額
198	所得金額調整控除区分	260	特徴年税額	322	普徴12期_内年特期割額
199	特徴仮算フラグ	261	年特年税額	323	通知書番号
200	年金保険者用整理番号	262	予納区分	324	特徴1期_事業所コード
201	年金コード	263	予納年月日	325	特徴2期_事業所コード
202	通知コード	264	予納額	326	特徴3期_事業所コード
203	処理結果	265	控除不足額	327	特徴4期_事業所コード
204	非課税所得区分	266	減免区分	328	特徴5期_事業所コード
205	均等割区分	267	減免割合	329	特徴6期_事業所コード
206	通知書発行区分	268	減免期別	330	特徴7期_事業所コード
207	通知書発行日(普徴)	269	減免開始月	331	特徴8期_事業所コード
208	通知書発行日(特徴)	270	減免開始期	332	特徴9期_事業所コード
209	法定納期限等	271	減免の開始期(年特)	333	特徴10期_事業所コード
210	強制変更フラグ	272	減免決定通知日	334	特徴11期_事業所コード
211	寡婦非課税区分	273	免除区分(森林環境税)	335	特徴12期_事業所コード
212	肉用牛課税区分	274	免除開始月(森林環境税)	336	特徴1期_特別徴収義務者指定番号
213	均等割優先区分	275	免除開始期(森林環境税)	337	特徴2期_特別徴収義務者指定番号
214	納期特例区分	276	免除決定通知日(森林環境税)	338	特徴3期_特別徴収義務者指定番号
215	特定取得区分	277	所得・収入コード	339	特徴4期_特別徴収義務者指定番号
216	住宅借入金等特別控除適用数	278	所得金額	340	特徴5期_特別徴収義務者指定番号
217	住宅借入金等特別控除_可能額	279	課税標準コード	341	特徴6期_特別徴収義務者指定番号
218	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	280	課税標準額	342	特徴7期_特別徴収義務者指定番号
219	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	281	市町村民税所得割	343	特徴8期_特別徴収義務者指定番号
220	住宅借入金等特別控除適用家居居住年月日(1回目)	282	都道府県民税所得割	344	特徴9期_特別徴収義務者指定番号
221	住宅借入金等特別控除適用家居居住年月日(2回目)	283	税額・税額控除コード	345	特徴10期_特別徴収義務者指定番号
222	住宅借入金等特別税額控除_摘要	284	税額控除金額	346	特徴11期_特別徴収義務者指定番号
223	異動連携連番	285	市町村民税控除額	347	特徴12期_特別徴収義務者指定番号
224	優先課税資料区分	286	都道府県民税控除額	348	特徴1期_期割税額
225	確定申告書提出有無	287	普徴1期_期割税額	349	特徴2期_期割税額
226	個人住民税申告書提出有無	288	普徴2期_期割税額	350	特徴3期_期割税額
227	確定申告日	289	普徴3期_期割税額	351	特徴4期_期割税額
228	控除対象配偶者区分	290	普徴4期_期割税額	352	特徴5期_期割税額
229	扶養控除対象区分	291	普徴5期_期割税額	353	特徴6期_期割税額
230	配特控除区分	292	普徴6期_期割税額	354	特徴7期_期割税額
231	本人該当区分_同一生計配偶者	293	普徴7期_期割税額	355	特徴8期_期割税額
232	本人該当区分_障害	294	普徴8期_期割税額	356	特徴9期_期割税額
233	本人該当区分_寡婦・ひとり親	295	普徴9期_期割税額	357	特徴10期_期割税額
234	本人該当区分_勤労学生	296	普徴10期_期割税額	358	特徴11期_期割税額
235	本人該当区分_年少扶養	297	普徴11期_期割税額	359	特徴12期_期割税額
236	本人該当区分_未成年	298	普徴12期_期割税額	360	特徴1期_期割充当又は委託納付額
237	本人該当区分_老年人	299	普徴1期_期割充当又は委託納付額	361	特徴2期_期割充当又は委託納付額
238	1月1日離婚・再婚区分	300	普徴2期_期割充当又は委託納付額	362	特徴3期_期割充当又は委託納付額
239	扶養人数_合計	301	普徴3期_期割充当又は委託納付額	363	特徴4期_期割充当又は委託納付額
240	一般扶養人数	302	普徴4期_期割充当又は委託納付額	364	特徴5期_期割充当又は委託納付額
241	特定扶養人数	303	普徴5期_期割充当又は委託納付額	365	特徴6期_期割充当又は委託納付額
242	老人扶養人数	304	普徴6期_期割充当又は委託納付額	366	特徴7期_期割充当又は委託納付額
243	同居老人扶養人数	305	普徴7期_期割充当又は委託納付額	367	特徴8期_期割充当又は委託納付額
244	年少扶養人数	306	普徴8期_期割充当又は委託納付額	368	特徴9期_期割充当又は委託納付額
245	扶養障害者数_合計	307	普徴9期_期割充当又は委託納付額	369	特徴10期_期割充当又は委託納付額
246	普通障害者人数	308	普徴10期_期割充当又は委託納付額	370	特徴11期_期割充当又は委託納付額

371	特徴12期_期割充当又は委託納付額	433	取込日	495	特徴宛名番号
372	年金特徴4月_期割税額	434	事業者名(カナ)	496	連絡先電話(内線)
373	年金特徴6月_期割税額	435	事業者名	497	1月1日現在の住所
374	年金特徴8月_期割税額	436	申告の種類	498	未徴収税額[自]年月
375	年金特徴10月_期割税額	437	あて先	499	未徴収税額[至]年月
376	年金特徴12月_期割税額	438	提出年月日	500	異動の事由(事由・理由)
377	年金特徴2月_期割税額	439	特徴義務者名称	501	特徴継続先指定番号
378	翌年度年金特徴4月_仮徴収期割税額	440	特徴義務者郵便番号	502	特徴継続先指定番号(新規)
379	翌年度年金特徴6月_仮徴収期割税額	441	特徴義務者所在地	503	特徴継続先法人番号
380	翌年度年金特徴8月_仮徴収期割税額	442	特徴義務者指定番号	504	特徴継続先郵便番号
381	届出税務署名	443	連絡先課	505	特徴継続先所在地
382	届出日	444	連絡先係	506	特徴継続先名称カナ
383	届出様式番号	445	連絡先氏名	507	特徴継続先名称
384	租税条約適用国・該当条文	446	連絡先電話番号	508	特徴継続先連絡先所属
385	国籍	447	特徴利用者ID	509	特徴継続先連絡先氏名
386	入国日	448	個人番号	510	特徴継続先連絡先電話
387	恒久的施設の有無	449	氏名(フリガナ)	511	特徴継続先連絡先電話(内線)
388	恒久的施設_名称	450	郵便番号	512	特徴継続先月割額
389	恒久的施設_所在地_郵便番号	451	勤務先名称	513	特徴継続先納入開始月
390	恒久的施設_所在地	452	勤務先郵便番号	514	特徴継続先受給者番号
391	恒久的施設_所在地_市区町村コード	453	勤務先所在地	515	特徴継続先納入書の要否
392	恒久的施設_所在地_都道府県	454	勤務先電話番号	516	一括徴収徴収予定月日
393	恒久的施設_所在地_市区郡町村名	455	徴収済[自]年	517	一括徴収納入月
394	恒久的施設_所在地_町字	456	徴収済[自]月	518	普通徴収理由
395	恒久的施設_所在地_番地号表記	457	徴収済[至]年	519	普通徴収1年
396	恒久的施設_所在地_方書	458	徴収済[至]月	520	普通徴収2年
397	報酬・給与の支払者に関する事項_宛名番号	459	徴収済額	521	徴収済[自]年月
398	日本国内にある事務所_名称	460	未徴収税額	522	徴収済[至]年月
399	日本国内にある事務所_所在地_郵便番号	461	異動年月日_年	523	理由1年
400	日本国内にある事務所_所在地	462	異動年月日_月	524	理由2年
401	日本国内にある事務所_所在地_市区町村コード	463	異動年月日_日	525	納税者ID
402	日本国内にある事務所_所在地_町字コード	464	異動の事由	526	事業所管理履歴番号
403	日本国内にある事務所_所在地_都道府県	465	未徴収税額徴収区分	527	納入区分
404	日本国内にある事務所_所在地_市区郡町村名	466	普通徴収理由区分	528	個人事業主・法人区分
405	日本国内にある事務所_所在地_町字	467	給与支払額	529	eLTAX有無
406	日本国内にある事務所_所在地_番地号表記	468	控除社会保険料額	530	返戻有無
407	日本国内にある事務所_所在地_方書	469	一括徴収理由区分	531	特別徴収税額決定・変更通知の送付希望
408	報酬・給与に関する事項_提供する役務の概要	470	一括徴収理由1年	532	電話番号_会社経理担当
409	報酬・給与に関する事項_役務提供期間	471	一括徴収理由1月	533	電話番号_税理士
410	報酬・給与に関する事項_報酬・給与の支払期日	472	一括徴収理由1日	534	電話番号_給与事務委託先
411	報酬・給与に関する事項_報酬・給与の支払方法	473	一括徴収理由2年	535	内線番号
412	報酬・給与に関する事項_報酬・給与の金額及び月額・年額の区分	474	徴収予定月1	536	担当係
413	備考	475	徴収予定日1	537	会計事務所_名称
414	租税条約に該当する給与収入金額	476	徴収予定額1	538	会計事務所_電話番号
415	事由区分	477	徴収予定月2	539	特別徴収の指定/不指定
416	理由区分	478	徴収予定日2	540	給与支払報告書形態区分
417	事由内容	479	徴収予定額2	541	市区町村内外区分
418	理由内容	480	徴収予定月3	542	支払者区分
419	所得控除コード	481	徴収予定日3	543	各種サイン
420	控除金額	482	徴収予定額3	544	他年度台帳の有無
421	連携区分	483	徴収予定額合計	545	給与支払報告書番号
422	連携職員番号(申告支援)	484	市町村記入欄	546	納付書送付要否
423	連携職員番号(Acrocity)	485	普徴済期	547	税額通知(特別徴収義務者用)の送付形態
424	退職一括月	486	納期限月	548	税額通知(納税義務者用)の送付形態
425	連携処理年月日	487	納期限日	549	eLTAX税額通知用のメールアドレス
426	連携処理時刻	488	普徴納付済期区分	550	受付有無
427	受付番号	489	普徴納付済額	551	納期の特例の開始月
428	XML連番	490	納税通知書番号	552	納期の特例の終了月
429	事業者コード	491	口座振替該当有無	553	給与支払報告書発送希望
430	様式ID	492	納付所の送付	554	帳票出力順_第1優先
431	手続ID	493	年度	555	帳票出力順_第2優先
432	データ処理区分	494	特徴義務者名称カナ	556	連絡先メールアドレス

(令和8年1月以降の分)

557	休業区分	617	異動前月割税額 4月	677	情報提供者部署コード
558	除籍区分	618	異動前月割税額 5月	678	情報提供者ユーザID
559	除籍年月日	619	異動前合計税額	679	実データ部
560	本店_所在地_郵便番号	620	異動前処理日	680	個人番号未付番区分
561	本店_所在地	621	異動前事業所コード	681	業務コード
562	本店_所在地_市区町村コード	622	レコード区分	682	開示区分
563	本店_所在地_町字コード	623	都道府県コード	683	本人区分
564	本店_所在地_都道府県	624	市町村コード	684	優先区分
565	本店_所在地_市区郡町村名	625	特別徴収義務者コード	685	課税区分
566	本店_所在地_町字	626	通知内容コード	686	営業所得等
567	本店_所在地_番地号表記	627	予備 1	687	農業所得
568	本店_所在地_方書	628	特別徴収制度コード	688	その他事業所得
569	本店_電話番号	629	作成日	689	不動産所得
570	事業所調定情報履歴番号	630	年金保険者用整理番号 1	690	利子所得
571	通知書発行日	631	予備 2	691	配当所得 (控除あり)
572	月割税額6月	632	氏名カナ	692	配当所得 (控除なし)
573	月割税額7月	633	シフトコード 1	693	給与収入
574	月割税額8月	634	氏名漢字	694	専従者給与収入 (内数)
575	月割税額9月	635	シフトコード 2	695	給与特定支出控除
576	月割税額10月	636	住所カナ	696	給与所得
577	月割税額11月	637	シフトコード 3	697	年金収入
578	月割税額12月	638	住所漢字	698	年金所得
579	月割税額1月	639	シフトコード 4	699	雑所得 (その他)
580	月割税額2月	640	各種区分	700	総合譲渡短期所得
581	月割税額3月	641	予備 3	701	総合譲渡短期控除
582	月割税額4月	642	各種年月日	702	総合譲渡長期所得
583	月割税額5月	643	金額 1	703	総合譲渡長期控除
584	特別徴収額 (年額)	644	金額 2	704	総合譲渡一時所得
585	月別従業員数6月	645	金額 3	705	総合譲渡一時控除
586	月別従業員数7月	646	金額 4	706	土地等事業雑
587	月別従業員数8月	647	金額 5	707	超短期所得
588	月別従業員数9月	648	金額 6	708	分離譲渡短期一般所得
589	月別従業員数10月	649	金額 7	709	分離譲渡短期一般控除
590	月別従業員数11月	650	金額 8	710	分離譲渡短期特定所得
591	月別従業員数12月	651	停止年月	711	分離譲渡短期特定控除
592	月別従業員数1月	652	予備 4	712	分離譲渡長期一般所得
593	月別従業員数2月	653	年金保険者用整理番号 2	713	分離譲渡長期一般控除
594	月別従業員数3月	654	予備 5	714	分離譲渡長期優良所得
595	月別従業員数4月	655	履歴番号	715	分離譲渡長期優良控除
596	月別従業員数5月	656	特別徴収区分	716	分離譲渡長期特定所得
597	従業員数合計	657	媒体コード	717	分離譲渡長期特定控除
598	事業所個人管理履歴番号	658	回付先区分	718	分離譲渡長期居住所得
599	入力日	659	進捗区分	719	分離譲渡長期居住控除
600	勤続年数	660	付設区分	720	株式譲渡所得 (非公開)
601	退職日	661	利用団体コード	721	株式譲渡所得 (上場分)
602	就職日	662	データ種別	722	株式譲渡控除
603	更正理由	663	異動SEQ	723	商品先物取引
604	転勤退職異動事由	664	番号体系	724	山林所得
605	特別徴収総額 (年額)	665	統合宛名番号	725	山林控除
606	処理日	666	基幹系登録区分	726	退職所得
607	異動前月割税額6月	667	特定個人情報名コード	727	変動所得前 2年分
608	異動前月割税額 7月	668	データセット識別項目コード	728	変動所得当年分
609	異動前月割税額 8月	669	データセットレコードのキー	729	臨時所得
610	異動前月割税額 9月	670	版番号	730	繰越控除純損失総所得
611	異動前月割税額 1 0月	671	親データセットレコードのキー	731	繰越控除純損失超短期
612	異動前月割税額 1 1月	672	確定時点	732	繰越控除純損失土地
613	異動前月割税額 1 2月	673	修正日時	733	繰越控除純損失短期
614	異動前月割税額 1月	674	公開開始日	734	繰越控除純損失長期
615	異動前月割税額 2月	675	公開終了日	735	繰越控除純損失長期居住
616	異動前月割税額 3月	676	行政区コード	736	繰越控除純損失株式譲渡

737	繰越控除純損失先物取引	797	所得税額（税額控除前）
738	繰越控除純損失山林	798	所得税額（定率減税前）
739	繰越控除雑損失	799	所得税額（定率減税後）
740	肉用牛免税所得	800	合計所得金額
741	肉用牛免税以外	801	総所得金額等
742	肉用牛売却価格	802	総所得金額
743	非課税所得	803	市町差引前所得割
744	配当割控除額	804	県差引前所得割
745	株式譲渡割控除額	805	市町差引均等割
746	雑損控除	806	県差引均等割
747	医療費控除	807	市町差引所得割
748	社会保険控除	808	県差引所得割
749	小規模共済	809	文書番号
750	本人専従者	810	送信先市（区町村）長
751	専従配偶者	811	発出者
752	専従者その他	812	送信元市（区町村）
753	金額（専給控除）	813	フリガナ
754	本人障害者	814	課税年1月1日住所
755	本人夫有り・未成年	815	課税年1月1日住所市区町村コード
756	本人老年者	816	課税年1月1日住基地住所
757	本人寡婦・寡夫・特寡	817	課税年1月1日住基地住所市区町村コード
758	本人勤労学生	818	普通徴収区分
759	配偶者控除区分	819	特別徴収区分（給与）
760	扶養その他	820	特別徴収区分（公的年金）
761	扶養特定	821	備考1
762	扶養老人	822	備考2
763	扶養同居老親	823	備考3
764	扶養普通障害	824	部局課
765	扶養特別障害	825	担当者
766	扶養同居特別障害	826	受理区分
767	扶養人数年少	827	賦課年度
768	分離短期一般特例条文	828	発行履歴番号
769	分離短期特定特例条文	829	通知日
770	分離長期一般特例条文	830	帳票ID
771	分離長期優良特例条文	831	個別対応の事由
772	分離長期特定特例条文	832	通知事由
773	分離長期居住特例条文	833	納税協力会の構成員
774	配偶者特別控除	834	当初・更正区分
775	生命保険控除	835	非課税判定区分（森林環境税）
776	個人年金控除	836	課税区
777	基礎控除	837	業務詳細（税目）コード
778	老年者控除	838	抑止開始日
779	寡婦・寡夫・特寡控除	839	抑止終了日
780	勤労学生控除	840	処理注意区分
781	本人障害控除	841	証明書発行禁止フラグ
782	本人特別障害控除	842	メモ
783	配偶者一般控除		
784	配偶者老人控除		
785	配偶者特別障害控除		
786	扶養一般控除		
787	扶養老人控除		
788	扶養同居老人控除		
789	扶養障害控除		
790	扶養特別障害控除		
791	扶養同居特別障害控除		
792	扶養特定控除		
793	控除合計		
794	寄付金控除額		
795	扶養加算金		
796	損害保険控除額		

(令和8年1月以降の分)

給報			
No.	項目名		
1	課税区	61	生保控除計算値
2	更新日時	62	納税額(源泉)計算値
3	住民番号	63	住宅借入金等の額(1回目)
4	年度ID	64	住宅借入金等の額(2回目)
5	履歴ID	65	被災分借入金等の額(1回目)
6	PAGE ID	66	被災分借入金等の額(2回目)
7	元生年月日	67	災害者に係る徴収猶予税額
8	元カナ氏名	68	他の支払者の徴収税額
9	マイナンバー	69	一般生命保険料支払額(新)
10	給報ID	70	個人年金支払額(新)
11	法人番号	71	介護保険料支払額(新)
12	事業所番号	72	一般生命保険料支払額(旧)
13	事業所名	73	基礎控除(入力値)
14	受給者番号	74	所得金額調整控除①(入力値)
15	事業所内個人整理番号	75	基礎控除(計算値)
16	給報年金セレクト	76	所得金額調整控除(計算値)
17	優先フラグ	77	予約
18	特徴フラグ	78	納税額(源泉)置換前元原票値
19	専給フラグ	79	所得控除置換前元原票値
20	他給に合算されているフラグ	80	配偶者控除(計算値)
21	再提出	81	配偶者控除置換前元原票値
22	従たる記載あり	82	エラーコード5
23	エラーフラグ	83	データフラグ
24	エラーコード1	84	備考
25	エラーコード2	85	データフラグ2
26	エラーコード3	86	前職QID1
27	エラーコード4	87	前職QID2
28	給報出力済フラグ	88	前職QID3
29	単票チェックエラーフラグ	89	前職QID4
30	合算済み区分コード	90	前職QID5
31	エラー確認済み	91	前職収入1
32	住登外課税	92	前職収入2
33	e L T a x 配信	93	前職収入3
34	給与/報酬の別	94	前職収入4
35	条約免除	95	前職収入5
36	国外居住	96	前職社会保険料1
37	支払年分エラー	97	前職社会保険料2
38	年調済みかもしれないフラグ	98	前職社会保険料3
39	無効化理由	99	前職社会保険料4
40	特→普置換対象フラグ	100	前職社会保険料5
41	予備	101	前職源泉徴収税額1
42	予備	102	前職源泉徴収税額2
43	収入金	103	前職源泉徴収税額3
44	控除後の金額	104	前職源泉徴収税額4
45	所得控除額合計	105	前職源泉徴収税額5
46	源泉税額	106	前職退職年月日1
47	前職収入1	107	前職退職年月日2
48	社会保険料控除額	108	前職退職年月日3
49	生命保険料控除額	109	前職退職年月日4
50	個人年金支払額(旧)	110	前職退職年月日5
51	地震保険料控除額	111	前職事業所番号1
52	旧長期支払額	112	前職事業所番号2
53	小規模企業共済	113	前職事業所番号3
54	住宅借入金等特別控除額	114	前職事業所番号4
55	復興特別所得税	115	前職事業所番号5
56	国民年金保険料の金額	116	前職事業所名称1
57	配偶者の合計所得	117	前職事業所名称2
58	配偶者(特別)控除額	118	前職事業所名称3
59	住宅借入金等特別控除可能額	119	前職事業所名称4
60	控除計算値	120	前職事業所名称5
		121	納税義務者ID
		122	処理状況コメント
		123	突合住所
		124	配偶者マイナンバー
		125	扶養者マイナンバー1
		126	扶養者マイナンバー2
		127	扶養者マイナンバー3
		128	扶養者マイナンバー4
		129	扶養者マイナンバー5
		130	扶養者マイナンバー6
		131	扶養者マイナンバー7
		132	扶養者マイナンバー8
		133	扶養者マイナンバー9
		134	扶養者マイナンバー10
		135	扶養者マイナンバー11
		136	扶養者マイナンバー12
		137	配偶者カナ氏名
		138	扶養者カナ氏名1
		139	扶養者カナ氏名2
		140	扶養者カナ氏名3
		141	扶養者カナ氏名4
		142	扶養者カナ氏名5
		143	扶養者カナ氏名6
		144	扶養者カナ氏名7
		145	扶養者カナ氏名8
		146	扶養者カナ氏名9
		147	扶養者カナ氏名10
		148	扶養者カナ氏名11
		149	扶養者カナ氏名12
		150	配偶者氏名
		151	扶養者氏名1
		152	扶養者氏名2
		153	扶養者氏名3
		154	扶養者氏名4
		155	扶養者氏名5
		156	扶養者氏名6
		157	扶養者氏名7
		158	扶養者氏名8
		159	扶養者氏名9
		160	扶養者氏名10
		161	扶養者氏名11
		162	扶養者氏名12
		163	配偶者区分
		164	扶養者区分1
		165	扶養者区分2
		166	扶養者区分3
		167	扶養者区分4
		168	扶養者区分5
		169	扶養者区分6
		170	扶養者区分7
		171	扶養者区分8
		172	扶養者区分9
		173	扶養者区分10
		174	扶養者区分11
		175	扶養者区分12
		176	扶養者5人超えた分
		177	16歳未満5人超えた分
		178	修正メモ
		179	確認管理日
		180	エラー確認済2
		181	総括表ID
		182	支払事業所住所
		183	支払事業所電話
		184	生年月日補正フラグ

185	その他給報年金年月日補正フラグ
186	取込レビジョン
187	受付番号
188	自治体コード（回送時）
189	受付日
190	自治体コード（取込時）
191	他課税区特定済フラグ
192	退職所得ありの控配・扶養、寡婦・ひとり親あり
193	予備
194	予備
195	予備
196	予備

年金報		61	予約	123	扶養者氏名 8
No.	項目名	62	納税額 (源泉) 計算値	124	扶養者氏名 9
1	課税区	63	法203条の3第1号支払	125	扶養者氏名 1 0
2	更新日時	64	法203条の3第2号支払	126	扶養者氏名 1 1
3	住民番号	65	法203条の3第3号支払	127	扶養者氏名 1 2
4	年度ID	66	法203条の3第1号源泉	128	配偶者区分
5	履歴ID	67	法203条の3第2号源泉	129	扶養者区分 1
6	PAGE_ID	68	法203条の3第3号源泉	130	扶養者区分 2
7	元生年月日	69	一般生命保険料支払額 (新)	131	扶養者区分 3
8	元カナ氏名	70	個人年金支払額 (新)	132	扶養者区分 4
9	マイナンバー	71	介護保険料支払額 (新)	133	扶養者区分 5
10	給報ID	72	一般生命保険料支払額 (旧)	134	扶養者区分 6
11	法人番号	73	基礎控除	135	扶養者区分 7
12	事業所番号	74	予約	136	扶養者区分 8
13	事業所名	75	予約	137	扶養者区分 9
14	受給者番号	76	基礎控除 (計算値)	138	扶養者区分 1 0
15	事業所内個人整理番号	77	予約	139	扶養者区分 1 1
16	給報年金セレクト	78	法203条の3第4号支払	140	扶養者区分 1 2
17	優先フラグ	79	法203条の3第4号源泉	141	修正メモ
18	特徴フラグ	80	予約	142	確認管理日
19	専給フラグ	81	予約	143	エラー確認済 2
20	合算済み(再提出有り)	82	エラーコード 5	144	総括表ID
21	再提出	83	データフラグ	145	支払事業所住所
22	従たる記載あり	84	備考	146	支払事業所電話
23	エラーフラグ	85	データフラグ 2	147	生年月日補正フラグ
24	エラーコード 1	86	納税義務者ID	148	その他給報年金額年月日補正フラグ
25	エラーコード 2	87	処理状況コメント	149	取込レビジョン
26	エラーコード 3	88	突合住所	150	受付番号
27	エラーコード 4	89	配偶者マイナンバー	151	自治体コード (回送時)
28	給報出力済フラグ	90	扶養者マイナンバー 1	152	受付日
29	単票チェックエラーフラグ	91	扶養者マイナンバー 2	153	自治体コード (取込時)
30	合算済み区分コード	92	扶養者マイナンバー 3	154	他課税区特定済フラグ
31	エラー確認済み	93	扶養者マイナンバー 4	155	退職所得ありの控除・扶養・寡婦・ひとり親あり
32	住登外課税	94	扶養者マイナンバー 5	156	予備
33	e L T a x 配信	95	扶養者マイナンバー 6	157	予備
34	給与/報酬の別	96	扶養者マイナンバー 7	158	予備
35	条約免除	97	扶養者マイナンバー 8	159	予備
36	予備	98	扶養者マイナンバー 9		
37	予備	99	扶養者マイナンバー 1 0		
38	予備	100	扶養者マイナンバー 1 1		
39	予備	101	扶養者マイナンバー 1 2		
40	予備	102	配偶者カナ氏名		
41	予備	103	扶養者カナ氏名 1		
42	予備	104	扶養者カナ氏名 2		
43	収入金	105	扶養者カナ氏名 3		
44	控除後の金額	106	扶養者カナ氏名 4		
45	所得控除額合計	107	扶養者カナ氏名 5		
46	源泉税額	108	扶養者カナ氏名 6		
47	前職収入 (収入金合算分)	109	扶養者カナ氏名 7		
48	社会保険料控除額	110	扶養者カナ氏名 8		
49	生命保険料控除額	111	扶養者カナ氏名 9		
50	個人年金支払額	112	扶養者カナ氏名 1 0		
51	地震保険料控除額	113	扶養者カナ氏名 1 1		
52	旧長期支払額	114	扶養者カナ氏名 1 2		
53	小規模企業共済	115	配偶者氏名		
54	住宅借入金等特別控除額	116	扶養者氏名 1		
55	復興特別所得税	117	扶養者氏名 2		
56	国民年金保険料の金額	118	扶養者氏名 3		
57	配偶者の合計所得	119	扶養者氏名 4		
58	配偶者特別控除額	120	扶養者氏名 5		
59	住宅借入金等特別控除可能額	121	扶養者氏名 6		
60	控除計算値	122	扶養者氏名 7		

○住・国税連携		
No.	項目名	
1	課税区	61 総合譲渡・短期経費
2	更新日時	62 総合譲渡・長期経費
3	年度	63 一時経費
4	住民番号	64 分離短期・一般
5	生年月日	65 分離短期・軽減
6	カナ氏名	66 分離長期・一般
7	イメージID 1	67 分離長期・特定
8	イメージID 2	68 分離長期・軽減
9	イメージID 3	69 株式（一般分）
10	イメージID 4	70 株式（上場分）
11	イメージID 5	71 株式（上場株式配当）
12	イメージID 6	72 先物取引
13	イメージID 7	73 山林
14	イメージID 8	74 退職
15	イメージID 9	75 分離牛・収入
16	イメージID 10	76 予備
17	申告種別	77 住借控除借入金額年末残高1（新築分家土地）
18	徴収区分	78 住借控除借入金額年末残高2（増改築分）
19	青白区分	79 予備
20	就職（旧パンチ用）	80 営業（所得）
21	退職（旧パンチ用）	81 農業
22	就職年月日（旧パンチ用）	82 他事業
23	退職年月日（旧パンチ用）	83 不動産
24	特徴事業所番号（旧パンチ用）	84 利子
25	受給者番号（旧パンチ用）	85 配当
26	事業所内個人整理番号（旧パンチ用）	86 給与
27	資料番号	87 雑・所得小計
28	納税者番号（税務署）	88 雑・その他
29	分離譲渡特定損失適用区分	89 総合譲渡・短期（差引控除前）
30	294課税対象として設定（住登外に自動設定も可能）	90 総合譲渡・長期（差引控除前）
31	家屋敷・事業所・均等割	91 一時（控除後1／2前）
32	非課税・生活保護	92 総合短期+（総合長期+一時所得）／2
33	無収入・無職	93 一時所得（差引控除前）
34	本人専従	94 雑・年金所得
35	本人配専	95 総合課税所得合計（合計所得）
36	予約	96 総合譲渡・短期（特後所得）
37	KSKパンチ区分	97 総合譲渡・長期（特後所得1／2前）
38	住民税値入力（住民税控除合計チェック）	98 分離短期・一般（特前）
39	国民年金2年前納区分	99 分離短期・軽減
40	マイナンバー	100 分離長期・一般
41	住申送付	101 分離長期・特定
42	人的控除被せ方	102 分離長期・軽減
43	利用者識別ID	103 分離短期・一般（特後）
44	性別	104 分離短期・軽減
45	申告書提出日	105 分離長期・一般
46	営業（収入）	106 分離長期・特定
47	農業	107 分離長期・軽減
48	予備	108 株式（一般分）
49	不動産	109 株式（上場分）
50	利子	110 株式（上場株式配当）
51	配当	111 先物取引
52	給与	112 山林
53	雑・年金	113 退職
54	雑・その他	114 分離牛・所得
55	総合譲渡・短期	115 非課税・所得
56	総合譲渡・長期	116 雑・業務所得
57	一時	117 修正前の第3期分の税額
58	非課税・収入	118 第3期分の税額の増加額
59	雑・業務収入	119 合計所得
60	予備	120 総合譲渡短期特別控除
		121 総合譲渡長期特別控除
		122 一時所得特別控除
		123 分離短期・一般（特別控除）
		124 分離短期・軽減
		125 分離長期・一般
		126 分離長期・特定
		127 分離長期・軽減
		128 上場株式特別控除
		129 山林所得特別控除
		130 分離譲渡・特定譲渡損失
		131 専従者給与収入
		132 特定支出（給与）
		133 利益の（株式）配当（所得）
		134 一般外貨投信（所得）
		135 私募証券投信（所得）
		136 特定外貨投信（所得）
		137 特定居住用譲渡損失の借入金残高
		138 総合課税所得金額
		139 山林課税標準額
		140 退職課税標準額
		141 短期譲渡課税標準額
		142 長期譲渡課税標準額
		143 株式譲渡課税標準額
		144 上株配当課税標準額
		145 先物取引課税標準額
		146 予約
		147 雑損控除・控除
		148 雑損控除・損失額
		149 雑損控除・補てん金額
		150 雑損控除・関連支出
		151 医療費控除・控除
		152 医療費控除・支払医療費
		153 医療費控除・補てん金額
		154 社会保険料
		155 予備
		156 予備
		157 予備
		158 生命保険・介護保険支払
		159 生命保険・新一般支払
		160 生命保険・新個人支払
		161 小規模企業共済
		162 生命保険・控除
		163 生命保険・旧一般支払
		164 生命保険・旧個人支払
		165 地震保険・控除
		166 地震保険・地震保険支払
		167 地震保険・旧長期損保支払
		168 予備
		169 寄附金控除・控除
		170 寄附金控除・支払金額
		171 寄附金控除・日赤等支払
		172 予備
		173 配偶者控除
		174 配偶者特別控除
		175 配偶者の合計所得
		176 扶養控除
		177 本人控除・高齢者
		178 本人控除・寡婦ひとり親
		179 本人控除・勤労学生
		180 本人控除・障害者控除
		181 本人控除・勤労学生+障害者
		182 寄附金控除・住民税該当控除額
		183 寄附金控除・条例指定市区町村分
		184 寄附金控除・条例指定都道府県分

185	寄附金控除・ふるさと納税分	247	外国税額控除（所得税控除限度額⑦）	309	マイナンバー 2
186	予備	248	外国税額控除本年使用額(道府県民税分)本年分控除余額	310	扶養者住民番号 3
187	予備	249	外国税額控除本年使用額(市町村民税分)本年分控除余額	311	扶養者氏名 3
188	控除小計	250	純損失繰越控除（総合）（控除可能額等）	312	扶養者続柄 3
189	基礎控除	251	純損失繰越控除（土地超短期）（控除可能額等）	313	扶養者別居の住所 3
190	控除合計	252	純損失繰越控除（土地短期）（控除可能額等）	314	扶養者生年月日 3
191	総税額合計	253	純損失繰越控除（分離短期）（控除可能額等）	315	扶養者フラグ 3
192	専従者控除合計	254	純損失繰越控除（分離長期）（控除可能額等）	316	専給額 3
193	配専（人数）	255	純損失繰越控除（山林）（控除可能額等）	317	マイナンバー 3
194	他専（人数）	256	居住用譲渡損失（控除可能額等）	318	扶養者住民番号 4
195	青申控除合計	257	雑損失繰越控除（控除可能額等）	319	扶養者氏名 4
196	外国税額控除（外国税額控除⑱）	258	株式譲渡損失（控除可能額等）	320	扶養者続柄 4
197	予備	259	先物取引損失（控除可能額等）	321	扶養者別居の住所 4
198	公的年金以外の所得	260	株式譲渡損失（上場株配当分）（控除可能額等）	322	扶養者生年月日 4
199	非居住者（国外扶養者）人数	261	特定株式譲渡損失（一般分）（控除可能額等）	323	扶養者フラグ 4
200	配当控除	262	特定株式譲渡損失（上場分）（控除可能額等）	324	専給額 4
201	リース料控除	263	外国税額控除本年使用額(道府県民税分)合計控除余額	325	マイナンバー 4
202	住宅借入金等特別控除	264	外国税額控除本年使用額(市町村民税分)合計控除余額	326	扶養者住民番号 5
203	寄附金等特別控除（合計）	265	予備	327	扶養者氏名 5
204	差引税額	266	フラグ	328	扶養者続柄 5
205	外国税額控除	267	新築居住開始年月日家屋・土地	329	扶養者別居の住所 5
206	免税所得（所得）	268	新築居住開始年月日（被災住居分）	330	扶養者生年月日 5
207	分離半課税額	269	増改築居住開始年月日	331	扶養者フラグ 5
208	再差引税額	270	増改築居住開始年月日（被災住居分）	332	専給額 5
209	再々差引税額（所得税+復興所得税）	271	再居住開始年月日	333	マイナンバー 5
210	源泉徴収税額	272	現住所郵便番号	334	扶養者住民番号 6
211	申告納税額	273	現住所	335	扶養者氏名 6
212	予定納税（1期・2期）	274	特例適用条文等(テキスト)	336	扶養者続柄 6
213	納める税金（第3期）	275	特定支出コード	337	扶養者別居の住所 6
214	還付される税金（第3期）	276	電話番号	338	扶養者生年月日 6
215	住宅耐震(断熱・高齢・認定長期)改修特別控除	277	予備	339	扶養者フラグ 6
216	復興所得税	278	予備	340	専給額 6
217	外国所得税額⑬	279	予備	341	マイナンバー 6
218	純損失繰越控除（総合）（控除額）	280	パンチ時イメージ解説不可	342	扶養者住民番号 7
219	純損失繰越控除（土地超短期）（控除額）	281	予備	343	扶養者氏名 7
220	純損失繰越控除（土地短期）（控除額）	282	予備	344	扶養者続柄 7
221	純損失繰越控除（分離短期）（控除額）	283	予備	345	扶養者別居の住所 7
222	純損失繰越控除（分離長期）（控除額）	284	予備	346	扶養者生年月日 7
223	純損失繰越控除（山林）（控除額）	285	自治体コード（課税区）パンチ入力用	347	扶養者フラグ 7
224	居住用譲渡損失（控除額）	286	配偶者住民番号	348	専給額 7
225	雑損失繰越控除（控除額）	287	配偶者氏名	349	マイナンバー 7
226	株式譲渡損失（控除額）	288	配偶者続柄	350	扶養者住民番号 8
227	先物取引損失（控除額）	289	配偶者別居の住所	351	扶養者氏名 8
228	繰り越す株式譲渡損失	290	配偶者生年月日	352	扶養者続柄 8
229	繰り越す先物取引損失	291	配偶者フラグ	353	扶養者別居の住所 8
230	株式譲渡損失（上場株配当分）（控除額）	292	専給額	354	扶養者生年月日 8
231	平均課税対象金額	293	マイナンバー	355	扶養者フラグ 8
232	変動所得本年	294	扶養者住民番号 1	356	専給額 8
233	変動所得前年	295	扶養者氏名 1	357	マイナンバー 8
234	変動所得前々年	296	扶養者続柄 1	358	扶養者住民番号 9
235	変動所得内雑所得	297	扶養者別居の住所 1	359	扶養者氏名 9
236	臨時所得	298	扶養者生年月日 1	360	扶養者続柄 9
237	臨時所得内雑所得	299	扶養者フラグ 1	361	扶養者別居の住所 9
238	配当割額控除額	300	専給額 1	362	扶養者生年月日 9
239	株式譲渡所得割額控除額	301	マイナンバー 1	363	扶養者フラグ 9
240	分離短期・一般（経費）	302	扶養者住民番号 2	364	専給額 9
241	分離短期・軽減	303	扶養者氏名 2	365	マイナンバー 9
242	分離長期・一般	304	扶養者続柄 2	366	扶養者住民番号 1 0
243	分離長期・特定	305	扶養者別居の住所 2	367	扶養者氏名 1 0
244	分離長期・軽減	306	扶養者生年月日 2	368	扶養者続柄 1 0
245	災害減免控除	307	扶養者フラグ 2	369	扶養者別居の住所 1 0
246	非居住者の特例	308	専給額 2	370	扶養者生年月日 1 0

371	扶養者フラグ 1 0	433	(国税連携ファイル名) 送信先判別コード	495	内部 3 ・ 帳票種別コード
372	専給額 1 0	434	(国税連携ファイル名) 1/1賦課期日地方自治体コード	496	内部 4 ・ 帳票種別コード
373	マイナンバー 1 0	435	(国税連携ファイル名) 申告区分	497	内部 5 ・ 帳票種別コード
374	扶養者住民番号 1 1	436	(国税連携ファイル名) 確定申告書区分	498	内部 6 ・ 帳票種別コード
375	扶養者氏名 1 1	437	(国税連携ファイル名) 課税異動事由コード	499	内部 7 ・ 帳票種別コード
376	扶養者続柄 1 1	438	(国税連携ファイル名) 取込区分	500	内部 8 ・ 帳票種別コード
377	扶養者別居の住所 1 1	439	(国税連携ファイル名) 異動年月日	501	内部 1 ・ 出力済帳票種別コード
378	扶養者生年月日 1 1	440	(国税連携ファイル名) 局署番号	502	内部 2 ・ 出力済帳票種別コード
379	扶養者フラグ 1 1	441	(国税連携ファイル名) 整理番号	503	内部 3 ・ 出力済帳票種別コード
380	専給額 1 1	442	(国税連携ファイル名) バッチ番号	504	内部 4 ・ 出力済帳票種別コード
381	マイナンバー 1 1	443	(国税連携ファイル名) 受付番号	505	内部 5 ・ 出力済帳票種別コード
382	扶養者住民番号 1 2	444	(国税連携ファイル名) 連絡データ作成年月日 (年月日)	506	内部 6 ・ 出力済帳票種別コード
383	扶養者氏名 1 2	445	(国税連携ファイル名) 連絡データ作成年月日 (日時)	507	内部 7 ・ 出力済帳票種別コード
384	扶養者続柄 1 2	446	(国税連携ファイル名) 団体確認用コード	508	内部 8 ・ 出力済帳票種別コード
385	扶養者別居の住所 1 2	447	(国税連携ファイル名) 台帳番号	509	処理状況コメント
386	扶養者生年月日 1 2	448	内部 1 ・ 検算エラーコード	510	マッチング住所
387	扶養者フラグ 1 2	449	内部 2 ・ 検算エラーコード	511	修正メモ
388	専給額 1 2	450	内部 3 ・ 検算エラーコード	512	税務署調査フラグ
389	マイナンバー 1 2	451	内部 4 ・ 検算エラーコード	513	税務署調査票印刷済F
390	自治体コード	452	内部 1 ・ XMLエラーコード	514	税務署調査票印刷済
391	1/1住所	453	内部 2 ・ XMLエラーコード	515	管理日
392	居住地	454	内部 3 ・ XMLエラーコード	516	税務署調査確認済
393	申告者氏名	455	内部 4 ・ XMLエラーコード	517	依頼担当者名
394	イメージID 1 1	456	内部 5 ・ XMLエラーコード	518	回送用宛名番号
395	イメージID 1 2	457	内部 6 ・ XMLエラーコード	519	マッチング情報
396	イメージID 1 3	458	内部 7 ・ XMLエラーコード	520	個人特定処理結果
397	イメージID 1 4	459	内部 8 ・ XMLエラーコード	521	優先選択日時
398	イメージID 1 5	460	予備フラグ・データ種別	522	リスト出力フラグ 0 1
399	イメージID 1 6	461	予備フラグ・補記確認済み	523	リスト出力フラグ 0 2
400	イメージID 1 7	462	予備フラグ・イメージ印刷済み	524	リスト出力フラグ 0 3
401	イメージID 1 8	463	予備フラグ・OCR/XML比較エラー	525	リスト出力フラグ 0 4
402	イメージID 1 9	464	予備フラグ・事業税記載あり他	526	リスト出力フラグ 0 5
403	イメージID 2 0	465	予備フラグ・ASPデータ取込種類	527	リスト出力フラグ 0 6
404	イメージID 2 1	466	予備フラグ・eADパンチ出力済み	528	リスト出力フラグ 0 7
405	イメージID 2 2	467	予備フラグ・前年実績特定者 (納税者番号など)	529	リスト出力フラグ 0 8
406	イメージID 2 3	468	予備フラグ・パンチ委託FLG	530	リスト出力フラグ 0 9
407	イメージID 2 4	469	予備フラグ・16歳未満扶養記載有り	531	リスト出力フラグ 1 0
408	イメージID 2 5	470	予備フラグ・補記ページ確認済み	532	備考タイトルメモ
409	イメージID 2 6	471	マイナンバーによる自動個人特定不可理由	533	備考メモ
410	イメージID 2 7	472	利用者識別IDによる自動個人特定不可理由	534	メモフラグ
411	イメージID 2 8	473	自動停止情報	535	他市回送日時
412	イメージID 2 9	474	(国税連携ファイル名) 本人確認更新判別コード	536	生年月日補正フラグ
413	イメージID 3 0	475	他市回送DVFLG	537	その他年月日補正フラグ
414	申告年分 (西暦変換後)	476	転記フラグ	538	取込レビジョン
415	処理状況	477	共通番号区分	539	個人特定状況
416	取込日時	478	前年実績による自動個人特定不可理由	540	課税区自治体コード
417	編集日時	479	併記名・通称名・旧姓ヒットあり	541	他課税区特定済フラグ
418	他市回送済フラグ	480	世帯番号	542	部内番号
419	複数候補優先フラグ	481	行政区 (住基コピー)	543	参考フラグ
420	合算用リスト出力済	482	OCR読み取り結果フラグ	544	本人照会状況
421	アンマッチ理由フラグ	483	XTX移動先パス	545	XTX確定申告書バージョン
422	編集中フラグ	484	TIF移動先パス	546	確申1表FACODE
423	編集中のオペレータコード	485	IMG出力先パス	547	前年実績による個人特定処理結果
424	アンマッチ手動特定オペレータ	486	転送日 2	548	予備
425	申告済み衝突	487	優先判定ソートキー	549	予備
426	更正通知データ	488	○住合算日時	550	予備
427	ファイル名 (KSKデータ)	489	合算回数	551	予備
428	ファイル名 (イメージ)	490	名寄せ確定日時	552	予備
429	KSKデータインフラグ	491	連携日時		
430	イメージデータインフラグ	492	最終資料ID		
431	データ欠損エラーフラグ	493	内部 1 ・ 帳票種別コード		
432	(国税連携ファイル名) 送信先地方自治体コード	494	内部 2 ・ 帳票種別コード		

総括表		マイナンバー参照	
No.	項目名	No.	項目名
1	課税区	1	課税区
2	更新日時	2	更新日時
3	年度	3	マイナンバー
4	事業所番号	4	住民番号（事業所番号）
5	原票ID	5	個人法人の別
6	備考欄	6	処理フラグ
7	発送済	7	枝番
8	受付済		
9	次回発送		
10	納付書不要		
11	前職合算有無		
12	予約コード1		
13	提出日		
14	再提出日		
15	受付日		
16	受給者人数		
17	報告人数		
18	普徴人数（退職者）		
19	特徴人数		
20	普徴人数		
21	特徴人数（追加）		
22	普徴人数（追加）		
23	普徴人数（乙欄）		
24	普徴人数（退職者以外）		
25	郵便番号		
26	住所		
27	宛名		
28	連絡先		
29	担当者		
30	特別徴収税額通知の受取方法		
31	通知先アドレス		
32	受付番号		
33	XML連番		
34	納税者管理番号		
35	課税番号		
36	補助番号		
37	法人マイナンバー(個人事業主含む)		
38	納税義務者ID		
39	電子区分		
40	予約		
41	関与税理士氏名		
42	関与税理士電話番号		
43	給報年金セレクト		
44	予備5		
45	予備6		

人的控除		控除		利子・配当・一時・控除	
No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	課税区	1	課税区	1	課税区
2	更新日時	2	更新日時	2	更新日時
3	住民番号	3	住民番号	3	住民番号
4	年度ID	4	年度ID	4	年度ID
5	履歴ID	5	履歴ID	5	履歴ID
6	PAGE ID	6	PAGE ID	6	PAGE ID
7	サブコード	7	サブコード	7	サブコード
8	カウンター	8	カウンター	8	カウンター
9	氏名	9	資料ID	9	資料ID
10	続柄	10	種目	10	種目
11	性別	11	住所	11	住所
12	別居の住所	12	宛先	12	宛先名
13	予備	13	予備	13	データ
14	生年月日	14	フラグ	14	フラグ
15	フラグ	15	フラグ	15	住民番号
16	自治体コード	16	住民番号	16	マイナンバー
17	配偶者、扶養者住民番号	17	マイナンバー	17	収入
18	重複照会時住民番号	18	収入	18	経費
19	マイナンバー	19	経費	19	源泉
20	データ 1	20	源泉	20	予備
21	データ 2	21	予備	21	予備
22	データ 3	22	予備	22	予備
23	データ 4			23	予備
24	データ 5			24	予備
25	データ 6			25	予備
26	データ 7			26	予備
27	データ 8			27	予備
28	予備日 1				
29	予備日 2				
30	調整控除対象住民番号				
31	資料ID				

法定調書			
No.	項目名		
		61	金額 7
		62	金額 8
1	課税区	63	金額 9
2	更新日時	64	金額 1 0
3	年度	65	金額 1 1
4	宛名番号	66	金額 1 2
5	マイナンバー	67	金額 1 3
6	資料ID	68	金額 1 4
7	支払者マイナンバー	69	金額 1 5
8	取扱者マイナンバー	70	データフラグ
9	カナ氏名	71	データ、フラグ 2
10	氏名	72	データ 2
11	住所	73	データ 3
12	生年月日	74	データ 4
13	受取人口座住所/活用先住所	75	データ 5
14	受取人口座氏名/活用先名称	76	データ 6
15	屋号	77	データ 7
16	電話番号	78	データ 8
17	人格住所コード	79	データ 9
18	TSV作成年月日	80	データ 1 0
19	資料種別	81	金額 1
20	局署番号	82	金額 2
21	整理番号	83	金額 3
22	業種番号	84	金額 4
23	資料年分	85	金額 5
24	資料処理年月日	86	金額 6
25	無効区分	87	金額 7
26	支払の取扱者所在地	88	金額 8
27	支払の取扱者名称	89	金額 9
28	転送フラグ	90	金額 1 0
29	転送日時	91	金額 1 1
30	取込日時	92	金額 1 2
31	取込ファイル名	93	金額 1 3
32	イメージ作成済フラグ	94	金額 1 4
33	青白区分	95	金額 1 5
34	データ 1	96	データフラグ
35	予備フラグ1	97	データ、フラグ 3
36	予備フラグ2	98	データ 2
37	予備フラグ3	99	データ 3
38	予備フラグ4	100	データ 4
39	予備フラグ5	101	データ 5
40	予備フラグ6	102	データ 6
41	予備フラグ7	103	データ 7
42	予備フラグ8	104	データ 8
43	予備フラグ9	105	データ 9
44	予備フラグ10	106	データ 1 0
45	データ 1	107	金額 1
46	データ 2	108	金額 2
47	データ 3	109	金額 3
48	データ 4	110	金額 4
49	データ 5	111	金額 5
50	データ 6	112	金額 6
51	データ 7	113	金額 7
52	データ 8	114	金額 8
53	データ 9	115	金額 9
54	データ 1 0	116	金額 1 0
55	金額 1	117	金額 1 1
56	金額 2	118	金額 1 2
57	金額 3	119	金額 1 3
58	金額 4	120	金額 1 4
59	金額 5	121	金額 1 5
60	金額 6	122	データフラグ
		123	データ、フラグ 4
		124	データ 2
		125	データ 3
		126	データ 4
		127	データ 5
		128	データ 6
		129	データ 7
		130	データ 8
		131	データ 9
		132	データ 1 0
		133	金額 1
		134	金額 2
		135	金額 3
		136	金額 4
		137	金額 5
		138	金額 6
		139	金額 7
		140	金額 8
		141	金額 9
		142	金額 1 0
		143	金額 1 1
		144	金額 1 2
		145	金額 1 3
		146	金額 1 4
		147	金額 1 5
		148	データフラグ
		149	データ、フラグ 5
		150	データ 2
		151	データ 3
		152	データ 4
		153	データ 5
		154	データ 6
		155	データ 7
		156	データ 8
		157	データ 9
		158	データ 1 0
		159	金額 1
		160	金額 2
		161	金額 3
		162	金額 4
		163	金額 5
		164	金額 6
		165	金額 7
		166	金額 8
		167	金額 9
		168	金額 1 0
		169	金額 1 1
		170	金額 1 2
		171	金額 1 3
		172	金額 1 4
		173	金額 1 5
		174	データフラグ
		175	データ、フラグ 6
		176	データ 2
		177	データ 3
		178	データ 4
		179	データ 5
		180	データ 6
		181	データ 7
		182	データ 8
		183	データ 9
		184	データ 1 0

185	金額 1	247	扶養者マイナンバー 3
186	金額 2	248	扶養者マイナンバー 4
187	金額 3	249	扶養者マイナンバー 予備
188	金額 4	250	配偶者氏名
189	金額 5	251	扶養者氏名 1
190	金額 6	252	扶養者氏名 2
191	金額 7	253	扶養者氏名 3
192	金額 8	254	扶養者氏名 4
193	金額 9	255	扶養者氏名 予備
194	金額 1 0	256	16歳未満扶養者氏名 1
195	金額 1 1	257	16歳未満扶養者氏名 2
196	金額 1 2	258	16歳未満扶養者氏名 3
197	金額 1 3	259	16歳未満扶養者氏名 4
198	金額 1 4	260	16歳未満扶養者氏名 予備
199	金額 1 5	261	配偶者区分
200	データフラグ	262	扶養者区分 1
201	外国サイン	263	扶養者区分 2
202	外国証券口座番号	264	扶養者区分 3
203	支払者所在地	265	扶養者区分 4
204	支払者名称	266	扶養者区分 予備
205	所得種別	267	扶養者区分 1
206	役職	268	扶養者区分 2
207	摘要	269	扶養者区分 3
208	支払金額	270	扶養者区分 4
209	未払金額	271	扶養者区分 予備
210	所得控除後金額	272	個人特定状況
211	所得控除合計金額	273	手動特定オペレータ
212	源泉徴収税額	274	手動特定日時
213	未源泉徴収税額	275	予備1
214	配偶者特別控除金額	276	予備2
215	社会保険金額	277	予備3
216	小規模共済等掛金額	278	アンマッチ理由フラグ
217	生命保険控除金額	279	宛名番号未特定チェックフラグ
218	地震保険控除金額	280	処理状況コメント
219	旧長期損害保険金額	281	回送先自治体コード
220	住宅取得控除金額	282	回送用宛名番号
221	配偶者合計	283	他市回送時の転出先住所
222	新生命保険金額	284	他市回送出力済フラグ
223	旧生命保険金額	285	回送出力日時
224	新個人年金保険金額	286	マッチング情報
225	旧個人年金保険金額	287	個人特定処理結果
226	介護医療保険金額	288	個人特定処理結果2
227	国民年金保険金額	289	自治体コード（課税区）パンチ入力用
228	住宅取得控除可能額	290	課税区自治体コード
229	住宅取得年末残高 1	291	他課税区特定済フラグ
230	住宅取得年末残高 2		
231	基礎控除		
232	調整控除		
233	予備		
234	予備		
235	予備		
236	予備		
237	予備		
238	予備		
239	予備		
240	予備		
241	予備		
242	予備		
243	フラグ		
244	配偶者マイナンバー		
245	扶養者マイナンバー 1		
246	扶養者マイナンバー 2		

ワンストップ特例通知		
No.	項目名	
1	課税区	61 予備フラグ 7
2	更新日時	62 予備フラグ 8
3	年度ID	63 予備フラグ 9
4	住民番号	64 予備フラグ 1 0
5	資料ID	65 予備フラグ 1 1
6	マイナンバー	66 予備フラグ 1 2
7	氏名カナ	67 予備フラグ 1 3
8	氏名	68 予備フラグ 1 4
9	生年月日	69 予備フラグ 1 5
10	性別	70 予備フラグ 1 6
11	マッチング住所コード	71 予備フラグ 1 7
12	住所	72 予備フラグ 1 8
13	郵便番号	73 予備フラグ 1 9
14	電話番号	74 予備フラグ 2 0
15	寄附先自治体コード	75 アンマッチ理由フラグ
16	寄附先名称	76 処理状況フラグ
17	寄附先所在地	77 処理状況コメント
18	寄附金額合計	78 回送先自治体コード
19	7条1該当	79 回送用住民番号
20	7条2該当	80 他市回送済フラグ
21	転送フラグ	81 他市回送日
22	転送日	82 他市回送DVFLG
23	自治体重複フラグ	83 現住所
24	申告フラグ	84 現住所郵便番号
25	合算フラグ	85 マッチング情報
26	5自治体オーバーフラグ	86 個人特定処理結果
27	申告勸奨通知出力済フラグ	87 自治体コード(課税区)パンチ入力用
28	特例申請無効通知出力済フラグ	88 課税区自治体コード
29	手続ID	89 他課税区特定済フラグ
30	修正回数	
31	通知年月日	
32	回送先団体コード	
33	回送先政令指定都市区コード	
34	回送先区・事務所コード	
35	回送先市(区町村)長	
36	連絡先組織名	
37	連絡先電話番号	
38	年分	
39	備考	
40	団体間回送発行番号	
41	取込ファイル名	
42	取込日時	
43	取込データ種別	
44	無効フラグ	
45	無効不可理由コード	
46	データ作成年月日	
47	收受日	
48	個人特定状況	
49	アンマッチ手動特定オペレータ	
50	アンマッチ手動特定日時	
51	入力住民番号	
52	予備日時 1	
53	予備日時 2	
54	予備日時 3	
55	予備フラグ 1	
56	予備フラグ 2	
57	予備フラグ 3	
58	予備フラグ 4	
59	予備フラグ 5	
60	予備フラグ 6	

イメージ管理システム		61	情報フラグ
No.	項目名	62	他イメージID1
1	課税区	63	他イメージID2
2	更新日時	64	納税義務者ID
3	年度		
4	イメージID		
5	SID連番		
6	親SID		
7	ページ番号		
8	検索登録日時		
9	検索修正日時		
10	検索削除日時		
11	検索削除フラグ		
12	紐付けフラグ		
13	紐付OPコード		
14	個人情報欄		
15	マイナンバー		
16	利用者識別ID		
17	予備番号1		
18	帳票タグ		
19	予備番号3		
20	予備番号4		
21	個人宛名番号		
22	世帯番号		
23	個人読み仮名		
24	個人生年月日		
25	個人行政区		
26	個人予備フラグ1		
27	個人予備フラグ2		
28	個人予備フラグ3		
29	事業所宛名番号		
30	事業所読み仮名		
31	事業所予備フラグ1		
32	事業所予備フラグ2		
33	事業所予備フラグ3		
34	予備業務番号1		
35	予備業務番号2		
36	予備業務番号3		
37	予備カナ		
38	予備氏名		
39	受付日		
40	予備フラグ1		
41	予備フラグ2		
42	予備フラグ3		
43	確認フラグ		
44	共有予備フラグ2		
45	共有予備フラグ3		
46	共有予備フラグ4		
47	共有予備フラグ5		
48	予備備考1		
49	予備備考2		
50	予備備考3		
51	管理コード1		
52	管理コード2		
53	管理コード3		
54	取込みファイルインデックス		
55	法人番号		
56	予備固定長番号3		
57	予備住所1		
58	予備住所2		
59	個人清音化検索キー（自動生成）		
60	事業所清音化検索キー（自動生成）		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>②住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。</p> <p>③住民以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。(ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。)</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者であるので、その他の情報を入手することはない。(住登外課税する場合は、税務調査により久留米市の課税対象者であることを確認したうえで、情報を入手している。)</p> <p>②住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから必要な情報以外の情報を入手することはない。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。</p> <p>②電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐欺・奪取が行われることはない。</p> <p>③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、久留米市を郵送先としており、詐欺・奪取が行われることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。</p> <p>②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行う。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号に突合させることで、個人番号の真正性を確認する。</p> <p>②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。</p> <p>②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4： 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手することで漏えい・紛失を防止している。</p> <p>②紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は情報ごとに分類・付番し、件数を確認することで漏えい・紛失を防止している。</p> <p>③委託業者と秘密保持契約を締結する等、特段の対策を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	①個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ②宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システムごとにアクセス制御している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	番号法別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。具体的には、従来の宛名情報はそのままに、「宛名番号と個人番号の紐付け情報」を保有し、番号法別表に記載されない事務に係るシステムは、「宛名番号と個人番号の紐付け情報」にアクセスしないように、システム構築している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 ②職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ③なりすましによる不正を防止する観点から、静脈認証によるユーザ認証を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 ②職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ③なりすましによる不正を防止する観点から、静脈認証によるユーザ認証を実施している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①アクセス権限は操作者毎に利用可能な権限を制限している。また、退職や人事異動、申請に応じて、アクセス権限の発効・変更・失効を行っている。 ②アクセス権限の発効・失効作業はシステム管理者が実施し、作業記録を電子媒体と紙媒体で残している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①特定個人情報の操作記録は、従来の個人情報の操作記録とは明確に区別して記録する。 ②必要に応じて特定個人情報の操作履歴を解析する。 ③システムの操作履歴はデータベースに記録していて、データベースから操作者を特定することが可能である。上記データベースは磁気媒体(LTO)に格納し、定められた期間・場所に保管している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	①業務外使用の禁止や情報漏えい防止に関する研修を行い、個人情報保護を徹底している。 ②システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ③利用可能なシステムは事務分担任に応じて職員ごとに制限される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	①所管課設置の端末からは外部記録媒体へのデータのコピーを制御している。 ②所管課設置の端末には情報を保存できない仕組みとなっている。 ③職員に対しては規則にて、許可を得ない複製を禁止している。また、セキュリティ研修を実施している。 ④関係部署においては、権限が閲覧のみに制御されている。 ⑤委託先に対しては契約書にて個人情報保護にかかる誓約書を提出させており、許可を得ない複製を禁止している。また、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 ⑥違反行為を行った場合は、罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 ・契約書にも個人情報取扱特記事項を明記し、情報保護管理体制を義務付けている。 ・契約書中に、必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する旨の記載を行う。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業者を特定するために委託にかかる実施体制を定め、書面により提出を義務付けている。 ② 委託先作業員に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 ③ 作業者は全てアカウント管理を行い、一部の作業員にのみ更新権限を与えている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業者はシステム上で作業を行うため、アクセスログによる記録を残している。 ② 端末上でのファイル操作は全て記録されている。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 市の許可なく提供することを禁止することを契約書に明記している。 ② 委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 運用・保守業務委託に関しては、仕様書にて履行場所を久留米市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ② 委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 委託契約の廃棄条項に基づき、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去することを義務付けている。 ② 委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データの秘密保持・適正な管理に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・目的外利用及び外部提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・従事者に対する監督に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・業務の実施状況・保管状況等の実地調査に関する事項 ・その他データの保管に関し必要な事項 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①庁内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、全てシステムにより連携が自動化されているため不正な操作を行うことはできず、連携の結果についてはログやデータタイムスタンプにて記録されている。 ②連携ファイルを記録媒体にて渡している移転については、連携ファイルの作成、記録媒体への保存などの端末操作は全て記録されており、かつ作業報告書を残している。また、記録媒体の受け渡しについても収受を確認できる記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき厳格な運用を行う。提供・移転先からの申請に対し、提供・移転元である市民文化部市民税課がその法的根拠等を確認し、承認したもののみ提供・移転をする。	
その他の措置の内容	ユーザーIDとパスワードにより操作できる職員を限定するとともに、記録を十分に監視し、認証された業務外の利用や複製の持出しをしないよう年に1回以上取扱いに関する研修を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①庁内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、連携先が登録されているシステム以外とはできない仕組みとなっている。 ②連携ファイルを作成できる者をシステム上の権限により制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①庁内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、連携先を固定している。 ②連携ファイルを記録した記録媒体の受け渡しにおいては、相手方を確認し、また、確認した記録を残している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><久留米市における措置></p> <p>①電子計算機は電子錠により入室管理がされている情報システム室に設置している。 ②情報システム室は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ③電源の供給が断られた場合においても、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 ④端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><久留米市における措置></p> <p>①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ②外部ネットワークとの接続にはファイアウォールを設置し、不必要な通信を行わないようにしている。 ③OSには随時パッチの適用を行っている。 ④端末には情報を一切保存しない仕組みを取っている。 ⑤端末起動時にBIOSパスワードを入力しないと起動しない仕組みを取っている。 ⑥国税連携システムの接続先は、外部とのネットワークであるが、国等との専用回線であるため、住民等外部からの接続はできない。 ⑦eLTAxシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、地方税共同機構の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人住民税においては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収または還付を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>①保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、データの消去を行い、処理結果については職員が確認している。</p> <p>②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><久留米市における措置> 自己点検項目のリストを作成し、年1回、当該リストに基づき職員が自己点検項目の遵守状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><久留米市における措置> 特定個人情報保護制度の所管課である総務部法制室と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、2年に1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMALPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMALP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><久留米市における措置> ①関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民文化部総務 (住所)〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (電話番号)0942-30-9814
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
特記事項	手続きについては、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久留米市条例第1号)による。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、開示の方法として「写しの交付」を選択した場合等には、写しの作成及び送付に要する費用が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税賦課に関する事務
公表場所	久留米市ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民文化部市民税課 (住所)〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (電話番号)0942-30-9008
②対応方法	問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて庁内横断的な連絡を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月18日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	久留米市パブリック・コメント制度実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。実施に際しては、市広報紙にて意見公募について記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和6年11月1日から令和6年12月2日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54 57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54 57,58,59,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22条の2,23,24,25,26条の3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43条の3,43条の4,44,44条の2,45,47,49,49条の2,50,51,53,54,55,58,59,59条の2,59条の3 (情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第7号別表2における情報提供のために、特定個人情報情報の副本を中間サーバにて保有する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第8号別表2における情報提供のために、特定個人情報情報の副本を中間サーバにて保有する。	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(個人住民税システム) ③他のシステムとの接続	○その他(国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、医療費助成システム、心身障害者台帳システム、障害者総合支援システム、介護保険システム、生活保護システム、保育料システム、児童手当システム、特別児童扶養手当システム、児童扶養手当システム)	○その他(国民健康保険システム)	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3(番号連携システム) ③他のシステムとの接続	○その他(中間サーバー、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、心身障害者台帳システム、障害者総合支援システム、介護保険システム、生活保護システム、健康管理システム、保育料システム、児童手当システム、特別児童扶養手当システム、児童扶養手当システム、母子父子寡婦福祉資金貸付システム、住宅管理システム)	○その他(中間サーバー、各業務システム)	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4(国税連携システム) ②システムとの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(eLTAXシステム) ②システムとの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6(課税現票管理システム) ③他のシステムとの接続	○宛名システム等	○宛名システム等、○税務システム	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7(行政基本システム) ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム、○既存住民基本台帳システム、○宛名システム等、○税務システム、○その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、国民年金システム、介護滞納管理システム、保育滞納管理システム、児童手当システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム、学籍・就学事務システム)	○庁内連携システム、○宛名システム等、○税務システム、○その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム)	事後	

(令和8年1月以降の分)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月17日	I. 基本情報 7. 評価実施に機関における担当部署 ②所属長	伊豫洋明	市民税課長	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 別添1 事務の内容	基幹系業務システム(アクロシティ)の体系図	共通基盤を介した個別基盤系業務システムの体系図	事後	システム変更による
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	1月1日現在で、久留米市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	納税義務者及び課税調査対象者等	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○情報提供ネットワークシステム、○ その他(住民基本台帳ネットワークシステム、庁内基幹系ネットワークシステム)	○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○庁内連携システム、○情報提供ネットワークシステム、○ その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	申告等情報データ入力業務	課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャン・照会等の内部業務委託	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	個人住民税システムへの給与支払報告書、年金支払報告書および市県民税申告書の入力事務	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)の整理・点検・問合せ、スキャニング処理、データ入力、資料回送、返戻調査等を行う。	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(個人市・県民税の特別徴収義務者) ⑦時期・頻度	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	当初課税(5月)及び税額変更発生時(随時)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	番号利用法第19条第7号別表第2に定める情報提供者(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報提供者(別紙1)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号スレによる変更
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号別表第2	番号利用法第19条第8号別表第2	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号スレによる変更
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務(別紙1)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号スレによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	別紙2のとおり(番号法第9条第1項別表第1に定める事務を行う部署)	番号法第9条第1項別表第1に定める情報照会者(別紙2)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例(条例第42号久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	条例を特定
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例(条例第42号久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	条例を特定
令和4年1月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	事後	
令和4年1月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	情報システムの調達において、久留米市情報セキュリティ規則に基づき、委託先の事業者の選定にあたっては、当該事業者が委託内容に応じた情報セキュリティ対策を講じていることを確認する。	・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していることもしくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 ・契約書にも個人情報取扱特記事項を明記し、情報保護管理体制を義務付けている。 ・契約書中に、必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する旨の記載を行う。	事後	
令和4年1月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定: 規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。—以下契約書内の文言を羅列—	・データの秘密保持・適正な管理に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・目的外利用および外部提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・従事者に対する監督に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・業務の実施状況・保管状況等の実地調査に関する事項 ・その他データの保管に関し必要な事項 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	事後	
令和4年1月17日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う ②委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける	①関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対しては、個人情報保護に関する研修を行う ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。	事後	
	表紙 評価署名	個人住民税賦課事務 全項目評価書	個人住民税賦課事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【概要】 地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」と称す。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第8号別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバにて保有する。 【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行	【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に、個人住民税及び森林環境税(以下「個人住民税」という。)を計算し賦課決定する。 【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム1-②システムの機能	1. 当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初異動処理 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初データを作成する。 3. 当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特徴義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。 4. 更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する。 5. 照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行う。 6. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 7. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 8. 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する。(国保、児手、医療等で必要な情報を一元管理する。) 9. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースへ更新する。 10. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。	1. 当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初課税処理 課税支援システムから連携された合算データをもとに個人住民税課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。 3. 更正処理 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、更正決定決議書・更正決定通知書等を出力する。 4. 照会処理 各種データの照会を行う。 5. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 6. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 7. 他市町村個人課税データ管理 他自治体で住登外課税される者の課税自治体等のデータを管理する(国民健康保険、児童手当、医療等で必要な情報を一元管理する。) 8. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースを更新する。 9. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2		新規追加	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3~8	システム-システム2~7	システム2追加による番号ずれ修正、システムの記入順変更及び文言の軽微な修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一16の項 ・地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 内閣府・総務省令 ・地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務とする	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.26.27.28.29.31.34.35.37.38.39.40.42.48.54.57.58.59.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.119の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1.2.3.4.6.7.8.10.12.13.19.20.21.22.22条の2.23.24.25.26条の3.28.31.34.35.36.37.38.39.40.43.43条の3.43条の4.44.44条の2.45.47.49.49条の2.50.51.53.54.55.58.59.59条の2.59条の3 (情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-主な記録項目-・業務関係情報	国税関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報	国税関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護、社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-その妥当性	◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 本人への通知等の送付先として必要のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録	◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 対象者の賦課期日の居住地の把握、税額通知等の送付先として必要のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 社会保険料控除算出のために記録 ・障害者福祉関係情報 : 非課税判定、障害者控除算出のために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-全ての記録項目		税制改正等に伴う追加記録項目	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(市民課、生活支援第1課・第2課)	評価実施機関内の他部署(市民課、生活支援第1課・第2課、健康保険課、障害者福祉課、介護保険課)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【当初賦課決定まで】 ①住基情報：賦課期日時点の情報を入手(遊及分含む)。送付先情報は毎日入手。 ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。 ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報：12月まで毎日更新。 ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。	【当初賦課決定まで】 ①住基情報：毎日入手。 ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。 ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。 ⑥国保料等社会保険料情報：1月に1度だけ入手。 ⑦障害者控除該当者情報：申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報：12月まで毎日更新。 ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。 ⑤障害者控除該当者情報：申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については番号法の別表第二の27の項に規定されている。	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に規定されている。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	①既存住基システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②情報元から提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不適合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。 ⑤住民から課税・所得証明の要請があった場合に証明書を発行。	①既存住民基本台帳システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不適合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	4件	3件	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1、委託事項2	委託事項1、委託事項2	委託事項1に集約	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。	久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)第5条に基づく開示請求にて確認できる。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2	委託事項3	委託事項1・2集約による番号ずれ修正、委託業務の拡大等に伴う整理	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3	委託事項4	委託事項1・2集約による番号ずれ修正、提供方法整理、その他文言の整理	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 3件 移転を行っている 2件	提供を行っている 74件 移転を行っている 25件	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先1～3	提供先1～74 法改正・記載方法の変更によるもの	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	移転先1～2	移転先1～25 記載方法の変更によるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<個人住民税システム・国税連携システム・eL TAXシステムにおける措置> ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後市民税課にて久留米市設置の焼却施設にて焼却する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	<個人住民税システム・国税連携システム・eL TAXシステムにおける措置> ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊又は、専用ソフトを利用して消去を行う。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 入手の際の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	番号法第9条第1項別表第1	番号法別表	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①保守運用委託やオペレーション業務	①運用・保守業務委託	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	久留米市個人情報保護条例第9条の2(特定個人情報の利用の制限)及び番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。 提供・移転先から「データ利用申請書」を提出させ、提供・移転元である市民文化都市市民税課がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ提供・移転を許可する。	番号法及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき厳格な運用を行う。 提供・移転先からの申請に対し、提供・移転元である市民文化都市市民税課がその法的根拠等を確認し、承認したもののみ提供・移転をする。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順-手順の内容	②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課において久留米市の設置する焼却施設にて直接焼却処分を行う。	②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。	事後	
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<久留米市における措置> 個人情報保護制度の所管課である総務部総務課と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、年1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。	<久留米市における措置> 特定個人情報保護制度の所管課である総務部法制室と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、2年に1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。	事後	
	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法-特記事項	手続きについては、久留米市個人情報保護条例による。	手続きについては、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久留米市条例第1号)による。	事後	

(令和8年1月以降の分)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②個人情報ファイル簿の公表・公表場所	市役所本庁舎地下1階行政資料コーナー	久留米市ホームページ	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(個人住民税システム) ③他のシステムとの接続	その他(国民健康保険システム)	削除	事前	任意項目
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3(行政基本システム) ③他のシステムとの接続	その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム)	その他(住宅管理システム)	事前	任意項目
	I 基本情報 (別添1)事務の内容		システム標準化等に伴う業務システム間の連携等の変更	事前	任意項目
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-全ての記録項目		システム標準化に伴う記録項目整理	事前	任意項目
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		システム標準化等に伴う委託範囲の変更	事前	任意項目
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		【下記内容追記】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMADPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次の要件を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要項目
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		【下記内容追記】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	任意項目
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容		【下記内容追記】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMADP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1-⑥技術的対策-具体 的な対策の内容		【下記内容追記】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにア クセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団 体情報システムのガバメントクラウドの利用に 関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタ ル庁。以下「利用基準」という。)に規定する 「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラ ウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバ メントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同 じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネー ジドサービスにより、ネットワークアクティビティ、 データアクセスパターン、アカウント動作等につ いて継続的にモニタリングを行うとともに、ログ 管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対 するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、 ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイル の更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメント クラウド運用管理補助者は、導入しているOS及 びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリ ティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有す るシステムを構築する環境は、インターネットと は切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド 運用管理補助者の運用保守地点からガバメント クラウドへの接続については、閉域ネットワー クで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国 及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御 を講じる。	事前	重要項目
	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3-消去手順-手順の内 容		【下記内容追記】 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者 において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準 拠したプロセスにしたがって確実にデータを消 去する。	事前	重要項目
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査-具体的な内容		【下記内容追記】 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システム のセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録され たクラウドサービスから調達することとしており、 ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定 期的にISMAP監査機関リストに登録された監査 機関による監査を行うこととしている。	事前	重要項目
	IV その他のリスク対策 3. その他の対策		【下記内容追記】 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いに ついては、当該業務データを保有する地方公共 団体及びその業務データの取扱いについて委 託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理 補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーション の運用等に障害が発生する場合等の対応につ いては、原則としてガバメントクラウドに起因す る事象の場合は、国はクラウド事業者と契約す る立場から、その契約を履行させることで対応 する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象 の場合は、地方公共団体に業務アプリケーシ ョンサービスを提供するASP又はガバメントクラ ウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合 は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協 議を行う。	事前	重要項目

別紙1

提供先21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項	
②提供先における用途	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先22	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先23	国家公務員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の66の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先24	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	
②提供先における用途	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先25	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項	
②提供先における用途	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先26	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項	
②提供先における用途	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先27	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の76の項	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先28	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項	
②提供先における用途	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先29	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先31	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項	
②提供先における用途	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先32	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先33	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先34	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の89の項	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先35	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の90の項	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先37	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先38	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項	
②提供先における用途	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の98の項	
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先40	市町村長（児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	
②提供先における用途	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先41	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108の項	
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先42	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の124の項	
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先44	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先45	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の129の項	
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項	
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先47	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項	
②提供先における用途	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先48	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先49	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項	
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先50	独立行政法人農業者年金基金	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の140の項	
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	

⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先51	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先52	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142の項	
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先53	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先54	総務大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の147の項	
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成18年法律第1号）又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項	
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先56	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の152の項	
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先57	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	
②提供先における用途	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先58	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項	
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先59	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。））	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項	
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先61	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項	
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先62	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知）第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の163の項	
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	

(令和8年1月以降の分)

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙
	<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先63	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の164の項	
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙
	<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先64	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の165の項	
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙
	<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先65	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の166の項	
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>]専用線
	[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>]紙
	[<input type="checkbox"/>]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先66	文部科学大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の167の項	
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>]専用線
	[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>]紙
	[<input type="checkbox"/>]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の168の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>]専用線
	[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>]紙
	[<input type="checkbox"/>]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の169の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の170の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先70	文科科学大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の171の項	
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の172の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先72	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の173の項	
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先73	本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者（特別徴収義務者）	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	住民税の税額等の確認又は給与所得若しくは年金所得に係る住民税の特別徴収事務	
③提供する情報	住民税に係る各種所得・所得控除・税額等情報又は給与所得若しくは年金所得に係る特別徴収税額等	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち税額等通知対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	住民税の賦課決定等の税額通知が必要な処理が発生した都度	

提供先74	国税庁長官又は都道府県知事若しくは市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第72条の58、第317条、第325条又は第739条の5第7項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は国税（国税通則法（昭和37年法律第66号））第2条第1号に規定する国税をいう。）に関する法律の規定による事務	
③提供する情報	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第72条の58、第317条、第325条又は第739条の5第7項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は国税に関する法律の規定による情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

別紙2

移転先21	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の30の項	
②移転先における用途	久留米市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年久留米市条例第42号）による子ども医療費の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム]	[<input type="checkbox"/> 専用線]
	[<input type="checkbox"/> 電子メール]	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）]
	[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ]	[<input type="checkbox"/> 紙]
	[<input type="checkbox"/> その他]	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先22	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の31の項	
②移転先における用途	久留米市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年久留米市条例第43号）による重度障害者医療費の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム]	[<input type="checkbox"/> 専用線]
	[<input type="checkbox"/> 電子メール]	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）]
	[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ]	[<input type="checkbox"/> 紙]
	[<input type="checkbox"/> その他]	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先23	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の32の項	
②移転先における用途	久留米市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年久留米市条例第18号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム]	[<input type="checkbox"/> 専用線]
	[<input type="checkbox"/> 電子メール]	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）]
	[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ]	[<input type="checkbox"/> 紙]
	[<input type="checkbox"/> その他]	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先24	子ども未来部家庭子ども相談課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の12の項	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/> 専用線
	[<input type="checkbox"/> 電子メール	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/> 紙
	[<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先25	総務部人事厚生課	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/> 専用線
	[<input type="checkbox"/> 電子メール	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/> 紙
	[<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税賦課事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

久留米市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

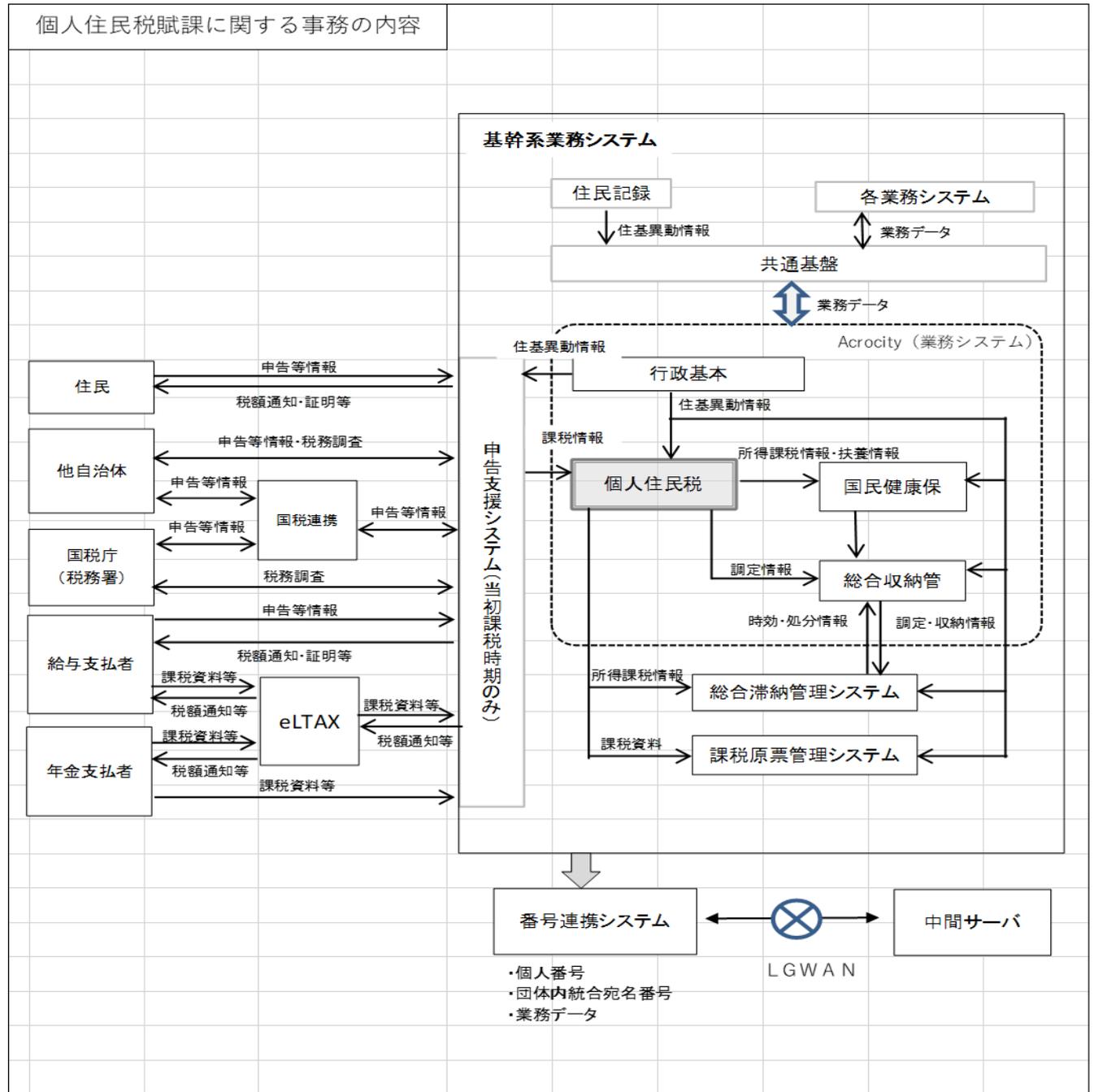
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務
②事務の内容 ※	<p>【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に、個人住民税及び森林環境税(以下「個人住民税」という。)を計算し賦課決定する。</p> <p>【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1. 当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</p> <p>2. 当初課税処理 課税支援システムから連携された合算データをもとに個人住民税課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。</p> <p>3. 更正処理 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、更正決定決議書・更正決定通知書等を出力する。</p> <p>4. 照会処理 各種データの照会を行う。</p> <p>5. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</p> <p>6. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。</p> <p>7. 他市町村個人課税データ管理 他自治体で住登外課税される者の課税自治体等のデータを管理する(国民健康保険、児童手当、医療等で必要な情報を一元管理する。)</p> <p>8. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースを更新する。</p> <p>9. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険システム)</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	課税支援システム
②システムの機能	<p>各種課税資料の効率的なデータ管理、適正な申告受付等の個人住民税当初賦課の課税準備処理を支援するシステムで、主に下記の機能を有する。</p> <p>1.住民税課税支援機能 確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料入力後に、資料の優先決定及び加算・減算処理等、システムで一括して合算処理を行い、画面上でデータのチェックやエラー修正を行う機能</p> <p>2.申告支援機能 PCを使用した申告受付により、前年所得情報や扶養情報、社会保険料控除等を画面上で参照でき、その場で論理チェックを行うなど、適正な申告受付を支援する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 課税原票管理システム、行政基本システム ）</p>
システム3	
①システムの名称	行政基本システム
②システムの機能	<p>1. 住登内宛名管理 既存住民基本台帳システムより住民票の異動情報を連携し、住登者の宛名データを異動する。</p> <p>2. 住登外宛名管理 オンライン画面より住登外者の宛名データを異動する。</p> <p>3. 法人宛名管理 オンライン画面より法人の宛名データを異動する。</p> <p>4. 宛名付随情報管理 送付先、口座、納税管理人等、それぞれの宛名に付随する情報を管理する。</p> <p>5. 同一人物管理 同一人物に対して複数の宛名番号を発行した場合に、紐付け管理を行う。</p> <p>6. 返送整理機能 返送されてきた書類に関する調査情報を管理する。必要に応じて公示送達決議書、公示送達書の出力を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、 住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム、課税支援システム ）</p>

システム4	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	確定申告書、給与支払報告書等の課税資料をイメージ管理する。課税資料の取込みはスキャニング・データ連携により行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（課税支援システム）
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報又は税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を經由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 【内容】 ①国税庁とのデータ連携 ②他自治体とのデータ連携
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書等を電子データで受理し、納税義務者等に税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を經由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 【内容】 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額データの連携
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課に当たり、提出された申告等情報と課税対象者を紐付けることができ、本人特定や複数の申告等情報を合算することが正確に行えるようになる。また、住登外課税を行う場合、久留米市において個人住民税を賦課した旨を住民登録のある他自治体へ通知するためにも必要となる。
②実現が期待されるメリット	①個人番号を含んだ多種多様な申告等情報を電子情報管理することにより、他自治体への資料回送又は他自治体からの資料回送が正確かつ効率的に実現可能となり、また課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することが期待できる。また、久留米市で住登外課税した場合に、住民登録のある自治体でも課税される二重課税を確実に防止できる。 ②庁内他課へのデータ移転、他の行政機関等への情報提供も効率的かつ確実になされ、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることが期待できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等
その必要性	個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◎識別情報：対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報：対象者の賦課期日の居住地の把握、税額通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報：算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除算出のために記録 ・障害者福祉関係情報：非課税判定、障害者控除算出のために記録 ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民文化部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活支援第1課・第2課、健康保険課、障害者福祉課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く。)) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度	【当初賦課決定まで】 ①住基情報:毎日入手。 ②生活保護情報:1月に1度だけ入手。 ③住登外情報:1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報:1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報:5月に1回入手。 ⑥国保税等社会保険料情報:1月に1度だけ入手。 ⑦障害者控除該当者情報:申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報:12月まで毎日更新。 ②住登外情報:課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報:期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報:次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。 ⑤障害者控除該当者情報:申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。	
④入手に係る妥当性	個人住民税の賦課決定・賦課更正のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に規定されている。	
⑥使用目的 ※	久留米市の課税対象者(住登外課税者含む。)に対し適正な個人住民税の賦課を行う。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、税収納推進課、各市民センター(千歳、高牟礼、耳納、筑邦、上津)、各総合支所市民福祉課(田主丸、北野、城島、三潁)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満
⑧使用方法 ※		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	情報の突合 ※	①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。
	情報の統計分析 ※	総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税の賦課決定・賦課更正	
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	個人住民税システム・課税支援システムの運用・保守業務	
①委託内容	個人住民税システム・課税支援システムの運用・保守及び法改正等に伴うシステム改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
その妥当性	システム運用・保守作業を実施するためには、特定個人情報ファイル全体を対象にする必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)第5条に基づく開示請求にて確認できる。	
⑥委託先名	行政システム九州・テクノカルチャーシステム共同企業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	個人住民税賦課等業務	
①委託内容	課税資料の開封、提出書類の受付・分類作業、給与支払報告書・年金支払報告書・市県民税申告書の整理・確認・補正及び補記、パンチ用課税資料等のスキャニング、確定申告書のデータ入力、本人照会文書の作成、課税資料の他市への回送、扶養控除・障害控除に係る調査、課税資料等のパンチ・スキャニング業務、特別徴収の手続等に関する業務等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
その妥当性	個人住民税賦課に係る業務を実施するためには、特定個人情報ファイル全体を対象にする必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。	
⑥委託先名	TOPPANエッジ株式会社西日本営業統括本部九州第一営業本部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (74) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (25) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項
②提供先における用途	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の4の項
②提供先における用途	恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項
②提供先における用途	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項
②提供先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先18	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市個人番号の利用に関する条例(平成27年久留米市条例第42号。以下「久留米市番号利用条例」という。)別表第2の2の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年久留米市規則第96号。以下「久留米市番号利用規則」という。)で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は賦課徴収に関する情報(以下「地方税関係等情報」という。)であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先2	子ども未来部家庭子ども相談課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の3の項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	健康福祉部保健所保健予防課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の4の項
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先4	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の4の2の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	健康福祉部健康保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の8の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム内連携)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先6	健康福祉部医療・年金課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の9の項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先7	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の9の2の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	健康福祉部長寿支援課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の11の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先9	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の13の2の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先10	健康福祉部健康保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の16の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先11～15	
移転先11	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の19の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先12	健康福祉部保健所健康推進課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の20の項
②移転先における用途	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先13	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の21の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先14	都市建設部住宅政策課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の23の項
②移転先における用途	高齢者等住宅改造補助事業による高齢者等住宅改造補助金の交付に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先15	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の24の項
②移転先における用途	介護保険利用者負担に係る社会福祉法人等による軽減措置に対する助成事業補助金の交付に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先16～20	
移転先16	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の25の項
②移転先における用途	訪問介護利用者負担額減額措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先17	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の26の項
②移転先における用途	中山間地域等における加算に係る介護保険サービス利用者負担額軽減措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先18	健康福祉部生活支援第1課・第2課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の27の項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先19		都市建設部市営住宅課
①法令上の根拠		久留米市番号利用条例別表第2の28の項
②移転先における用途		久留米市コミュニティ住宅条例(平成11年久留米市条例第17号)によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報		地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度
移転先20		都市建設部市営住宅課
①法令上の根拠		久留米市番号利用条例別表第2の29の項
②移転先における用途		久留米市営住宅条例(平成9年久留米市条例第24号)による単独住宅の管理に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報		地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<久留米市における措置> 電子錠にて入室管理を行っている情報システム室に設置したサーバ内に保管している。 情報システム室への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5より個人住民税の賦課決定及び賦課更正処理は、最大7年間遡及できるため。
③消去方法		<個人住民税システム・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置> ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊又は、専用ソフトを利用して消去を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル

(1) 個人住民税情報ファイル 1 / 5

個人住民税情報ファイル		個人住民税情報ファイル	
No.	項目名	No.	項目名
1	利用団体コード	61	源泉税額
2	賦課年度	62	拡張一所得控除
3	住民コード	63	短期課税標準
4	履歴番号	64	短期市町所得割
5	資料区分	65	短期県所得割
6	資料番号(冊番号)	66	株式譲渡(非公開)課税標準
7	資料番号(番号)	67	株式譲渡(非公開)市町所得割
8	資料番号(枝番)	68	株式譲渡(非公開)県所得割
9	無効区分	69	株式譲渡(上場分)課税標準
10	国税通知書番号	70	株式譲渡(上場分)市町所得割
11	課税区分	71	株式譲渡(上場分)県所得割
12	漁業所得(内数)	72	拡張一課税標準
13	利子(所得税)	73	拡張一市町所得割
14	配当(所得税)	74	拡張一県所得割
15	配当所得(控除あり)	75	寄附金基本控除額市町村
16	配当所得(控除なし)	76	寄附金基本控除額県
17	特定配当(内数)	77	寄附金特例控除額市町村
18	一般外貨(内数)	78	寄附金特例控除額県
19	外貨以外(内数)	79	寄附金控除額市町村
20	前職分給与収入(内数)	80	寄附金控除額県
21	給与収入(一部特徴)	81	未控除分配当割控除額市
22	給与所得(一部特徴)	82	未控除分配当割控除額県
23	超短期所得	83	未控除分株式譲渡割控除額市
24	株式譲渡所得(非公開)	84	未控除分株式譲渡割控除額県
25	株式譲渡控除	85	未控除分株式譲渡割控除額
26	退職所得(所得税)	86	配株不足額市税
27	変動所得前2年分	87	配株不足額県税
28	配当割控除額	88	配株不足額合計
29	株式譲渡割控除額	89	配株充当額合計
30	拡張一所得	90	配株還付額合計
31	本人専従者	91	市町差引前所得割
32	金額(専給控除)	92	併徴配株充当合計
33	拡張一扶養	93	併徴年特市所得割
34	年金特徴開始月	94	併徴年特県所得割
35	年金特徴終了月	95	併徴年特市均等割
36	特徴仮算フラグ	96	併徴年特県均等割
37	通知コード	97	併徴年特合計
38	通知書発行日	98	併徴年特配株充当合計
39	法定納期限等	99	市町過年度増分所得割
40	他給与区分	100	県過年度増分所得割
41	分離短期一般特例条文	101	市町過年度増分均等割
42	分離短期特定特例条文	102	県過年度増分均等割
43	分離長期一般特例条文	103	所得税金額控除前
44	分離長期優良特例条文	104	普徴充当額
45	分離長期特定特例条文	105	特徴充当額
46	分離長期居住特例条文	106	年金特徴充当額
47	拡張一特例条文	107	事業所コード
48	寄付金控除(所得税)	108	異動年月日
49	控除額合計(所得税)	109	処理区分
50	住宅取得控除	110	更正理由区分
51	外国税額控除(所得税)	111	月割税額
52	減免(所得税)	112	合計税額
53	政党等寄付金	113	処理日
54	配当控除(所得税)	114	異動前月割税額
55	電子証明書等特別控除(所得税)	115	異動前合計税額
56	所得税の課税所得金額	116	異動前処理日
57	寄附金額	117	異動前事業所コード
58	所得税額(税額控除前)	118	整理番号
59	所得税額(定率減税前)	119	合併前利用団体コード
60	所得税額(定率減税後)	120	更新職員番号
		121	更新処理年月日
		122	更新処理時刻
		123	イメージ番号
		124	配当株式(所得税)
		125	拡張一所得
		126	拡張一扶養
		127	株式譲渡特例条文
		128	拡張一所得控除
		129	拡張一金額
		130	拡張一コード
		131	パンチカナ氏名
		132	パンチ生年月日元号
		133	パンチ生年月日
		134	パンチ性別
		135	パンチ給与所得
		136	パンチ配偶者特別控除額
		137	パンチ控除額合計(所得税)
		138	パンチ年金収入
		139	パンチ源泉税額
		140	給報摘要欄
		141	金額
		142	被扶養者住民コード
		143	番号
		144	否認区分
		145	氏名
		146	年齢
		147	性別
		148	続柄
		149	配偶者控除区分
		150	配偶者特別控除区分
		151	扶養控除区分
		152	障害者区分
		153	専従者区分
		154	専従給与収入額
		155	家屋敷区分
		156	賦課地課税区分
		157	継続区分
		158	非課税事由
		159	返信区分
		160	拡張一コード
		161	世帯コード
		162	世帯主コード
		163	カナ氏名
		164	住所
		165	方書
		166	賦課地
		167	生年月日元号
		168	生年月日
		169	住民区分
		170	住民増減異動日
		171	住民となった異動日
		172	台帳番号
		173	調査
		174	申告調査区分
		175	申告書出力区分
		176	証明発行区分
		177	別世帯区分
		178	郵便番号
		179	自治会コード
		180	SEQ
		181	メモコード
		182	メモ内容
		183	第294条3項該当区分
		184	住民票登録地住所

(1) 個人住民税情報ファイル 2 / 5

185	住民票登録地方書	247	山林所得	309	生活保護開始
186	徴収区分	248	山林控除	310	生活保護終了
187	備考	249	退職所得	311	特徴開始月
188	レコード区分	250	変動所得前2年分	312	特徴終了月
189	都道府県コード	251	変動所得当年分	313	普徴開始期
190	市町村コード	252	臨時所得	314	普徴終了期
191	特別徴収義務者コード	253	繰越控除純損失総所得	315	税額決定区分
192	通知内容コード	254	繰越控除純損失超短期	316	非課税所得区分
193	特別徴収制度コード	255	繰越控除純損失土地	317	減免区分
194	作成日	256	繰越控除純損失短期	318	課非区分
195	年金保険者用整理番号	257	繰越控除純損失長期	319	通知書発行区分
196	年金コード	258	繰越控除純損失山林	320	給報乙欄
197	氏名カナ	259	繰越控除雑損失	321	給報就退職区分
198	シフトコード	260	肉用牛免稅所得	322	給報就退職年月日
199	氏名漢字	261	肉用牛免稅以外	323	株式譲渡所得
200	住所カナ	262	肉用牛売却価格	324	損害保険区分
201	住所漢字	263	商品先物取引	325	損害保険料
202	各種区分	264	みなし法人農業所得	326	長期損害保険料
203	処理結果	265	みなし法人不動産所得	327	特別条文
204	各種年月日	266	みなし法人その他事業所得	328	扶養人数年少
205	特別徴収区分	267	みなし法人医者報酬	329	第30表集計区分
206	媒体コード	268	みなし法人事業主報酬	330	配偶者特別控除
207	回付先区分	269	みなし法人過大報酬	331	生命保険控除
208	進捗区分	270	みなし法人損失	332	個人年金控除
209	付設区分	271	みなし法人非課税所得	333	基礎控除
210	受給者番号	272	非課税所得	334	老年人控除
211	年税額	273	資産合算区分	335	寡婦・寡夫・特養控除
212	営業所得等	274	資産合算主区分	336	勤労学生控除
213	農業所得	275	雑損控除	337	本人障害控除
214	その他事業所得	276	医療費控除	338	本人特別障害控除
215	不動産所得	277	社会保険控除	339	配偶者一般控除
216	利子所得	278	小規模共済	340	配偶者老人控除
217	配当所得	279	生命保険区分	341	配偶者特別障害控除
218	証券	280	生命保険料	342	扶養一般控除
219	給与収入	281	個人年金	343	扶養老人控除
220	専従者給与収入(内数)	282	専従者事業区分	344	扶養同居老人控除
221	給与特定支出控除	283	青白区分	345	扶養障害控除
222	給与所得	284	専従配偶者	346	扶養特別障害控除
223	年金区分	285	専従者その他	347	扶養同居特別障害控除
224	年金収入	286	金額(専給控除)	348	扶養特定控除
225	年金所得	287	所得税額(定率減税後)	349	控除合計
226	雑所得(その他)	288	外国税額限度額	350	寄付金控除額
227	総合譲渡短期所得	289	本人障害者	351	扶養加算金
228	総合譲渡短期控除	290	本人夫有り・未成年	352	損害保険控除額
229	総合譲渡長期所得	291	本人老年者	353	株式課税標準
230	総合譲渡長期控除	292	本人寡婦・寡夫・特養	354	株式市町所得割
231	総合譲渡一時所得	293	本人勤労学生	355	株式県所得割
232	総合譲渡一時控除	294	配特控除区分	356	上場株式等(配当)課税標準
233	土地等事業雑	295	配偶者給与所得	357	上場株式等(配当)市町村所得割
234	特定株式(内数)	296	配偶者所得	358	上場株式等(配当)県所得割
235	分離譲渡短期一般所得	297	扶養その他	359	総所得課税標準
236	分離譲渡短期一般控除	298	扶養特定	360	総所得市町所得割
237	分離譲渡短期特定所得	299	扶養老人	361	総所得県所得割
238	分離譲渡短期特定控除	300	扶養同居老親	362	土地課税標準
239	分離譲渡長期一般所得	301	扶養普通障害	363	土地市町所得割
240	分離譲渡長期一般控除	302	扶養特別障害	364	土地県所得割
241	分離譲渡長期優良所得	303	扶養同居特別障害	365	商品先物取引課税標準
242	分離譲渡長期優良控除	304	課税資料区分	366	商品先物取引市町所得割
243	分離譲渡長期特定所得	305	資産合算計算区分	367	商品先物取引県所得割
244	分離譲渡長期特定控除	306	みなし法人計算区分	368	短期一般課税標準
245	分離譲渡長期居住所得	307	平均課税計算区分	369	短期一般市町所得割
246	分離譲渡長期居住控除	308	生活保護区分	370	短期一般県所得割

(1) 個人住民税情報ファイル 3 / 5

371	短期特定課税標準	433	抽制変更フラグ	495	老年経過措置控除県
372	短期特定市町所得割	434	配当割控除	496	調整控除市
373	短期特定県所得割	435	市町配当割控除額	497	調整控除県
374	長期一般課税標準	436	県配当割控除額	498	みなし事業主報酬
375	長期一般市町所得割	437	未控除配当割控除額	499	みなし事業主報酬控除
376	長期一般県所得割	438	株式譲渡割控除	500	みなし事業主報酬所得
377	長期優良課税標準	439	市町株式譲渡割控除額	501	みなし課税標準
378	長期優良市町所得割	440	県株式譲渡割控除額	502	みなし市町所得割
379	長期優良県所得割	441	未控除分株式譲渡控除額	503	みなし県所得割
380	長期特定課税標準	442	繰越控除純損失株式譲渡	504	みなし過大課税標準
381	長期特定市町所得割	443	繰越控除純損失上場配当	505	みなし過大市町所得割
382	長期特定県所得割	444	繰越控除純損失長期居住	506	みなし過大県所得割
383	長期居住課税標準	445	繰越控除純損失先物取引	507	遺言
384	長期居住市町所得割	446	市町村差引前所得割	508	普徴合計
385	長期居住県所得割	447	県差引前所得割	509	市均等割普徴1期
386	山林課税標準	448	資格区分	510	市均等割普徴
387	山林市町所得割	449	2 9 4 条区分	511	県均等割普徴
388	山林県所得割	450	3 1 1 条区分	512	県均等割普徴合計
389	退職課税標準	451	平均課税区分	513	市所得割普徴1期
390	退職市町所得割	452	4 表区分	514	市所得割普徴
391	退職県所得割	453	5 表区分	515	市所得割普徴合計
392	みなし法人課税標準	454	2 1 表区分	516	県所得割普徴
393	みなし法人市町所得割	455	2 2 表区分	517	県所得割普徴合計
394	みなし法人県所得割	456	3 0 表区分	518	特徴合計
395	合計所得金額	457	3 1 表区分	519	市均等割特徴
396	総所得金額等	458	階層市	520	市均等割特徴合計
397	総所得金額	459	階層県	521	県均等割特徴
398	資産合算個人市町所得割	460	老年者経過フラグ	522	県均等割特徴合計
399	資産合算個人県所得割	461	超短期	523	市所得割特徴
400	算出調定市町所得割	462	年金控除	524	市所得割特徴合計
401	算出調定県所得割	463	株式譲渡所得(上場分)	525	県所得割特徴
402	特別所得市町所得割	464	上場株式等の配当所得	526	県所得割特徴合計
403	特別所得県所得割	465	寡婦控除	527	併徴年金市町所得割
404	税控除市町所得割	466	特別寡婦控除	528	併徴年金県所得割
405	税控除県所得割	467	寡夫控除	529	併徴年金市町均等割
406	外国税控除市町所得割	468	配偶者特別控除(有)	530	併徴年金県均等割
407	外国税控除県所得割	469	配偶者特別控除(無)	531	併徴年金合計
408	算出合計税市町均等割	470	扶養人数計	532	年金特徴
409	算出合計税県均等割	471	扶養加算数	533	年金仮徴収合計
410	算出合計税市町所得割	472	本人その他障害者	534	年金本徴収合計
411	算出合計税県所得割	473	本人特別障害者	535	市均等割年特
412	税額調整市町所得割	474	商品先物課税標準	536	市均等割仮徴合計
413	税額調整県所得割	475	商品先物市町所得割	537	市均等割本徴合計
414	减免オプション	476	商品先物県所得割	538	市均等割年特合計
415	市町所得割減額1	477	算出合計市町所得割	539	県均等割年特
416	市町税額減額1	478	算出合計県所得割	540	県均等割仮徴合計
417	市町所得割減額2	479	算出合計市町均等割	541	県均等割本徴合計
418	市町税額減額2	480	算出合計県均等割	542	県均等割年特合計
419	市町差引均等割	481	市町税額減額	543	市所得割年特
420	県差引均等割	482	県税額減額	544	市所得割仮徴合計
421	市町差引所得割	483	市町所得割減額	545	市所得割本徴合計
422	県差引所得割	484	県所得割減額	546	市所得割年特合計
423	普徴	485	特別減税市町	547	県所得割年特
424	普徴現年度随時期	486	特別減税県	548	県所得割仮徴合計
425	普徴過年度随時期	487	特別減税後市町所得割	549	県所得割本徴合計
426	特徴	488	特別減税後県所得割	550	県所得割年特合計
427	端数市町	489	併徴市町所得割	551	年金普徴
428	端数県	490	併徴県所得割	552	年金普徴合計
429	特徴事業所コード	491	併徴市町均等割	553	市均等割年普1期
430	併徴市町均等割	492	併徴県均等割	554	市均等割年普
431	併徴合計	493	未使用	555	県均等割年普
432	併徴課税標準	494	老年経過措置控除市	556	県均等割年普合計

(1) 個人住民税情報ファイル 4 / 5

557	市所得割年普1期	595	住宅借入金等の額（2回目）	633	年金特徴翌年度仮徴収額（8月分）
558	市所得割年普	596	投資税額等	634	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日（1回目）
559	市所得割年普合計	597	雑損控除（内東日本大震災該当）	635	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日（2回目）
560	県所得割年普	598	新生命保険料支払額	636	扶養控除制度見直し前の所得税額（税額控除前）
561	県所得割年普合計	599	介護医療保険料支払額	637	扶養控除制度見直し前の市町差引前所得割
562	市均等割減免額	600	新額人年金保険料支払額	638	所得税額（復興税含）
563	県均等割減免額	601	生命保険料控除額（所得税）の計算値	639	寄附金特例通知／通知年月日
564	市所得割減免額	602	生命保険料控除額（所得税）のパンチデータ入力値	640	寄附金特例通知／団体間回送発行番号
565	県所得割減免額	603	パンチ年末調整控除額	641	寄附金特例通知／年分
566	均等割区分	604	パンチ控除額合計（所得税）	642	寄附金特例通知／回送先団体コード
567	払戻一金額	605	所得金額調整控除	643	寄附金特例通知／回送先政令指定都市区コード
568	分離長期一般損失額	606	上場株式等（配当）課税標準	644	寄附金特例通知／回送先区・事務所コード
569	非課税所得（遺族年金）	607	上場株式等（配当）市町村所得割	645	寄附金特例通知／回送先市（区町村）長
570	非課税所得（その他）	608	上場株式等（配当）県所得割	646	寄附金特例通知／回送元団体コード
571	課税所得金額	609	特例適用利子等課税標準	647	寄附金特例通知／回送元市（区町村）長又は都道府県知事
572	繰越控除純損失上場配当	610	特例適用利子等市町村所得割	648	寄附金特例通知／連絡先組織名
573	口蹄疫手当金等	611	特例適用利子等県所得割	649	寄附金特例通知／連絡先電話番号
574	配当控除なし（所得税）	612	特例適用配当等課税標準	650	寄附金特例通知／住所
575	繰越特定投資株式譲渡	613	特例適用配当等市町村所得割	651	寄附金特例通知／カナ氏名
576	特例適用利子等	614	特例適用配当等県所得割	652	寄附金特例通知／氏名
577	特例適用配当等	615	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（全体分）	653	寄附金特例通知／性別
578	雑所得（業務）	616	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（市町村民税分）	654	寄附金特例通知／生年月日
579	条約適用配当等	617	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（道府県民税分）	655	寄附金特例通知／電話番号
580	条約適用利子等	618	所得税額（住借控除算出用）	656	寄附金特例通知／合計寄附金額
581	公的年金等以外の合計所得金額	619	口蹄疫手当金等（収入）	657	森林環境税（免除額）
582	16～18歳扶養親族数	620	寄附金申告特例控除額市町村（計算結果）	658	森林環境税（免除前）
583	23歳未満扶養親族等	621	寄附金申告特例控除額県（計算結果）	659	森林環境税（免除後）
584	公的年金特別徴収区分	622	肉用牛課税区分	660	併徴者特徴分森林環境税
585	地方公共団体への寄附金額	623	税源移譲経過措置申告区分	661	併徴者年金特徴分森林環境税
586	地方公共団体以外（共同募金・日赤、市県両方の条例）などの寄附金額	624	年金特徴新規継続区分	662	森林環境税（課非区分）
587	県のみ条例指定団体への寄附金額	625	住宅借入金等特別控除適用数	663	森林環境税免除許可区分
588	市町村のみ条例指定団体への寄附金額	626	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	664	森林環境税免除開始月（特徴）
589	住宅耐震改修特別控除	627	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	665	森林環境税免除開始期（普徴）
590	税源移譲経過措置市	628	寡婦非課税区分	666	森林環境税免除開始月（年金特徴）
591	税源移譲経過措置県	629	減免割合	667	森林環境税免除決定日
592	住宅借入金等特別税額控除可能額	630	医療費特例区分	668	定額減税対象扶養人数
593	住宅借入金等特別税額控除見込額	631	年金特徴翌年度仮徴収額（4月分）	669	定額減税（全体分）
594	住宅借入金等の額（1回目）	632	年金特徴翌年度仮徴収額（6月分）	670	定額減税（市町村民税分）
				671	定額減税（道府県民税分）

(1) 個人住民税情報ファイル 5 / 5

宛名情報					
No.	項目名				
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード	123	関連人住民コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード	124	関連人郵便番号
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号	125	関連人住所
4	停止フラグ	64	転入前方書	126	関連人方書
5	住民票コード	65	転入前方書	127	関連人カナ氏名
6	異動業務区分	66	通称現住所コード	128	関連人氏名
7	異動事由コード	67	通称本番	129	関連人所属
8	異動日	68	通称枝番	130	関連人肩書
9	届出日	69	通称小枝番	131	Eメールアドレス
10	一全区分	70	通称小小枝番	132	通称区分
11	住民区分	71	通称住所	133	氏名連動区分
12	産業分類コード	72	通称方書	134	国籍等
13	増事由コード	73	管理コード	135	外国人住民となった異動日
14	住民増異動日	74	新住民コード	136	外国人住民となった届出日
15	住民増届出日	75	転出先コード	137	3045規定区分
16	減事由コード	76	合併前市町村コード	138	在留期間等
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ	139	在留期間の満了の日
18	住民減届出日	78	個人番号	140	在留カード等の番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード	141	更新処理時刻
20	住民となった届出日	80	選挙	142	代表住民コード
21	帰化日	81	電話区分	143	同一人物住民コード口
22	カナ氏名	82	市外局番	144	名番区分
23	氏名	83	局番	145	事由
24	生年月日元号	84	番号	146	職員番号
25	生年月日	85	内線	147	処理日
26	死亡日元号	86	有効期間から	148	処理時間
27	死亡日	87	有効期間まで	149	メモ
28	性別	88	納付方法コード	150	有効期限
29	続柄	89	金融機関コード	151	発送番号
30	統合続柄	90	支店名コード	152	発送日
31	保護者コード	91	預金種別コード	153	帳票区分
32	保護者続柄	92	口座番号	154	送付形態区分
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)	155	送付先区分
34	屋号	94	名義人住民コード	156	宛先住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号	157	宛先履歴番号
36	代表者カナ	96	更新処理日	158	送付先科目コード
37	代表者氏名	97	科目コード	159	送付先納付番号
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード	160	送付先帳票区分
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号	161	送付先履歴SEQ
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所	162	返送日
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書	163	返送事由コード
42	住定日	102	送付先カナ氏名	164	返送備考
43	住定届出日	103	送付先氏名	165	結果(処分)区分
44	郵便番号	104	管理人区分	166	処分日
45	住所区分	105	管理人住民コード	167	再発送日
46	市町村コード	106	脱退事由コード	168	再発送番号
47	大字コード	107	納付組合コード	169	調査日
48	本番	108	送達区分	170	調査枝番
49	枝番	109	宛先	171	調査コード
50	小枝番	110	開始日	172	調査内容
51	小小枝番	111	閉鎖日	173	調査員
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード	174	調査所管
53	種コード	113	送信拒否開始時間	175	他市照会
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間	176	名義人(カナ)
55	住所	115	外国人登録番号	177	ゆうちょ銀行記号
56	方書	116	公称カナ	178	ゆうちょ銀行番号
57	小学校区コード	117	公称名		
58	中学校区コード	118	併記名		
59	投票区コード	119	国籍		
60	自治会コード	120	在留資格		
		121	在留期間		
		122	関連人区分		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>②住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。</p> <p>③住民以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。(ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。)</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者であるので、その他の情報を入手することはない。(住登外課税する場合は、税務調査により久留米市の課税対象者であることを確認したうえで、情報を入手している。)</p> <p>②住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから必要な情報以外の情報を入手することはない。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。</p> <p>②電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐欺・奪取が行われることはない。</p> <p>③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、久留米市を郵送先としており、詐欺・奪取が行われることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。</p> <p>②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行う。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号に突合させることで、個人番号の真正性を確認する。</p> <p>②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。</p> <p>②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手することで漏えい・紛失を防止している。</p> <p>②紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は情報ごとに分類・付番し、件数を確認することで漏えい・紛失を防止している。</p> <p>③委託業者と秘密保持契約を締結する等、特段の対策を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	①個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ②宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システムごとにアクセス制御している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	番号法別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。具体的には、従来の宛名情報はそのままに、「宛名番号と個人番号の紐付け情報」を保有し、番号法別表に記載されない事務に係るシステムは、「宛名番号と個人番号の紐付け情報」にアクセスしないように、システム構築している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 ②職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ③なりすましによる不正を防止する観点から、静脈認証によるユーザ認証を実施している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 ②職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ③なりすましによる不正を防止する観点から、静脈認証によるユーザ認証を実施している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①アクセス権限は操作者毎に利用可能な権限を制限している。また、退職や人事異動、申請に応じて、アクセス権限の発効・変更・失効を行っている。 ②アクセス権限の発効・失効作業はシステム管理者が実施し、作業記録を電子媒体と紙媒体で残している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①特定個人情報の操作記録は、従来の個人情報の操作記録とは明確に区別して記録する。 ②必要に応じて特定個人情報の操作履歴を解析する。 ③システムの操作履歴はデータベースに記録していて、データベースから操作者を特定することが可能である。上記データベースは磁気媒体(LTO)に格納し、定められた期間・場所に保管している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	①業務外使用の禁止や情報漏えい防止に関する研修を行い、個人情報保護を徹底している。 ②システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ③利用可能なシステムは事務分担任に応じて職員ごとに制限される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	①所管課設置の端末からは外部記録媒体へのデータのコピーを制御している。 ②所管課設置の端末には情報を保存できない仕組みとなっている。 ③職員に対しては規則にて、許可を得ない複製を禁止している。また、セキュリティ研修を実施している。 ④関係部署においては、権限が閲覧のみに制御されている。 ⑤委託先に対しては契約書にて個人情報保護にかかる誓約書を提出させており、許可を得ない複製を禁止している。また、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 ⑥違反行為を行った場合は、罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 ・契約書にも個人情報取扱特記事項を明記し、情報保護管理体制を義務付けている。 ・契約書中に、必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する旨の記載を行う。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業者を特定するために委託にかかる実施体制を定め、書面により提出を義務付けている。 ② 委託先作業員に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 ③ 作業者は全てアカウント管理を行い、一部の作業員にのみ更新権限を与えている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業者はシステム上で作業を行うため、アクセスログによる記録を残している。 ② 端末上でのファイル操作は全て記録されている。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 市の許可なく提供することを禁止することを契約書に明記している。 ② 委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 運用・保守業務委託に関しては、仕様書にて履行場所を久留米市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ② 委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 委託契約の廃棄条項に基づき、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去することを義務付けている。 ② 委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データの秘密保持・適正な管理に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・目的外利用及び外部提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・従事者に対する監督に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・業務の実施状況・保管状況等の実地調査に関する事項 ・その他データの保管に関し必要な事項 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①庁内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、全てシステムにより連携が自動化されているため不正な操作を行うことはできず、連携の結果についてはログやデータタイムスタンプにて記録されている。 ②連携ファイルを記録媒体にて渡している移転については、連携ファイルの作成、記録媒体への保存などの端末操作は全て記録されており、かつ作業報告書を残している。また、記録媒体の受け渡しについても収受を確認できる記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき厳格な運用を行う。提供・移転先からの申請に対し、提供・移転元である市民文化部市民税課がその法的根拠等を確認し、承認したもののみ提供・移転をする。	
その他の措置の内容	ユーザーIDとパスワードにより操作できる職員を限定するとともに、記録を十分に監視し、認証された業務外の利用や複製の持出しをしないよう年に1回以上取扱いに関する研修を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①庁内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、連携先が登録されているシステム以外とはできない仕組みとなっている。 ②連携ファイルを作成できる者をシステム上の権限により制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①庁内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、連携先を固定している。 ②連携ファイルを記録した記録媒体の受け渡しにおいては、相手方を確認し、また、確認した記録を残している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><久留米市における措置> ①電子計算機は電子錠により入室管理がされている情報システム室に設置している。 ②情報システム室は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ③電源の供給が断られた場合においても、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 ④端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><久留米市における措置> ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ②外部ネットワークとの接続にはファイアウォールを設置し、不必要な通信を行わないようにしている。 ③OSには随時パッチの適用を行っている。 ④端末には情報を一切保存しない仕組みを取っている。 ⑤端末起動時にBIOSパスワードを入力しないと起動しない仕組みを取っている。 ⑥国税連携システムの接続先は、外部とのネットワークであるが、国等との専用回線であるため、住民等外部からの接続はできない。 ⑦eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、地方税共同機構の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
	—	—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税においては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収または還付を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	①保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、データの消去を行い、処理結果については職員が確認している。 ②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<p><久留米市における措置> 自己点検項目のリストを作成し、年1回、当該リストに基づき職員が自己点検項目の遵守状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<p><久留米市における措置> 特定個人情報保護制度の所管課である総務部法制室と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、2年に1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<p><久留米市における措置> ①関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民文化部総務 (住所)〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (電話番号)0942-30-9814
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
特記事項	手続きについては、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久留米市条例第1号)による。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、開示の方法として「写しの交付」を選択した場合等には、写しの作成及び送付に要する費用が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税賦課に関する事務
公表場所	久留米市ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民文化部市民税課 (住所)〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (電話番号)0942-30-9008
②対応方法	問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて庁内横断的な連絡を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年1月22日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	久留米市パブリック・コメント制度実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。実施に際しては、市広報紙にて意見公募について記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	平成27年2月2日から平成27年3月3日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54 57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54 57,58,59,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22条の2,23,24,25,26条の3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43条の3,43条の4,44,44条の2,45,47,49,49条の2,50,51,53,54,55,58,59,59条の2,59条の3 (情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第7号別表2における情報提供のために、特定個人情報情報の副本を中間サーバにて保有する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第8号別表2における情報提供のために、特定個人情報情報の副本を中間サーバにて保有する。	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(個人住民税システム) ③他のシステムとの接続	○その他(国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、医療費助成システム、心身障害者台帳システム、障害者総合支援システム、介護保険システム、生活保護システム、保育料システム、児童手当システム、特別児童扶養手当システム、児童扶養手当システム)	○その他(国民健康保険システム)	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3(番号連携システム) ③他のシステムとの接続	○その他(中間サーバー、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、心身障害者台帳システム、障害者総合支援システム、介護保険システム、生活保護システム、健康管理システム、保育料システム、児童手当システム、特別児童扶養手当システム、児童扶養手当システム、母子父子寡婦福祉資金貸付システム、住宅管理システム)	○その他(中間サーバー、各業務システム)	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4(国税連携システム) ②システムとの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(eLTAXシステム) ②システムとの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6(課税現票管理システム) ③他のシステムとの接続	○宛名システム等	○宛名システム等、○税務システム	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7(行政基本システム) ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム、○既存住民基本台帳システム、○宛名システム等、○税務システム、○その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、国民年金システム、介護滞納管理システム、保育滞納管理システム、児童手当システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム、学籍・就学事務システム)	○庁内連携システム、○宛名システム等、○税務システム、○その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム)	事後	

(令和7年12月までの分)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月17日	I. 基本情報 7. 評価実施に機関における担当部署 ②所属長	伊豫洋明	市民税課長	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 別添1 事務の内容	基幹系業務システム(アクロシティ)の体系図	共通基盤を介した個別基盤系業務システムの体系図	事後	システム変更による
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	1月1日現在で、久留米市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	納税義務者及び課税調査対象者等	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○情報提供ネットワークシステム、○ その他(住民基本台帳ネットワークシステム、庁内基幹系ネットワークシステム)	○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○庁内連携システム、○情報提供ネットワークシステム、○ その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	申告等情報データ入力業務	課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャン・照会等の内部業務委託	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	個人住民税システムへの給与支払報告書、年金支払報告書および市県民税申告書の入力事務	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)の整理・点検・問合せ、スキャニング処理、データ入力、資料回送、返戻調査等を行う。	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(個人市・県民税の特別徴収義務者) ⑦時期・頻度	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	当初課税(5月)及び税額変更発生時(随時)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	番号利用法第19条第7号別表第2に定める情報提供者(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報提供者(別紙1)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号別表第2	番号利用法第19条第8号別表第2	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務(別紙1)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	別紙2のとおり(番号法第9条第1項別表第1に定める事務を行う部署)	番号法第9条第1項別表第1に定める情報照会者(別紙2)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例(条例第42号久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	条例を特定
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例(条例第42号久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	条例を特定
令和4年1月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	事後	
令和4年1月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	情報システムの調達において、久留米市情報セキュリティ規則に基づき、委託先の事業者の選定にあたっては、当該事業者が委託内容に応じた情報セキュリティ対策を講じていることを確認する。	・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していることもしくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 ・契約書にも個人情報取扱特記事項を明記し、情報保護管理体制を義務付けている。 ・契約書中に、必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する旨の記載を行う。	事後	
令和4年1月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定:規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。—以下契約書内の文言を羅列—	・データの秘密保持・適正な管理に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・目的外利用および外部提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・従事者に対する監督に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・業務の実施状況・保管状況等の実地調査に関する事項 ・その他データの保管に関し必要な事項 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	事後	
令和4年1月17日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う ②委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける	①関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対しては、個人情報保護に関する研修を行う ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。	事後	
	表紙 評価署名	個人住民税賦課事務 全項目評価書	個人住民税賦課事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【概要】 地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」と称す。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第8号別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバにて保有する。 【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行	【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に、個人住民税及び森林環境税(以下「個人住民税」という。)を計算し賦課決定する。 【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム1-②システムの機能	1. 当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初異動処理 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初データを作成する。 3. 当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特徴義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。 4. 更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する。 5. 照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行う。 6. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 7. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 8. 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する。(国保、児手、医療等で必要な情報を一元管理する。) 9. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースを更新する。 10. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。	1. 当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初課税処理 課税支援システムから連携された合算データをもとに個人住民税課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。 3. 更正処理 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、更正決定決議書・更正決定通知書等を出力する。 4. 照会処理 各種データの照会を行う。 5. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 6. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 7. 他市町村個人課税データ管理 他自治体で住登外課税される者の課税自治体等のデータを管理する(国民健康保険、児童手当、医療等で必要な情報を一元管理する。) 8. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースを更新する。 9. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2		新規追加	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3~8	システム-システム2~7	システム2追加による番号ずれ修正、システムの記入順変更及び文言の軽微な修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一16の項 ・地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 内閣府・総務省令 ・地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.26.27.28.29.31.34.35.37.38.39.40.42.48.54 57.58.59.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114. 115.116.119の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1.2.3.4.6.7.8.10.12.13.19.20.21.22.22条の2.23.24.25.26条の3.28.31.34.35.36.37.38.39.40.43.43条の3.43条の4.44.44条の2.45.47.49.49条の2.50.51.53.54.55.58.59.59条の2.59条の3 (情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-主な記録項目→業務関係情報	国税関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報	国税関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護、社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-その妥当性	◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 本人への通知等の送付先として必要のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録	◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 対象者の賦課期日の居住地の把握、税額通知等の送付先として必要のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 社会保険料控除算出のために記録 ・障害者福祉関係情報 : 非課税判定、障害者控除算出のために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-全ての記録項目		税制改正等に伴う追加記録項目	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(市民課、生活支援第1課・第2課)	評価実施機関内の他部署(市民課、生活支援第1課・第2課、健康保険課、障害者福祉課、介護保険課)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【当初賦課決定まで】 ①住基情報：賦課期日時点の情報を入手(遡及分含む)。送付先情報は毎日入手。 ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。 ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報：12月まで毎日更新。 ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。	【当初賦課決定まで】 ①住基情報：毎日入手。 ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。 ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。 ⑥国保料等社会保険料情報：1月に1度だけ入手。 ⑦障害者控除該当者情報：申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報：12月まで毎日更新。 ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。 ⑤障害者控除該当者情報：申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については番号法の別表第二の27の項に規定されている。	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に規定されている。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	①既存住基システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②情報元から提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不適合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。 ⑤住民から課税・所得証明の要請があった場合に証明書を発行。	①既存住民基本台帳システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不適合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	3件	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、委託事項2	委託事項1、委託事項2	委託事項1に集約	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。	久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)第5条に基づく開示請求にて確認できる。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	委託事項3	委託事項1・2集約による番号ずれ修正、委託業務の拡大等に伴う整理	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	委託事項4	委託事項1・2集約による番号ずれ修正、提供方法整理、その他文言の整理	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 3件 移転を行っている 2件	提供を行っている 74件 移転を行っている 25件	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先1～3	提供先1～74 法改正・記載方法の変更によるもの	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	移転先1～2	移転先1～25 記載方法の変更によるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<個人住民税システム・国税連携システム・eL TAXシステムにおける措置> ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後市民税課にて久留米市設置の焼却施設にて焼却する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	<個人住民税システム・国税連携システム・eL TAXシステムにおける措置> ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊又は、専用ソフトを利用して消去を行う。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)入手の際の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	番号法第9条第1項別表第1	番号法別表	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	①保守運用委託やオペレーション業務	①運用・保守業務委託	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	久留米市個人情報保護条例第9条の2(特定個人情報の利用の制限)及び番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。 提供・移転先から「データ利用申請書」を提出させ、提供・移転元である市民文化部市民税課がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ提供・移転を許可する。	番号法及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき厳格な運用を行う。 提供・移転先からの申請に対し、提供・移転元である市民文化部市民税課がその法的根拠等を確認し、承認したもののみ提供・移転をする。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順-手順の内容	②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課において久留米市の設置する焼却施設にて直接焼却処分を行う。	②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。	事後	
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<久留米市における措置> 個人情報保護制度の所管課である総務部総務課と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、年1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。	<久留米市における措置> 特定個人情報保護制度の所管課である総務部法制室と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、2年に1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。	事後	

(令和7年12月までの分)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法-特記事項	手続きについては、久留米市個人情報保護条例による。	手続きについては、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久留米市条例第1号)による。	事後	
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②個人情報ファイル簿の公表-公表場所	市役所本庁舎地下1階行政資料コーナー	久留米市ホームページ	事後	

別紙1

提供先21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項	
②提供先における用途	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先22	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先23	国家公務員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の66の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先24	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	
②提供先における用途	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先25	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項	
②提供先における用途	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先26	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項	
②提供先における用途	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先27	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の76の項	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先28	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項	
②提供先における用途	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先29	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先31	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項	
②提供先における用途	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先32	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先33	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先34	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の89の項	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先35	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の90の項	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small>< 選択肢 ></small> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先37	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small>< 選択肢 ></small> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先38	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項	
②提供先における用途	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small>< 選択肢 ></small> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の98の項	
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先40	市町村長（児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	
②提供先における用途	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先41	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108の項	
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先42	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の124の項	
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先44	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先45	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の129の項	
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項	
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先47	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項	
②提供先における用途	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先48	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先49	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項	
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先50	独立行政法人農業者年金基金	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の140の項	
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	

⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先51	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先52	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142の項	
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先53	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先54	総務大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の147の項	
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成18年法律第1号）又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項	
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先56	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の152の項	
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先57	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	
②提供先における用途	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先58	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項	
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先59	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。））	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項	
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先61	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161の項	
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先62	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知）第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の163の項	
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	

(令和7年12月までの分)

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙
	<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先63	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の164の項	
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙
	<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先64	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の165の項	
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙
	<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先65	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の166の項	
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>]専用線
	[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>]紙
	[<input type="checkbox"/>]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先66	文部科学大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の167の項	
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>]専用線
	[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>]紙
	[<input type="checkbox"/>]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の168の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>]情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>]専用線
	[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>]紙
	[<input type="checkbox"/>]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の169の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の170の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先70	文科科学大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の171の項	
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の172の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先72	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の173の項	
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先73	本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者（特別徴収義務者）	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	住民税の税額等の確認又は給与所得若しくは年金所得に係る住民税の特別徴収事務	
③提供する情報	住民税に係る各種所得・所得控除・税額等情報又は給与所得若しくは年金所得に係る特別徴収税額等	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち税額等通知対象者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他	
⑦時期・頻度	住民税の賦課決定等の税額通知が必要な処理が発生した都度	

提供先74	国税庁長官又は都道府県知事若しくは市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第72条の58、第317条、第325条又は第739条の5第7項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は国税（国税通則法（昭和37年法律第66号））第2条第1号に規定する国税をいう。）に関する法律の規定による事務	
③提供する情報	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第72条の58、第317条、第325条又は第739条の5第7項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は国税に関する法律の規定による情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

別紙2

移転先21	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の30の項	
②移転先における用途	久留米市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年久留米市条例第42号）による子ども医療費の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/> 専用線
	[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>]紙
	[<input type="checkbox"/>]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先22	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の31の項	
②移転先における用途	久留米市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年久留米市条例第43号）による重度障害者医療費の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/> 専用線
	[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>]紙
	[<input type="checkbox"/>]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先23	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の32の項	
②移転先における用途	久留米市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年久留米市条例第18号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/> 専用線
	[<input type="checkbox"/>]電子メール	[<input type="checkbox"/>]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/>]フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>]紙
	[<input type="checkbox"/>]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先24	子ども未来部家庭子ども相談課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の12の項	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/> 専用線
	[<input type="checkbox"/> 電子メール	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/> 紙
	[<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先25	総務部人事厚生課	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/> 専用線
	[<input type="checkbox"/> 電子メール	[<input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/> 紙
	[<input type="checkbox"/> その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

特定個人情報保護評価の概要

平成30年5月

(令和6年5月最終改訂)

個人情報保護委員会事務局



目次

1. 特定個人情報保護評価の意義	1
2. 特定個人情報保護評価の実施主体	2
3. 特定個人情報保護評価の対象	3
4. 特定個人情報保護評価の実施手続	8
特定個人情報保護評価計画管理書	9
基礎項目評価	10
重点項目評価	11
全項目評価	12
5. 特定個人情報保護評価の実施時期	14
6. 特定個人情報に関する重大事故	18
7. 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	21

1. 特定個人情報保護評価の意義

特定個人情報保護評価の基本理念

- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- 国民・住民の信頼の確保

特定個人情報保護評価の内容

- 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

根拠法令等

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条・第28条
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- 特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）

2. 特定個人情報保護評価の実施主体

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者（行政機関の長等）のうち特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられる。

- 行政機関の長
- 地方公共団体の長その他の機関
- 独立行政法人等
- 地方独立行政法人
- 地方公共団体情報システム機構
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

特定個人情報ファイルの「保有」とは

- 特定個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有する、事実上支配している状態のこと。
- 番号法別表（第9条関係）の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）、同条第2項の規定に基づき地方公共団体が条例で定める事務、同条第3項から第6項までに規定する事務、住民基本台帳法に基づく住民票に関する事務の処理に関して特定個人情報を保有する場合などがある。

実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合には、実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者が取りまとめる。
- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、適切に実施されるよう協力する。

3. 特定個人情報保護評価の対象

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表に掲げる事務ごとに実施。
- 評価実施機関の判断で法令上の事務を分割又は統合した事務の単位で実施することも可。

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。
 - ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - イ 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務
 - ウ 対象人数が1,000人未満の事務
 - エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合等が保有する被保険者等の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - オ 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - カ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
 - キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

特定個人情報ファイルとは

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。
- 特定個人情報ファイルの単位は、その使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。

(1) 「個人情報ファイル・個人情報データベース等」とは

個人情報ファイル・個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合体であって、

- ア 個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの
- イ 電子計算機用ファイルと手作業処理用ファイル双方を含む。

※ なお、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

(2) 「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」とは

- 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。(特定個人情報保護評価指針の解説(以下「指針の解説」という。)第4の3解説本文)



テーブル

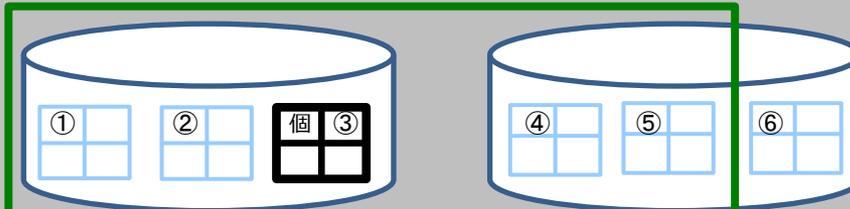


データベース

注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

個人番号にアクセスできる者が個人番号と紐付けてアクセスできる範囲が実線の範囲
⇒ **実線の範囲が特定個人情報ファイル**

システム



個人番号	業務情報③
業務情報①	業務情報④
業務情報②	業務情報⑤

- アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。



テーブル



データベース

注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

- 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合は、特定個人情報ファイルに該当する。



テーブル

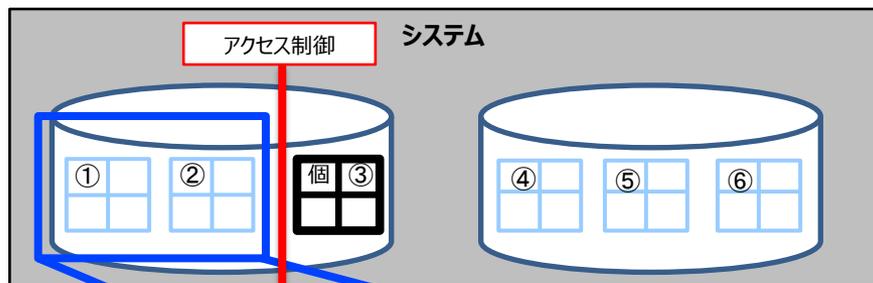


データベース

注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

実線のテーブルにアクセスできる者は、アクセス制御により個人番号にアクセスできない

⇒ 実線の範囲は特定個人情報ファイルではない

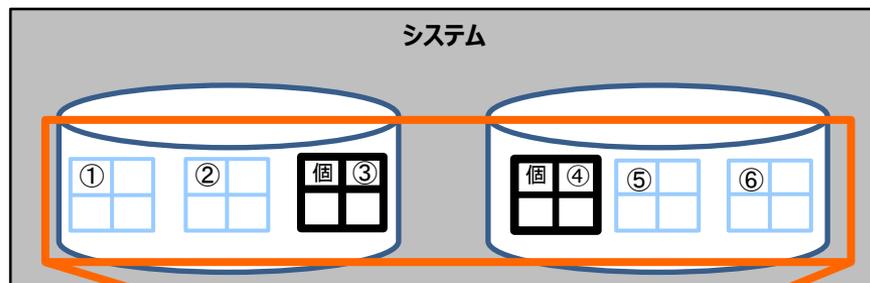


業務情報①

業務情報②

個人番号が画面上表示されないが、システム内部で個人番号が検索キーとして利用され、個人番号により紐付けてアクセスできる

⇒ 実線の範囲は特定個人情報ファイル



業務情報①

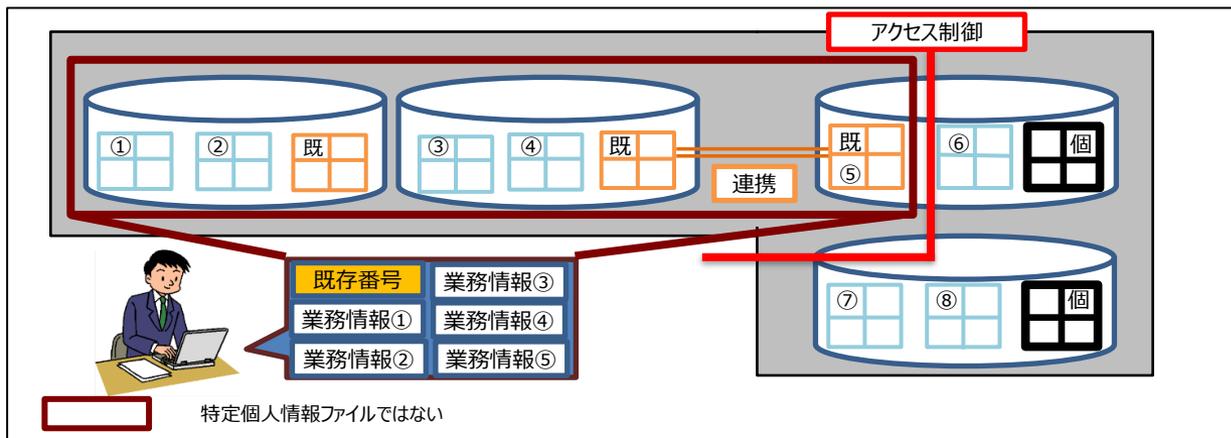
業務情報②

業務情報⑤

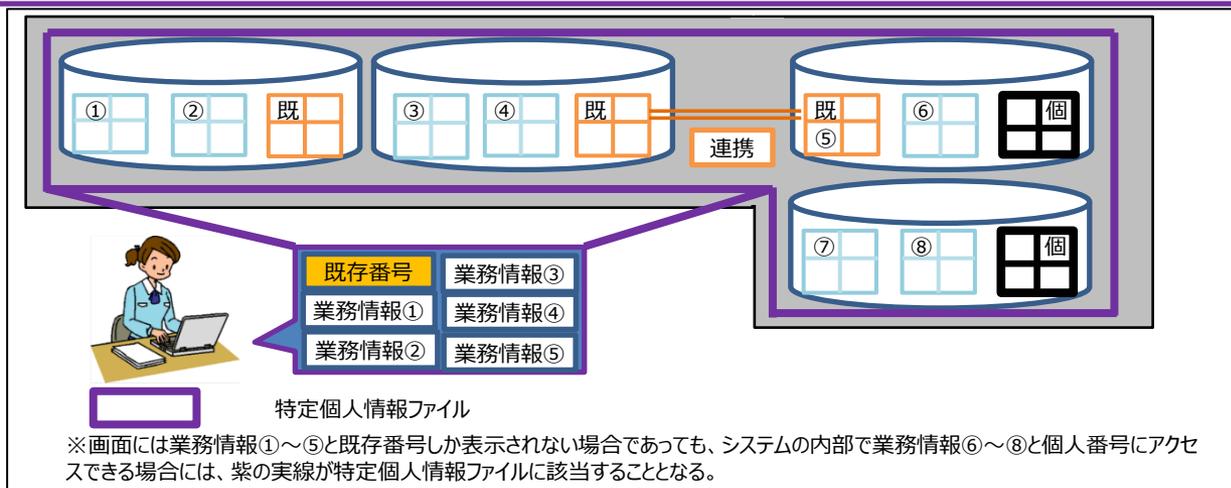
業務情報⑥

(3) 既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

- 既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しない。



- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。



4. 特定個人情報保護評価の実施手続

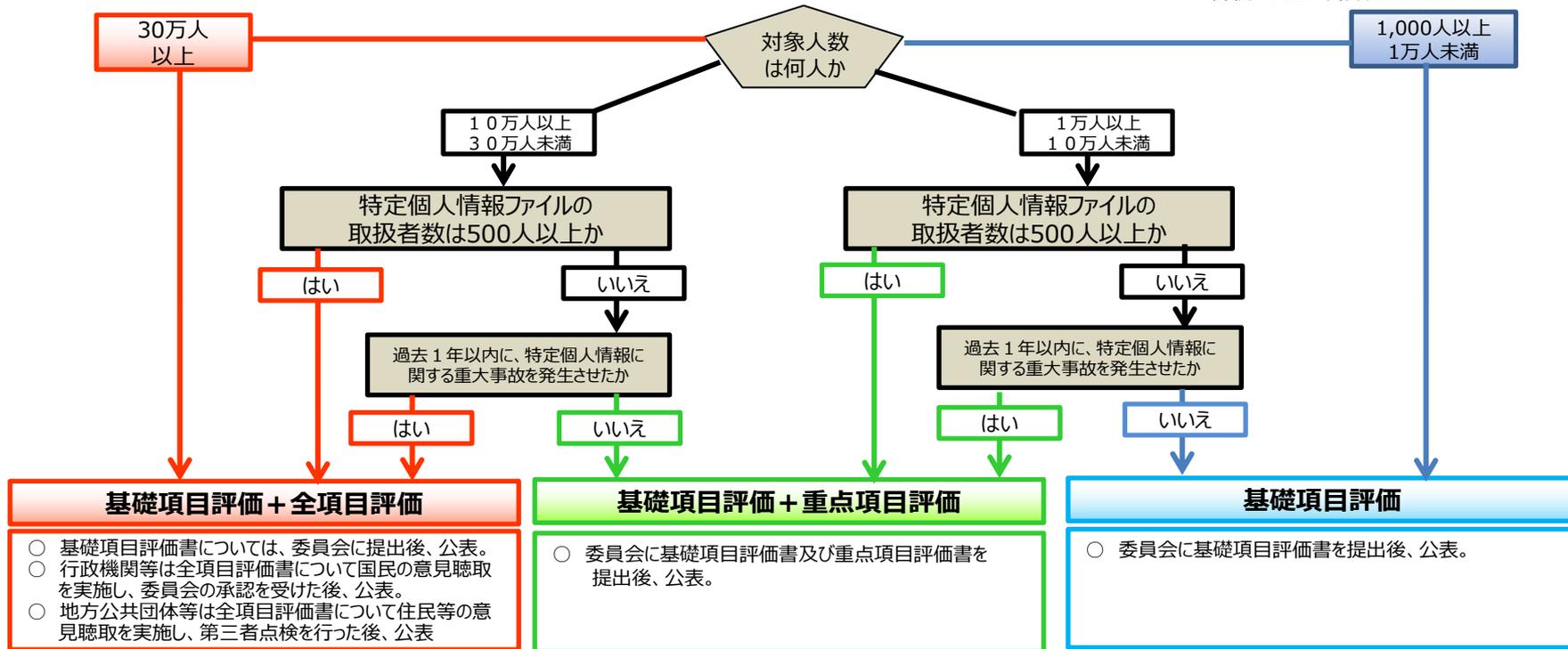
特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する。
- 特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）へ提出する際に、併せて提出する。特定個人情報保護評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施

しきい値判断

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、特定個人情報保護評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

特定個人情報保護評価計画管理書

記載事項

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号

法令上の根拠

事務の名称

システムの名称

情報連携

基礎項目評価

前回実施日

次回実施予定日

しきい値判断

重点項目／全項目評価

前回実施日

次回実施予定日

備考

担当部署

(別添 1) システム概要図

(別添 2) 各システムの個人番号へのアクセス

目的

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務とシステムの全体像を把握し、特定個人情報保護評価を実施する事務の単位を適切に判断
- 特定個人情報保護評価の適切な計画及び管理

手続

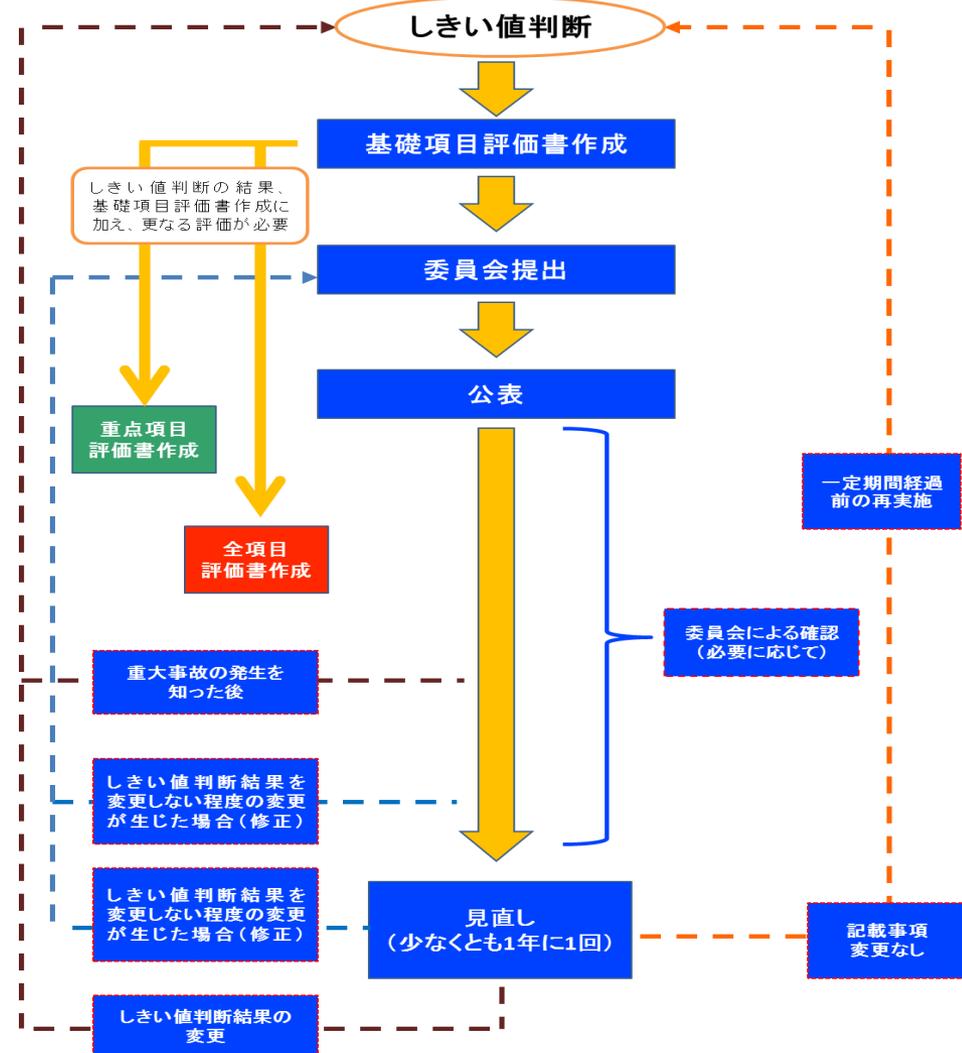
- 作成は「評価実施機関単位」
- 最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成し、特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に併せて提出
- 特定個人情報保護評価書を提出するたび、更新して委員会へ提出
- 非公表

基礎項目評価

記載事項

- I 関連情報
- II しきい値判断項目
 1. 対象人数
評価対象の事務の対象人数は何人が
 2. 取扱者数
特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
 3. 重大事故
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- III しきい値判断結果
- IV リスク対策
 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用
 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 7. 特定個人情報の保管・消去
 8. 監査
 9. 従業者に対する教育・啓発

基礎項目評価実施フロー

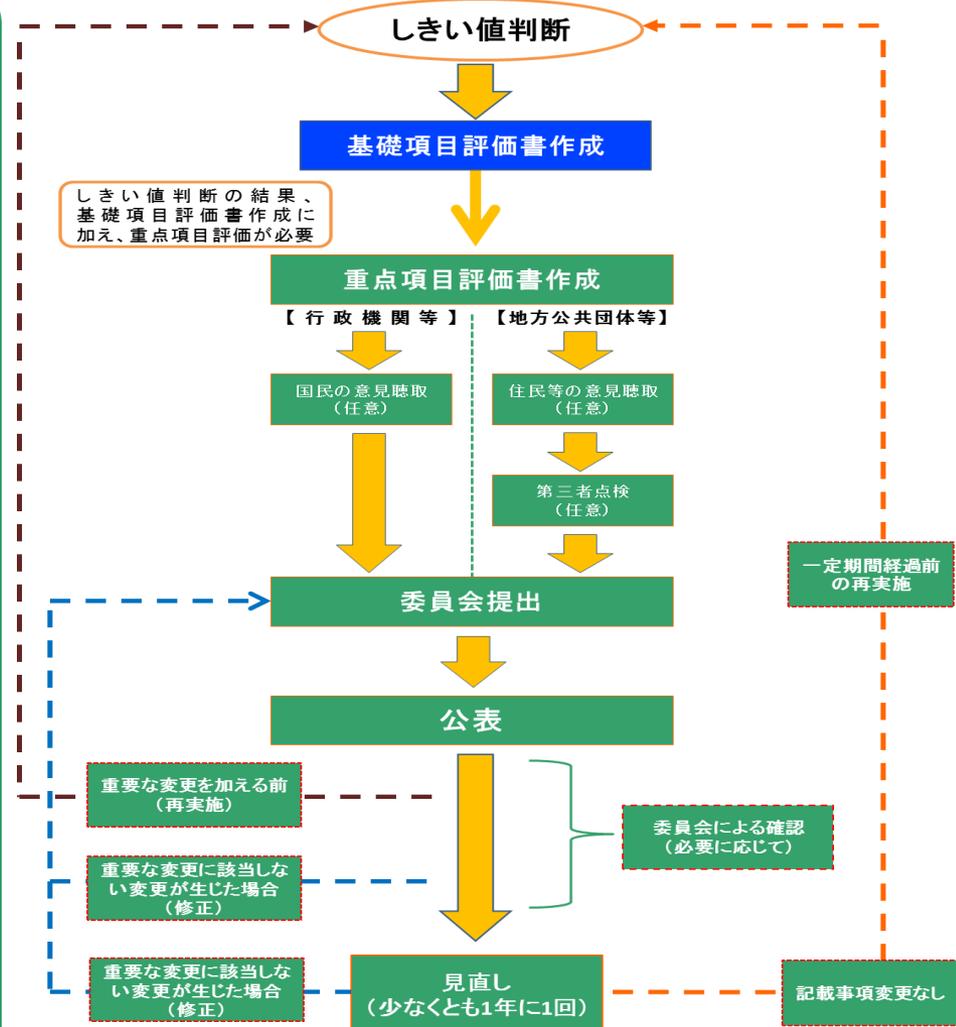


重点項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III リスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
 - 8. 監査
 - 9. 従業者に対する教育・啓発
 - 10. その他のリスク対策
- IV 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続

重点項目評価実施フロー

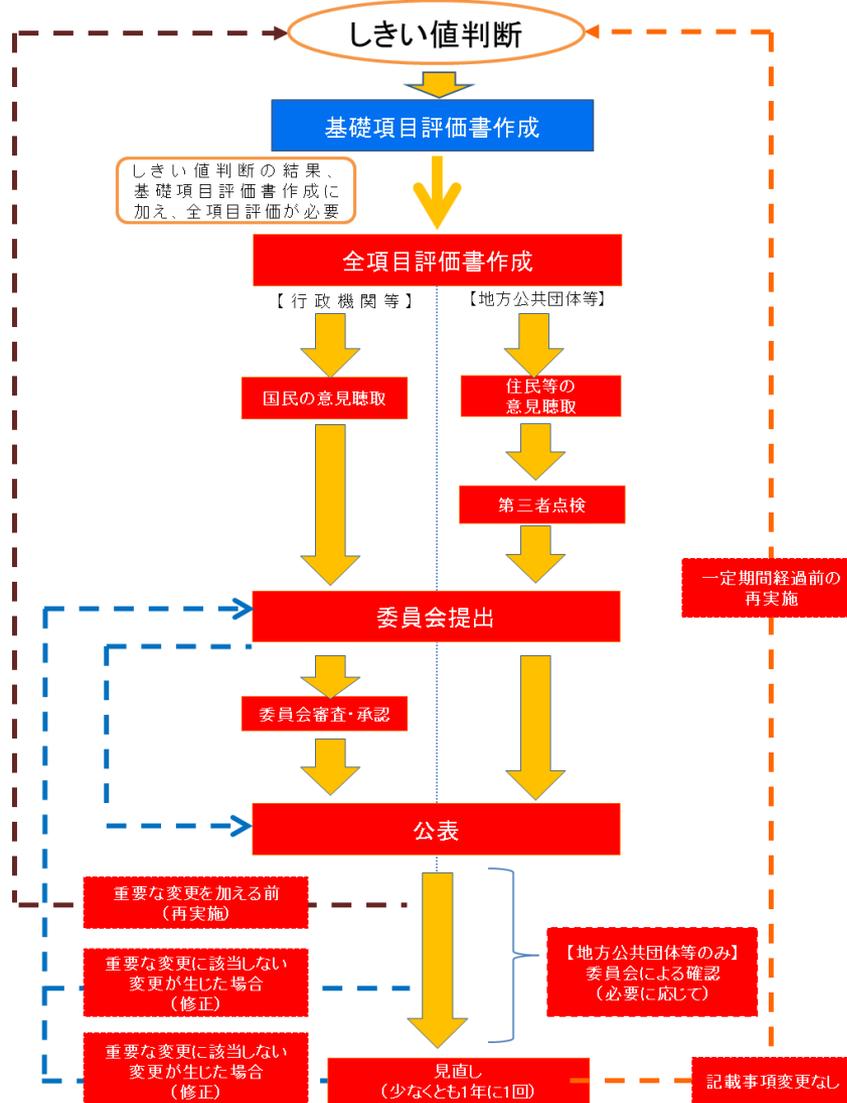


全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報ファイル名
 - 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）
 - 3. 特定個人情報の使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）
 - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
 - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

全項目評価実施フロー



第三者点検

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がある。
- 個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則。 審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性（個人情報の保護や情報システム）を有する外部の第三者によることも可。
- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。
- 委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

指針（第10 1（2））

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

（2）審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・ しきい値判断に誤りはないか。
- ・ 適切な実施主体が実施しているか。
- ・ 公表しない部分は適切な範囲か。
- ・ 適切な時期に実施しているか。
- ・ 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・ 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等

5. 特定個人情報保護評価の実施時期

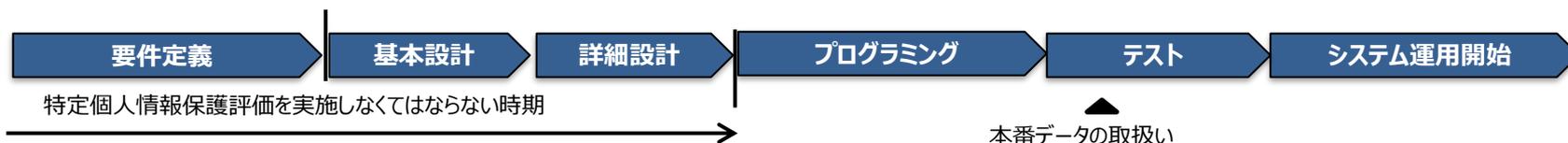
1. 新規保有時

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。（実施とは特定個人情報保護評価書の**公表**までを指す。）

※ 災害発生時の対応等の場合は、保有後可及的速やかに実施。

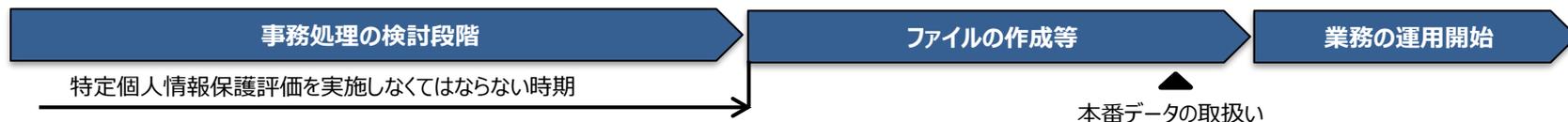
(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

・遅くともプログラミングの開始前の適切な時期に、特定個人情報保護評価を実施する。



(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

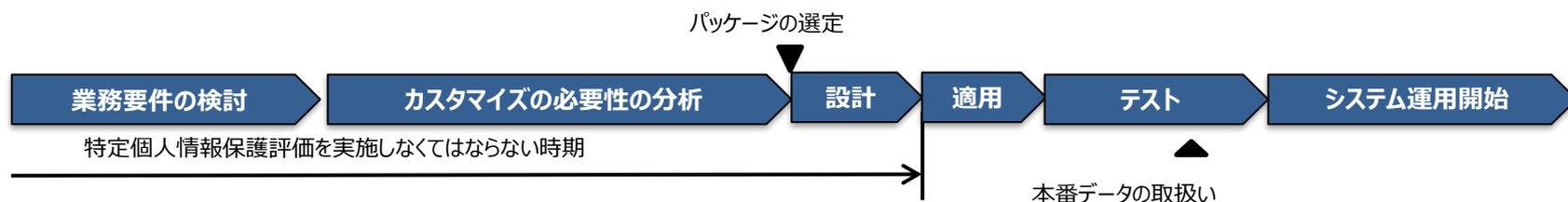
・システム用ファイル以外の電子ファイルについては、事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施する。



(3) パッケージシステムを適用する場合の実施時期

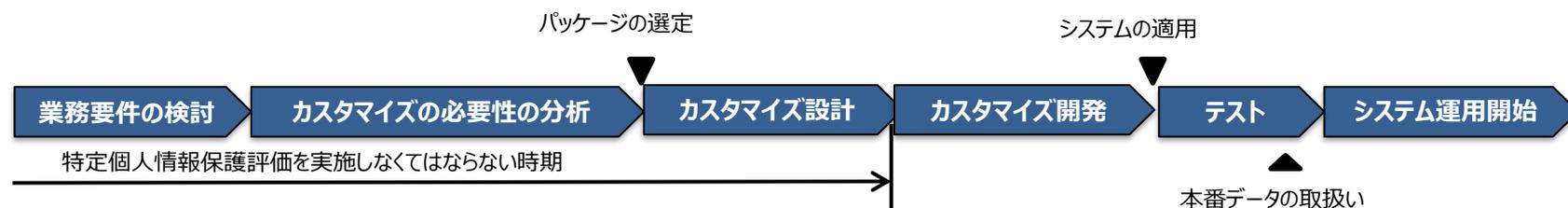
ア ノンカスタマイズの場合

- ・システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



イ カスタマイズの場合

- ・カスタマイズ開発を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



2. 新規保有時以外

○ 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは次の（１）～（３）の場合。

（１）特定個人情報ファイルに**重要な変更**（※）を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。

（２）**しきい値判断の結果が変わり**、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。

（３）直近の特定個人情報保護評価書を公表してから**5年を経過する前に**、特定個人情報保護評価を**再実施するよう努める**。

※ 重要な変更とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうち、指針の別表に定めるものについての変更をいう。様式中に※が付されている項目の変更は、重要な変更に該当。

3. 実施時期の特例（緊急時の事後評価）

- 特定個人情報ファイルを保有等しようとする場合、特定個人情報ファイルを保有する前（又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前）に実施すること **（事前評価）が原則**。
- ただし、災害その他やむを得ない事由（※）により、緊急に特定個人情報ファイルを保有等する必要がある場合には、規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）に基づき、特定個人情報ファイルの保有等の後速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとされている。この場合、特定個人情報保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、**可及的速やかに**特定個人情報保護評価を実施する必要がある。

※ 「業務が多忙なため」、「人手不足のため」等の理由は、「災害その他やむを得ない事由」には該当しない。

【緊急時の事後評価の適用対象とならない事務】

- ・ **既に個人番号利用事務等として定着している事務**については、過去に特定個人情報保護評価を実施した実績があるものであり、「特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である」とはいえないことから、一定の緊急性がある場合であっても、原則どおり事前評価を行うこととされている。
- ・ 具体的には、例えば、特定公的給付の支給事務のうち、本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施している場合（例：子育て世帯への給付金、低所得世帯への給付金、出産・子育て応援給付金など、）は、事前評価を行う必要がある。
- ・ ただし、既に個人番号利用事務等として定着している事務であっても、著しい緊急性が認められる場合や、事前評価を行うことが著しく困難である場合（例：全項目評価の再実施が義務付けられており、特定個人情報ファイルの保有等の前に、国民・住民等への意見聴取や委員会による審査・第三者点検などの期間を確保することができない等）には、緊急時の事後評価の適用対象となり得る。

6. 特定個人情報に関する重大事故

1. 定義

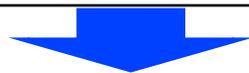
- 基本的には、「特定個人情報に関する漏えい等報告（※1）の報告対象事態（※2）」が「特定個人情報に関する重大事故」に該当する。ただし、次の3点について留意が必要。
 - ① 漏えい等報告が行われた事案のうち、規則該当性が認められた事案（特定個人情報の漏えい等報告規則第2条各号のいずれかに該当するもの）が対象であるため、**単に漏えい等報告を行った事案の全てが重大事故の対象になるわけではない。**
 - ② 「特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態」に該当するものであっても、**配送事故等のうち評価実施機関の責めに帰さない事由による事態**については、「特定個人情報に関する重大事故」に該当しない。
 - ③ 「特定個人情報の重大事故」の定義において、漏えい等が発生した本人の数には、**当該評価実施機関の従業者の数を含まない。**

※1 番号法第29条の4の規定により、特定個人情報の安全の確保に係る事態であって「個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」（具体的には※2の報告対象事態）が生じたときに、個人情報保護委員会に報告すること及び本人へ通知することが、法令上の義務となっている。

※2 「特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条各号のいずれかに該当する事態をいう（詳細は次ページを参照。）。

【参考】特定個人情報に関する重大事故

＜特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態＞ <small>※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく 特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第2条各号のいずれかに該当する事態。</small>				
	第1号 情報提供NWS等	第2号 不正の目的	第3号 不特定多数の者に閲覧	第4号 百人超
人数 ※1	1人以上			101人以上
対象事態 ※2	漏えい・滅失・毀損 発生したおそれがある 事態を含む	漏えい・滅失・毀損 不正利用・提供 発生したおそれがある 事態を含む	不特定多数の者に閲覧 閲覧されるおそれがある 事態を含む	漏えい・滅失・毀損 番号法の規定に反する利 用・提供 発生したおそれがある 事態を含む
情報	特定個人情報（高度な暗号化等の措置を講じたものを除く。）			



＜特定個人情報に関する重大事故＞

特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態のうち、次の2点については、「特定個人情報に関する重大事故」に適用しないこととしている。

- ※1. 漏えい等が発生した特定個人情報に係る本人の数について、「重大事故」が「特に国民の懸念が強いものを捕捉するべく規定されている」ことに鑑み、「当該評価実施機関の従業者数」を除いている。
- ※2. 「配送事故等のうち評価実施機関等の責めに帰さない事由によるもの」については、（ワンランク上の評価書種別で再実施を行うとしても、）リスク対策等を見直すことは難しいことから、定義から除いている。

2. 特定個人情報に関する重大事故の発生

- 過去1年間の特定個人情報に関する重大事故の発生の有無は、しきい値判断項目の1つであり、過去1年間に特定個人情報に関する重大事故が発生した場合、次の対応が義務付けられる。
 - ・ 基礎項目評価（対象人数が1万人未満の場合を除く。）又は重点項目評価（対象人数10万人未満の場合を除く。）の実施が義務付けられている事務について、それぞれ新たに重点項目評価又は全項目評価の実施が義務付けられる（しきい値判断のランクアップ）。
 - ・ 重大事故が発生した場合、その事故を起こした事務や部署だけではなく、評価実施機関全体に対する国民・住民の信頼に関わると考えられることに加え、事故が発生した要因の分析及び再発防止策については、評価実施機関全体で取り組む必要があるため、当該評価実施機関において公表する全ての評価書がしきい値判断のランクアップ対象となる。

7. 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置
 - ・ 特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがあることから、情報連携を行うことを禁止している。（番号法第28条第6項、第21条第2項）
 - ・ 委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。
- 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置
 - ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの実態が特定個人情報保護評価書の記載に反していた際は、委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。

特定個人情報保護評価指針

令和6年5月27日

個人情報保護委員会

目次

第1 特定個人情報保護評価の意義	1
1 特定個人情報保護評価の基本理念	1
2 特定個人情報保護評価の目的	1
(1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止	1
(2) 国民・住民の信頼の確保	2
3 特定個人情報保護評価の内容	2
4 特定個人情報保護評価の実施体制	3
第2 定義	3
第3 特定個人情報保護評価の実施主体	4
1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者	4
2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価	5
第4 特定個人情報保護評価の対象	5
1 基本的な考え方	5
2 特定個人情報保護評価の単位	5
3 特定個人情報ファイル	5
4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務	6
(1) 実施が義務付けられない事務	6
(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用	6
第5 特定個人情報保護評価の実施手続	7
1 特定個人情報保護評価計画管理書	7
(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成	7
(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出	7
2 しきい値判断	7
3 特定個人情報保護評価書	8
(1) 基礎項目評価書	8
(2) 重点項目評価書	9
(3) 全項目評価書	9
(4) 特定個人情報保護評価書の公表	10
4 特定個人情報保護評価書の見直し	10
5 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知	11
第6 特定個人情報保護評価の実施時期	11
1 新規保有時	11
(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期	11
(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期	11

2	新規保有時以外	11
	(1) 基本的な考え方	11
	(2) 重要な変更	11
	(3) しきい値判断の結果の変更	12
	(4) 一定期間経過	12
3	規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について	13
	(1) 新規保有時	13
	(2) 重要な変更	13
第7	特定個人情報保護評価書の修正	13
	1 基礎項目評価書	13
	2 重点項目評価書・全項目評価書	14
第8	個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知	14
第9	特定個人情報保護評価の評価項目	14
	1 基本的な考え方	15
	2 評価項目	15
	(1) 基礎項目評価書	15
	(2) 重点項目評価書	16
	(3) 全項目評価書	16
第10	委員会の関与	17
	1 特定個人情報保護評価書の承認	18
	(1) 承認対象	18
	(2) 審査の観点	18
	2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認	19
第11	特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施	19
第12	特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	19
	1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置	19
	2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに 対する措置	19
別表		20

様式1 特定個人情報保護評価計画管理書

様式2 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

様式3 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

様式4 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

この指針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項の規定に基づく指針であって、行政機関の長等が、番号法第 28 条の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めるものである。

第 1 特定個人情報保護評価の意義

1 特定個人情報保護評価の基本理念

番号法によって導入される社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等の個人情報保護法令が整備されているが、これに加え、番号制度においては、このような懸念に対して、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用するなどシステム上の安全措置を講ずることとしている。

特定個人情報保護評価は、このような番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の 1 つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。特定個人情報保護評価の実施により、評価実施機関が個人情報保護法令の趣旨を踏まえ、より主体的な措置を講ずることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護につながることを期待される。

2 特定個人情報保護評価の目的

特定個人情報保護評価は、次に掲げることを目的として実施するものである。

（1）事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止

情報の漏えい、滅失、毀損や不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難であるなど、その回復は容易でない。したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの

取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが必要である。特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、これにより個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することを目的とするものである。

事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

(2) 国民・住民の信頼の確保

番号制度の導入に対して示されてきた個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念を払拭する観点からは、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することを目的とするものである。

3 特定個人情報保護評価の内容

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。）において自ら宣言するものである。

特定個人情報保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために必要最小限の措置を講じているか否かについてのチェックにとどまらず、評価実施機関が自らの取組について積極的、体系的に検討し、評価することが期待される。

また、評価実施機関には、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施することが期待される。

4 特定個人情報保護評価の実施体制

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが望ましい。例えば、①複数の特定個人情報保護評価書を作成する評価実施機関において、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署を設置すること、②個人情報の取扱いに関して、部署横断的・専門的な立場から各部署・従業員の指導等を行う個人情報の取扱いに関する責任者を設置すること等が考えられる。

第2 定義

この指針において使用する用語は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 1 評価実施機関 番号法第28条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者）をいう。
- 2 行政機関等 評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者（規則第2条第3号に規定する地方公共団体等（以下単に「地方公共団体等」という。）を除く。）をいう。
- 3 特定個人情報保護評価計画管理書 規則第3条に規定する、評価実施機関が保有する特定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価の計画、実施状況等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。
- 4 全項目評価書 番号法第28条第1項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（行政機関等においては番号法第28条第4項及び規則第8条の規定、地方公共団体等においては規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となるもの）をいう。
- 5 情報連携 行政機関の長等間の情報提供ネットワークシステムを使用する利用特定個人情報の提供の求め又は提供をいう。
- 6 特定個人情報に関する重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う特定個人情報に関する事態であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの（配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。）をいう。

（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関

する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの各号に掲げる事態（当該事態における当該特定個人情報に係る本人が当該評価実施機関の従業者であるものを除く。）のいずれかに該当するもの

（2）同条第 4 号に掲げる事態のうち、当該特定個人情報に係る本人（当該評価実施機関の従業者を除く。）の数が 100 人を超えるもの

7 個人情報に関する重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報に関する事態であって、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するもの（配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。）又は特定個人情報に関する重大事故に該当するものをいう。

（1）個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）第 7 条第 1 号から第 3 号までの各号又は第 43 条第 1 号から第 3 号までの各号若しくは第 5 号に掲げる事態（当該事態における当該個人情報に係る本人が当該評価実施機関の従業者であるものを除く。）のいずれかに該当するもの

（2）同規則第 7 条第 4 号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係る本人（当該評価実施機関の従業者を除く。下記（3）において同じ。）の数が 1,000 人を超えるもの

（3）同規則第 43 条第 4 号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係る本人の数が 100 人を超えるもの

8 特定個人情報の入手 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報を、特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いるために取得することをいう。

9 特定個人情報の使用 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いることをいう。

10 特定個人情報の移転 評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供することをいう。

11 システム用ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、要件定義、基本設計、詳細設計、プログラミング及びテストの段階を経て運用に供される電子情報処理組織で保有される特定個人情報ファイルをいう。

12 その他の電子ファイル 電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のものをいう。

第 3 特定個人情報保護評価の実施主体

1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、この指針に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる。

- (1) 行政機関の長
- (2) 地方公共団体の長その他の機関
- (3) 独立行政法人等
- (4) 地方独立行政法人
- (5) 地方公共団体情報システム機構
- (6) 情報連携を行う事業者（番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記(1)から(5)までに掲げる者以外のものをいう。下記第4の4(1)カにおいて同じ。)

2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

上記1に掲げる者が特定個人情報保護評価を実施する際に、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が複数存在する場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者が特定個人情報保護評価の実施を取りまとめる。

また、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、その者は、特定個人情報保護評価が適切に実施されるよう協力するものとする。

第4 特定個人情報保護評価の対象

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価の対象は、番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務とする。

2 特定個人情報保護評価の単位

特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法別表に掲げる事務については、原則として、同表の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に掲げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。同表以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。

3 特定個人情報ファイル

特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報フ

ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい（番号法第2条第9項）、個人情報を含む情報の集合物であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したものである。

特定個人情報ファイルの単位は、特定個人情報ファイルの使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。特定個人情報保護評価の対象となる1つの事務において複数の特定個人情報ファイルを保有することもできる。

4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

(1) 実施が義務付けられない事務

特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務（規則第4条第1号から第7号までに掲げる特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務）は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。次に掲げる事務であっても、特定個人情報保護評価の枠組みを用い、任意で評価を実施することを妨げるものではない。

ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第1号）

イ 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第2号）

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての個人情報ファイルに記録される本人の数の総数（以下「対象人数」という。）が1,000人未満の事務（規則第4条第3号）

エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第4号及び第5号）

オ 公務員若しくは公務員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第5号）

カ 情報連携を行う事業者が情報連携の対象とならない特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第6号）

キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第7号）

また、特定個人情報保護評価の対象となる事務において複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合で、その一部が上記（ウを除く。）に定める特定個人情報ファイルである場合は、その特定個人情報ファイルに関する事項を特定個人情報保護評価書に記載しないことができる。

(2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用

上記（1）に定める特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

であっても、特定個人情報保護評価以外の番号法の規定が適用され、当該事務を実施する者は、番号法に基づき必要な措置を講ずることが求められる。

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 特定個人情報保護評価計画管理書

(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成

評価実施機関は、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書（様式1参照）を作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的に実施し、また、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の記載事項に変更が生じたときは、特定個人情報保護評価計画管理書を速やかに更新するものとする。

(2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出

評価実施機関は、規則第3条の規定に基づき、最初の特定個人情報保護評価書の委員会への提出の際に、特定個人情報保護評価計画管理書を併せて提出するものとする。その後、評価実施機関が特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際は、その都度、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、併せて提出するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の公表は、不要とする。

2 しきい値判断

特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、①対象人数、②評価実施機関の従業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数（以下「取扱者数」という。）、③評価実施機関における規則第4条第8号ロに規定する特定個人情報に関する重大事故の発生（評価実施機関が重大事故の発生を知ることを含む。以下同じ。）の有無に基づき、次のとおり、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断する（以下「しきい値判断」という。）。

しきい値判断の結果、基礎項目評価のみで足りると認められたものについても任意で重点項目評価又は全項目評価を実施することができ、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについても任意で全項目評価を実施することができる。なお、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについて、任意で全項目評価を実施した場合は、重点項目評価を併せて行ったものとして取り扱う。

- (1) 対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号イ及び第5条）
- (2) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号ロ及び第5条）
- (3) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項）
- (4) 対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第1号及び第3項）
- (5) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であって、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生がない場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9号、第5条並びに第6条第1項第2号及び第3項）
- (6) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生があった場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）
- (7) 対象人数が10万人以上30万人未満であり、かつ、取扱者数が500人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）
- (8) 対象人数が30万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価（行政機関等については番号法第28条及び規則第5条、地方公共団体等については番号法第28条第1項並びに規則第4条第10号並びに第7条第1項及び第3項から第6項まで）

3 特定個人情報保護評価書

しきい値判断の結果に従い、評価実施機関は特定個人情報保護評価を実施し、次のとおり、特定個人情報保護評価書を作成し、委員会に提出するものとする。その際、特定個人情報保護評価書の記載事項を補足的に説明する資料を作成している場合は、必要に応じて、当該特定個人情報保護評価書に添付する。

(1) 基礎項目評価書

評価実施機関は、規則第5条第1項の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる全ての事務について基礎項目評価書（様式2参照）

を作成し、委員会へ提出するものとする。上記2に定めるしきい値判断の結果は、基礎項目評価書に記載するものとする。

(2) 重点項目評価書

評価実施機関は、規則第6条第1項の規定に基づき、上記2(3)、(4)又は(5)の場合は、重点項目評価書(様式3参照)を作成し、委員会へ提出するものとする。

(3) 全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書(様式4参照)を作成するものとする。

また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第28条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第10条)。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

また、全項目評価書の公示の方法については、規則第9条の2の規定に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

行政機関等は、番号法第28条第2項の規定に基づき、公示し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ 地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書を作成するものとする。

また、地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第7条第3項)。

全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれを短縮することができる。

また、全項目評価書の公示の方法については、規則第9条の2の規定に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

なお、地方公共団体等が条例等に基づき住民等からの意見聴取等の仕組みを定めている場合は、これによることもできる。

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った

全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分（下記（4）参照）を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検においては、下記第10の1（2）に定める審査の観点を参考にすることができる。

地方公共団体等は、規則第7条第5項の規定に基づき、第三者点検を受けた全項目評価書を委員会へ提出するものとする。

（4）特定個人情報保護評価書の公表

行政機関等は、基礎項目評価書及び重点項目評価書については委員会に提出した後速やかに、全項目評価書については委員会の承認を受けた後速やかに、公表するものとする（番号法第28条第4項並びに規則第5条第2項、第6条第3項及び第8条）。

地方公共団体等は、特定個人情報保護評価書を委員会に提出した後速やかに、公表するものとする（規則第5条第2項、第6条第3項及び第7条第6項）。

特定個人情報保護評価書及びその添付資料は、原則として、全て公表するものとする。ただし、規則第13条の規定に基づき、公表することにセキュリティ上のリスクがあると認められる場合は、評価実施機関は、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分を公表しないことができる。この場合であっても、期間、回数等の具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法など真にセキュリティ上のリスクのある部分に、公表しない部分を限定するものとする。

犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び公訴の提起又は維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関する特定個人情報保護評価については、評価実施機関は、規則第13条の規定に基づき、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は、少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする（規則第14条）。

5 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等は、規則第16条の規定に基づき、遅滞なく委員会に通知するものとする。評価実施機関は、事務の実施をやめるなどした日から少なくとも3年間、その事務の実施をやめたこと等を記載するなど所要の修正を行った上で、特定個人情報保護評価書を公表しておくものとする。

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

規則第9条第1項の規定に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

2 新規保有時以外

(1) 基本的な考え方

評価実施機関は、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、下記(2)又は(3)の場合には、特定個人情報保護評価を再実施するものとし、下記(4)の場合には、再実施するよう努めるものとする。

再実施に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。下記(2)から(4)まで以外の場合に特定個人情報保護評価を任意に再実施することを妨げるものではない。

(2) 重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更（規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。ただし、個人

のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が直ちに重要な変更にあたるものではないが、特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更にあたる。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

ア システムの開発を伴う場合の実施時期

上記1（1）に準ずるものとする。

イ システムの開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施時期

事務処理の変更の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

（3）しきい値判断の結果の変更

上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする（規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条）。

また、評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする（規則第6条第2項及び第3項、第7条第2項から第6項まで、第8条及び第14条）。

なお、対象人数又は取扱者数が減少したことによりしきい値判断の結果が変わり、全項目評価から重点項目評価若しくは基礎項目評価に、又は重点項目評価から基礎項目評価に変更になった場合については、特定個人情報保護評価書の修正として、委員会に提出した上で公表するものとする。

（4）一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

3 規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について

（1）新規保有時

規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、事後評価（特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うものとされている。

ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有する事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルの保有に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、事前評価（特定個人情報ファイルを保有する前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うものとする。

また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。

（2）重要な変更

規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、事後評価を行うものとされている。

ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルに対して加える重要な変更在一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、事前評価を行うものとする。

また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を再実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正

1 基礎項目評価書

基礎項目評価書の記載事項に、上記第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、上記第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。修正に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。

この場合は、特定個人情報保護評価の実施に該当せず、全項目評価の場合であっても、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取及び委員会による承認又は第三者点検は必要ない。評価実施機関の任意の判断で、国民（地方公共団体等にあつては住民等）からの意見の聴取又は第三者点検を行うことを妨げるものではない。

第8 個人情報保護法及び番号法に基づく事前通知

個人情報保護法第74条第1項の規定に基づき、会計検査院を除く行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、同項各号に規定する事項（以下「事前通知事項」という。）をあらかじめ委員会に通知しなければならない。また、事前通知事項を変更しようとするときも同様に通知しなければならない（以下「事前通知」と総称する。）。行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、全項目評価書を公表した場合、又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した全項目評価書を公表した場合は、番号法第28条第5項の規定により、それぞれ事前通知を行ったものとみなす。

また、行政機関が、特定個人情報保護評価を実施し、重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価を再実施し、事前通知事項を変更した重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更にあたらない変更を加えようとするときに事前通知事項を変更した全項目評価書又は重点項目評価書を変更前に提出・公表した場合等は、それぞれ事前通知等を併せて行ったものとして取り扱う。

第9 特定個人情報保護評価の評価項目

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価を実施するに当たって、評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識又は分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において宣言するものとする。

評価実施機関は、リスクを軽減するための措置を検討する際には、特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましい。また、リスクを軽減するための措置には、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置があり、評価実施機関は、基本方針、取扱規程等を踏まえ、評価実施機関の規模及び事務の特性に応じた適切な措置を講ずるものとする。

なお、技術の進歩に伴うクラウドサービス等の新たなサービス、開発手法等を導入する場合には、当該サービス、開発手法等の特性を考慮した上で、適切な安全管理措置を講ずるものとする。

2 評価項目

(1) 基礎項目評価書

規則第2条第1号に規定する基礎項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものとする。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

(2) 重点項目評価書

規則第2条第2号に規定する重点項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管場所その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる主なリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。重点項目評価書様式は主なリスクのみを示しているが、その他のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

(3) 全項目評価書

法第28条第1項各号及び規則第12条に規定する全項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務におい

て使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属長の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管及び消去の方法その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。全項目評価書様式に示すものの以外のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ 評価実施手続

行政機関等は、上記第5の3(3)アにより実施した国民からの意見の聴取の方法、主な意見の内容等、下記第10の1に定める委員会による承認のために全項目評価書を委員会に提出した日、委員会による審査等について記載するものとする。

地方公共団体等は、上記第5の3(3)イにより実施した住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載するものとする。

オ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(1) 承認対象

委員会は、上記第5の3(3)アに基づき行政機関等から委員会に提出された全項目評価書を審査し、承認するものとする。

委員会は、基礎項目評価書、重点項目評価書、地方公共団体等から提出された全項目評価書及び任意で提出された全項目評価書の承認は行わないものとする。

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

委員会は、提出された全項目評価書の審査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、全項目評価書の再提出その他の是正を求めるものとする。

2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認

委員会は、評価実施機関から委員会に提出された特定個人情報保護評価書であって上記1による委員会の承認の対象としないものについては、必要に応じて、その内容を精査し、適合性及び妥当性について確認するものとする。

委員会は、提出された特定個人情報保護評価書の精査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の再実施その他の是正を求めるものとする。

第11 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施

評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。

第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第21条第2項、第28条第6項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。

2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置

特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報保護評価書の記載に反している場合、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、是正を求めるものとする。

別表

(第6の2(2)関係)

特定個人情報保護評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
1 重点項目評価書	1 個人番号の利用 2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 3 特定個人情報ファイルの種類 4 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 5 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 6 特定個人情報の入手元 7 特定個人情報の使用目的 8 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 9 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 10 特定個人情報の保管場所 11 リスク対策（重大事故の発生を除く。）
2 全項目評価書	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 2 個人番号の利用 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 4 特定個人情報ファイルの種類 5 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 6 特定個人情報ファイルに記録される主な項目 7 特定個人情報の入手元 8 特定個人情報の使用目的 9 特定個人情報の使用部署 10 特定個人情報の使用方法 11 特定個人情報の突合 12 特定個人情報の統計分析 13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定 14 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 17 特定個人情報の保管場所 18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（重大事故の発生を除く。） 19 その他のリスク対策